

根室市地域防災計画

【一般防災計画編】

(令和7年2月)

根室市防災会議



根室市地域防災計画 一般防災計画編

目次

第1章 総則

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の修正要領	2
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節 住民及び事業者の基本的責務等	8
第7節 根室市の自然的条件	11
第8節 根室市の災害の概要	14

第2章 防災組織

第1節 根室市防災会議	16
第2節 根室市災害対策本部等	17
第3節 非常配備体制	30
第4節 住民組織等の協力	36

第3章 災害予防計画

第1節 重要警戒区域及び整備計画	38
第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	39
第3節 防災訓練計画	42
第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	43
第5節 相互応援（受援）体制整備計画	44
第6節 自主防災組織等の育成等に関する計画	46
第7節 避難体制整備計画	50
第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	56
第9節 情報収集・伝達体制計画	60
第10節 建築物災害予防計画	61
第11節 消防計画	62
第12節 風害予防計画	70
第13節 雪害対策計画	71
第14節 融雪灾害予防計画	74
第15節 高波・高潮災害予防計画	75
第16節 土砂災害予防計画	77
第17節 積雪・寒冷対策計画	82
第18節 複合災害に関する計画	84
第19節 業務継続計画の策定	85

第4章 災害応急対策計画

第1節 気象予報（注意報を含む）、警報等並びに情報等の伝達計画	87
第2節 災害情報等の報告収集及び伝達計画	101
第3節 災害通信計画	104
第4節 災害広報・情報提供計画	108
第5節 水防計画	112

第6節	避難対策計画	117
第7節	応急措置実施計画	128
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	133
第9節	広域応援・受援計画	138
第10節	ヘリコプター等活用計画	139
第11節	救助救出計画	144
第12節	医療及び助産計画	145
第13節	防疫計画	154
第14節	災害警備計画	157
第15節	交通応急対策計画	159
第16節	輸送計画	165
第17節	食料供給計画	173
第18節	給水計画	176
第19節	衣料・生活必需品等物資供給計画	179
第20節	石油類燃料供給計画	185
第21節	ライフライン復旧対策計画	187
第22節	応急土木対策計画	189
第23節	被災宅地安全対策計画	190
第24節	住宅対策計画	191
第25節	障害物除去計画	196
第26節	文教対策計画	198
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	202
第28節	家庭動物等対策計画	207
第29節	応急飼料計画	208
第30節	廃棄物等処理計画	211
第31節	災害ボランティアとの連携計画	213
第32節	労務供給計画	215
第33節	職員派遣計画	217
第34節	災害救助法の適用と実施	218

第5章 事故災害対策計画

第1節	海上災害対策計画	223
第2節	流出油等対策計画	229
第3節	鉄道災害対策計画	236
第4節	道路災害対策計画	239
第5節	危険物等災害対策計画	242
第6節	林野火災対策防計画	246
第7節	大規模停電災害対策計画	252

第6章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	257
第2節	被災者援護計画	259

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき根室市防災会議が作成する計画であり、根室市の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 根室市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、根室市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 気象・地象・水象等による災害の未然防止と被害の軽減をはかるための施設の新設・改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水・防疫・食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

根室市地域防災計画は、「一般防災計画編」、「地震防災計画編」、「津波防災計画編」の各編から構成する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図

る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- 2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ること）、共助（市民が地域において互いに助け合うこと）、及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に定めるところにより毎年計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について行うものとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき
- 2 社会経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策の実施によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 6 その他市防災会議長が必要と認めたとき

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

根室市の防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 約
1 指定地方行政機関	
釧路開発建設部 (根室道路事務所・ 根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 一般国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと。 (3) 第3種漁港、第4種漁港、港湾及び航路の直轄工事及び災害復旧を行うこと。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 国有林野火災の予防対策をたてその未然防止を行うこと。 (4) 災害時において市等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐行性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。
根室海上保安部	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害時における船舶の救助及び船舶交通の障害の除去に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における傷病者、救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7) 航路標識の維持管理に関すること。
釧路地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、水象の予報・警報の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備を行うこと。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発を行うこと。
釧路労働基準監督署	(1) 事業所、工場等の産業災害防止対策を図ること。
2 自衛隊	
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 (3) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等を行うこと。 (4) 状況により、自主的な部隊の派遣を行うこと。
航空自衛隊 第26警戒隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 (3) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、給水及び通信の支援等を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 約
3 北海道	
根 室 振 興 局	(1) 根室振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (4) 市及び指定地方行政機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6) 救助法の適用及び実施に関すること。
根 室 教 育 局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 (2) 文化施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
釧 路 総 合 振 興 局 釧 路 建 設 管 理 部 根 室 出 張 所 (中標津出張所)	(1) 道道及び所轄河川の維持災害復旧その他の管理を行うこと。 (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と崩壊防止工事を行うこと。 (3) 漁港における災害復旧を行うこと。
根 室 振 興 局 保 健 環 境 部 (根室保健所)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告を行うこと。 (2) 災害時における医療救護活動を行う。 (3) 災害時における防疫活動を行うこと。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を行うこと。 (5) 医療防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。 (6) 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること。
4 北海道警察	
根 室 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び救助、救出並びに、緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 根室市	
市 長 部 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根室市防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を行うこと。 (3) 災害用物資及び資材の備蓄及び防災施設等の整備点検に関すること。 (4) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図ること。 (5) 自主防災組織の充実を図り、住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (7) 指定地方行政機関、指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
根室市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市の消防計画を作成し、消防体制の万全を期すること。 (2) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (3) 被災地の警戒体制に関すること。 (4) 火災警報等の住民への周知に関すること。 (5) 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 (6) 災害時における救急活動に関すること。
根室市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財等の保全対策の実施に関すること。 (3) 文教施設の被害調査及び報告に関すること。
6 指定公共機関	
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社花咲線 運輸営業所根室駅	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。 (3) 鉄道施設等の保安に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道事業部 (委任機関) (株)NTT東日本 北海道北海道東支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における重要通信の確保に関すること。
(株)NTTドコモ北海道支社 北海道東支店 (委任機関) (株)ドコモCS北海道 北海道東支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における通信の確保に関すること。

機 関 名	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 北海道支部根室市地区	(1) 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (2) 災害義援金品の受領、配分及び募集を行うこと。 (3) 救援物資の供給に関すること。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運（株） 根室支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
北海道電力ネットワーク（株） 根室ネットワークセンター	(1) 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。
郵便事業（株） 根室支店	(1) 郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等にすること。
郵便局（株） 根室郵便局	(1) 窓口業務の確保にすること。
7 指定地方公共機関	
社団法人 根室市外三郡医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整、並びに応急医療及び助産その他救助活動に協力すること。
社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整、並びに応急歯科医療に協力すること。
社団法人北海道薬剤師会 根室支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の提供に協力すること。
社団法人北海道獣医師会 根室支部	(1) 災害時における飼養動物の対応に協力すること。
社団法人北海道バス協会 釧根地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 約
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
漁業協同組合 農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策に対し協力すること。 (2) 農漁獲物の災害対策の指導を行うこと。 (3) 被害組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (4) 農漁業生産資材及び農漁家生活物資の確保、斡旋を図ること。 (5) 農漁獲物の需要調整について協力すること。 (6) 物価の安定について協力すること。 (7) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
商工會議所	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 (2) 被害商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
一般病院等	(1) 災害時において医療防疫対策について協力すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について協力すること。
危険物関係施設の 管 理 者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所管理者	(1) 市が指定する避難場所の施設管理者は、避難場所の適正な管理、運営に当たるとともに、応急対策の実施について協力すること。

第6節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近なコミュニティにおいて住民等の力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する必要がある。

基本法第7条においても住民等の責務が「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動等への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない」と明確に示されており、当市においても、災害時には、住民等は火気の使用、自動車の通行、消火の準備、その他災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置（緊急貯水、避難の準備、近隣の避難行動要支援者の把握・保護）等をとるとともに、市及び防災関係機関等が実施する応急活動に協力するなど、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 住民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主防災活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

（1）平常時の備え

ア 避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、ホイッスル等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

エ 隣近所との相互協力関係のかん養

オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
キ 町会における要配慮者への配慮
ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

（2）災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握
イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難場所・避難所での自主的活動や、住民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 市・防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があつたときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を充分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定

イ 防災体制の整備

ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進

エ 予想被害からの復旧計画策定

オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア 事業所の被災状況の把握

イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ 施設利用者の避難誘導

エ 従業員及び施設利用者の救助

オ 初期消火活動等の応急対策

カ 事業の継続又は早期再開・復旧

キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区的防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるとともに、必要に応じて、防災活動に関する地区防災計画の素案を根室市防災会議に提案するなど、連携に

努めるものとする。

- (2) 根室市防災会議は、地区防災計画の提案がおこなわれたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、根室市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、根室市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (4) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第7節 根室市の自然的条件

1 位置、地勢及び面積

根室市は、北海道の東端に位置し、太平洋に突き出した半島とその付け根に当たる部分からなりたち、その付け根部において浜中町・別海町と接している。

市の中心部は、半島のほぼ中心にあり、地形に高低があり、街路はおおむね緩やかな坂をなしている。

北東に紅煙岬が突出し、弁天島が西の海面に横たわり港門の役をなし、根室港を形成しており、オホーツク海を隔てて、国後島を指呼の間に望み、東は太平洋に面し、納沙布岬からは歯舞群島、色丹島が展望される。

納沙布岬付近には、暗礁があり、加えて濃霧がはなはだしく、魔の海として航海上の難所とされ納沙布岬灯台が設置されている。

また、太平洋側はチトモシリ、歯舞、友知、ユルリ、モユルリ島が点在し、マッカイヨウ岬、花咲岬、落石岬が南東に突き出し、それぞれ歯舞漁港、花咲港、落石漁港を形成し、船舶の停泊また漁船の避難港として重要な役割を占めると共に、冬期間も結氷をみず、沿岸沖合漁業の拠点として根室港と表裏をなしている。

一方、半島の付け根部分の厚床方面は、大部分が平坦で小川が入り交じって大河川ではなく、僅かに別当賀川を最大に2～3の小川があるにすぎない。

(1) 位置（歯舞群島を含む）

極東 東経 146° 26' 26"

極西 東経 145° 11' 44"

極南 北緯 43° 09' 30"

極北 北緯 43° 39' 08"

(2) 面積、広ぼう（歯舞群島 94.84K m²を含む）

面積 502.65k m²

東西 100.83 km

南北 54.87 km

※ 国土地理院が公表した令和5年全国都道府県市区町村別面積調（令和5年10月1日現在）による。

2 地質

根室半島を形作る大地の下には、根室層群と呼ばれる地層が広く発達、分布している。この地層は主として暗緑色の礫岩・角礫凝灰岩、砂岩、頁岩からなり南に緩く傾斜している。

その主部は白亜紀後期に属するものであるが、地層の上部の一部は、古第三紀にまで及ぶものと考えられている。この地層の中には枕状溶岩をはじめ、多数の塩基性火成岩体が介在している。

このうち、あるものは海底における溶岩流であるが、一部には明らかな岩床や脈岩状のものがあり、岩体の形成時期はほぼ6500～8800万年前である。

根室層群やこれを貫く上記の火成岩類は堅硬で全体として安定した地盤を構成しており根室半島の基盤岩となっている地質系統である。根室層群をおおう新期の地質系統は第4系である。それには洪積層と沖積層とが含まれる。

根室市内には海拔高度10～15m、17～25m、40～45m、60～80mの5つの段丘があり、各段丘の上には段丘礫層の発達がみられる。しかし、その層厚はうすい。

沖積層は地域の殆んど全部をおおって存在しており、各種の岩相が含まれる。砂、礫、粘土、泥炭、火山灰、腐植土などがそれである。これは主として摩周岳にその起源が求められる火山灰、ローム及び腐植土からなるものである。

根室市内の台地状あるいは丘陵性の地域で、基盤が根室層群及び塩基性火成岩類によって占められている部分は、比較的に安定な地盤からなるとみてよい。このような地域での基盤上の堆積物の厚さは、せいぜい数メートルである。

しかし、これらの台地あるいは丘陵の間に発達する低地、凹地、海岸の平地などには、軟弱地盤地質系統が分布しており注意を要する。根室市街地では、軟弱地盤の厚さ 10m内外であるにすぎないが、風蓮湖、温根沼方面ではその厚さもまたかなり大きいものと考えられる。

要するに台地の上では地盤に問題はないが、谷の中ではこれが問題といえる。

3 気 象

根室地方は北海道の東端に位置し、北を千島、知床山系、西を白糠丘陵で囲まれた平たんな原野である。

冬季は晴天乾燥の冬晴れの気候となるが、夏季は近海を流れる親潮寒流の影響を受け、海霧が多発し他の地方に比べて気温が低い。

四季別の概況は次のとおりである。

(冬)

西高東低の冬型気圧配置が卓越し、晴天乾燥の日が多く地中凍結は平野部で50cmを越す所がある。

降雪量は山沿いを除き一般に少ないが、一冬に数回発達した低気圧が道東に接近し通過した場合、暴風雪となり多量の湿雪や電線着雪、吹きだまりなどにより交通障害を生ずる。また沿岸では高波災害が起こる。

(春)

移動性高気圧と気圧の谷が交互に通るようになり天気は周期的に変わる。移動性高気圧におおわれると、温暖な晴天となり空気は乾燥し火災の危険期ともなる。またこの頃は低気圧が北海道付近で異常に発達し、暴風雨雪や大時化となり大きな災害を引き起こすこともある。

なお、晩春からはオホーツク海高気圧が強まって、冷涼で陰うつな天気も現れる。

(夏)

6月から7月にかけて、時々オホーツク海高気圧が発達し、低温曇雨天となる。また7月から8月は海霧の最盛期となり、海岸部では“夏がない”ともいわれる。

しかし、内陸や海岸の一部で 30°Cを越すことがある。なお前線の停滞や北上・南下に伴い、当地方でも大雨となり特に前線に台風や低気圧がある場合、集中豪雨が起ることもある。

(秋)

秋は1年を通じて最も快適な季節である。天気は周期的に変わるが、一般に回復は早く晩春から夏のぐずついた天気を補う天の恵みといえよう。初霜はかなり遅い。

平均気温、降水量、日照時間の月別平年値表（1991～2020年）

月別 要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温（℃）	-3.4	-3.8	-0.8	3.5	7.7	10.9	14.9	17.4	16.2	11.6	5.6	-0.5	6.6
降水量（mm）	30.6	23.5	47.0	64.4	96.2	103.0	115.1	132.3	160.0	126.1	83.2	59.0	1040.4
日照時間（h）	154.4	164.1	190.8	180.9	171.6	135.5	117.3	124.6	144.5	162.8	148.2	151.8	1846.7

最高気温、最低気温、月別極値表（累年）（1872～2023年）

月別 要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
最高 気温	年	1892	1989	2021	2014	2019	2010	2017	2015	2019	1994	1979	1890
	月日	1.1	2.16	3.30	4.25	5.26	6.26	7.15	8.5	9.9	10.1	11.5	12.9
	気温(℃)	10.3	9.5	14.7	23.3	34.0	32.1	32.4	33.6	29.5	24.2	19.2	13.4
最低 気温	年	1908	1931	1885	1885	1885	1885	1883	1893	1879	1903	1884	1952
	月日	1.26	2.18	3.18	4.6	5.3	6.4	7.7	8.3	9.30	10.30	11.28	12.30
	気温(℃)	-22.7	-22.9	-21.1	-13.4	-6.7	-4.9	0.4	6.3	1.7	-3.3	-10.6	-15.1

第8節 根室市の災害の概要

根室市における過去の災害発生は、暴風雨、暴風雪（低気圧、台風等）に伴う高波による被害が最も多く以下、大雨、地震、津波等が主なものである。

根室地方で夏の間に近づく台風や台風から変わった低気圧は、特に雨に注意が必要であり、秋には北日本で衰弱せず風雨ともに強いものがあり、根室地方で最悪のコースは、道東を北東に進む場合で、暴風雨や高潮の加わった大時化による沿岸被害も想定される。

地震は、平成6年10月4日の北海道東方沖地震とこれに伴う津波により大きな被害を受けているが、道東に近い千島海溝周辺は、繰り返し海溝型の地震が発生する海域であり、今後とも十分注意する必要がある。

（過去の本市及び当地方における災害の状況は、資料編「根室市災害事例」を参照。）

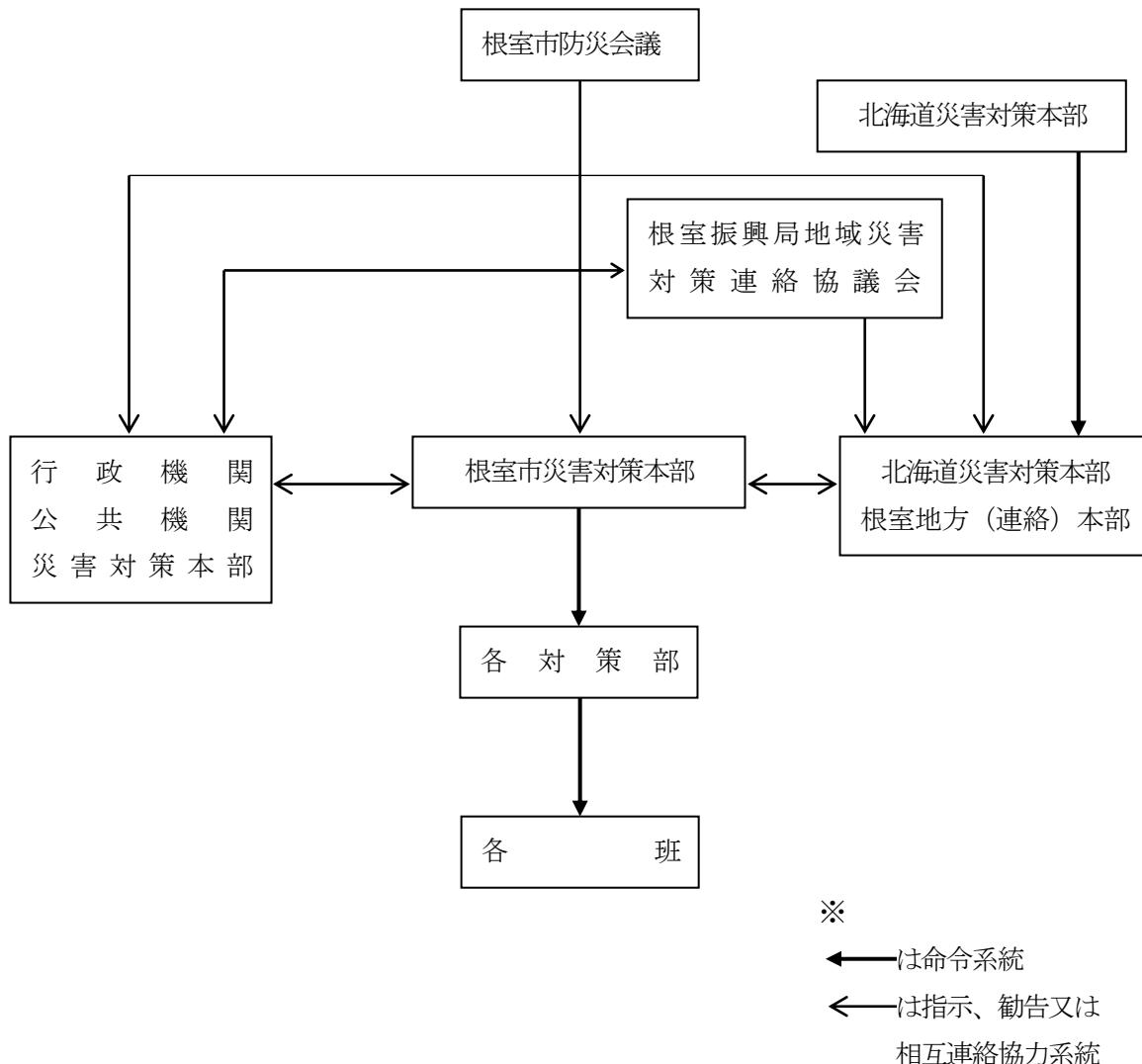
第2章 防 災 組 織

災害の予防応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため本章において防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

根室市の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として根室市防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統は次のとおりである。

根室市の地域における防災関係機関系統図

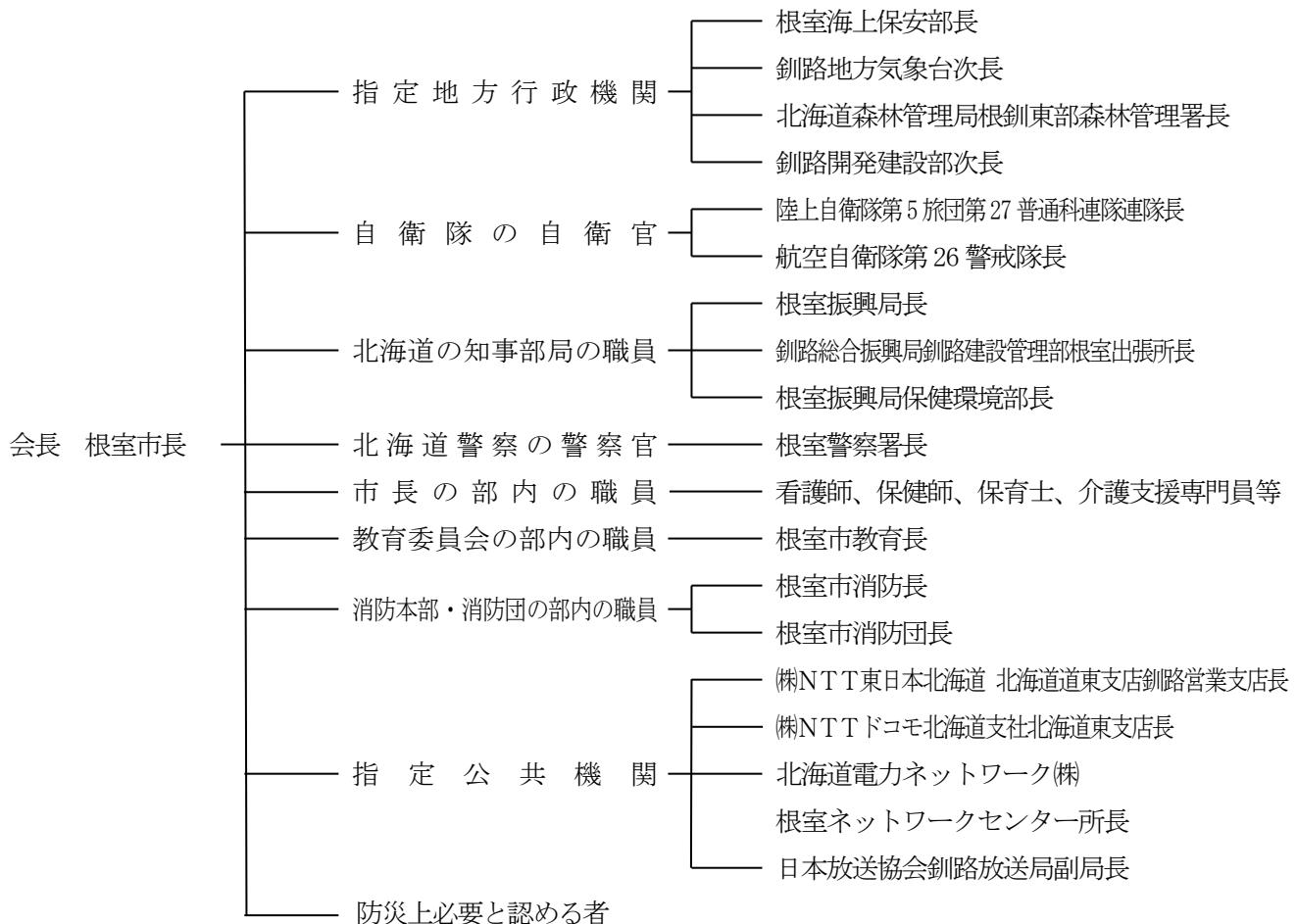


第1節 根室市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、根室市防災会議条例（昭和37年根室市条例第34号）第3条第5項に規定する委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては、根室市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること、並びに市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ることを任務とするものである。

その組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 組織



2 運営

市防災会議の運営は、根室市防災会議条例（昭和37年根室市条例第34号）及び根室市防災会議運営規程（昭和38年根室市規程第2号）の定めるところによる。

第2節 根室市災害対策本部等

1 根室市災害警戒本部

災害時、根室市災害対策本部を設置するまでに至らない災害において、総務部長が設置を指示し、警戒及び災害予防、応急対策を実施する。

(1) 本部の業務

- ア 気象情報等の収集
- イ 関係機関及び各部への情報連絡
- ウ 警戒本部に必要な職員の配備
- エ 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- オ 災害の発生が予想される地域、危険個所の巡回及び広報等
- カ 災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(2) 本部の設置基準

- ア 市域で震度4の地震を観測したとき。
- イ 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。
- ウ 市域に気象警報が発表されたとき。
- エ その他総務部長が必要と認めるとき。

(3) 本部の廃止基準

- ア 予想された災害の発生危険が解消したとき又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したとき。
- イ 警戒体制以上の配備体制が必要で、市長が災害対策本部の設置が必要であると認め、根室市災害対策本部を設置したとき。

2 根室市災害対策本部

市長は、災害時、基本法、根室市災害対策本部条例（昭和37年根室市条例第35号）及び根室市災害対策本部運営規程（昭和40年根室市訓令第3号）に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(1) 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の規定に基づき、次の各号の一に該当し、市長が必要であると認めたときに設置する。

災害対策本部設置基準	
ア	大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
イ	災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
ウ	気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報が発せられ、その必要が認められたとき。
エ	その他特に市長が必要と認めるとき。

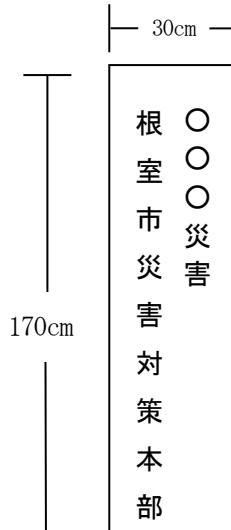
(2) 本部設置の周知

市長は、本部を設置したときは、直ちに府内、関係機関、住民に対し電話、広報車等適宜の方法で周知するものとする。

(3) 本部設置場所

ア 災害対策本部は、第3非常配備体制の場合、本庁舎3階大会議室に本部を設置するものとする。

イ 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に次の本部標示板を掲示するものとする。



(4) 現地本部の設置

ア 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に災害対策本部の現地対策班として、現地本部を設置することができるものとする。

イ 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。

ウ 現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

(5) 本部の廃止

ア 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。

(ア) 本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。

(イ) 災害に関する応急対策措置がおおむね完了したとき。

(ウ) 公共機関及び公共的機関の災害応急措置がおおむね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。

イ 本部を廃止したときは、各防災機関、根室振興局、報道機関等に通知するものとする。

ウ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を行うものとする。

この場合、総務対策部は業務の内容、遂行状況等について各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行うものとする。

(6) 本部の組織及び事務所掌

ア 本部に対策部及び班を置く。

イ 本部の組織は、別表1のとおりとする。

ウ 対策部及び班の名称、対策部長、対策副部長及び班長に充てられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの対策部、班の所掌事務は、別表2・3のとおりとする。

エ 部及び班の編成並びに所掌事務については、原則として別表によるが、災害状況等により、部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各対策部長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。

オ 本部長は、災害状況又は特に必要と認めるとき、別表と異なる編成を各部長に指示することができる。

(7) 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」及び「本部連絡室」を置くものとする。

ア 本部員会議

(ア) 本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長、根室市部設置条例（昭和40年根室市条例第6号）に定める部の長、会計管理者、消防長、議会事務局長、病院事務長、教育部長及び部長相当職

(イ) 本部員会議の事務局は、総務部危機管理課に置くものとする。

(ウ) 本部員会議の協議事項

- a 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
- b 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- c 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- d 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- e 関係機関に対する応援の要請及び救助法の適用申請に関すること。
- f その他災害対策に関する重要な事項

(エ) 本部員会議の開催

- a 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- b 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- c 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- d 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨を申し出る。

(オ) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

イ 本部連絡室

(ア) 本部連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務に当たるものとする。

(イ) 本部連絡室の構成は次のとおりとする。

- a 室 長 総務部長（総務対策部長）
- b 副室長 危機管理課長（総務対策部危機管理班長）
- c 係 員 総務部危機管理課職員（総務対策部危機管理班）
- d 本部連絡員 各対策部長が指名した職員をもって充てる。

(ウ) 本部連絡室の事務局は、総務部危機管理課に置くものとする。

(エ) 室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な対策部の本部連絡員との連絡にあたり、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等に努めるものとする。

ウ 本部連絡員

(ア) 各対策部に本部連絡員を置くものとする。

(イ) 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務部危機管理課長に報告するものとする。

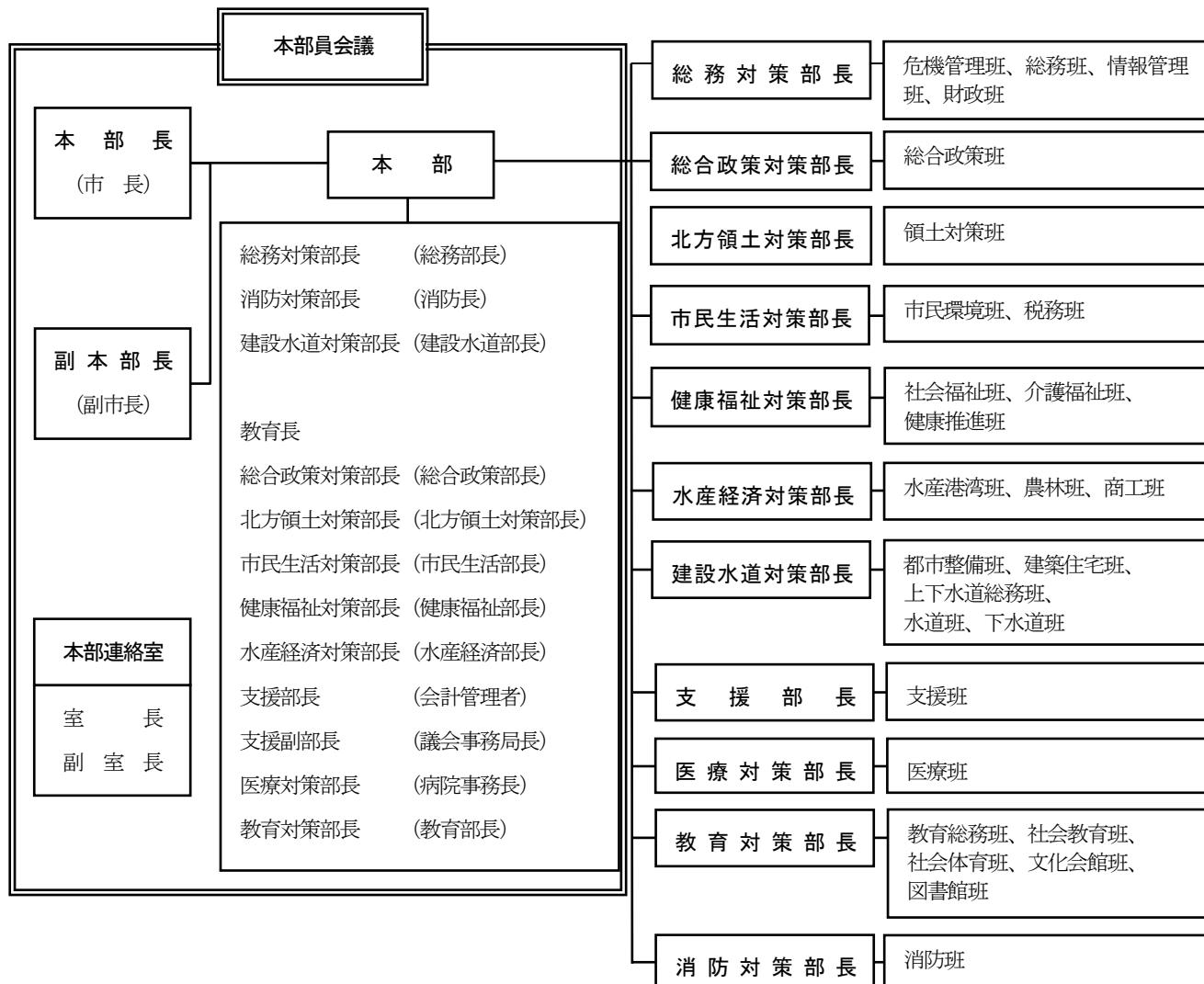
(ウ) 本部連絡員の業務は、次のとおりである。

- a 所属部内の動員、配備体制の状況把握
- b 応急対策の実施、活動状況の把握
- c 応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求
- d 所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
- e 本部連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

(エ) 前項の「災害に関する情報」の報告は、第4章第2節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」に定めるところによる。

別表1

災害対策本部組織図



本部連絡室の編成

室長（総務部長） 副室長（危機管理課長） 係員（総務部危機管理課職員）	本部連絡員 (各対策部長が所属部職員の中から指名する職員)
---	----------------------------------

別表2

部班の編制内容

部名	部長	副部長	班名	班長	班に属する部課
総務対策部	総務部長	危機管理課長	危機管理班	危機管理課長	危機管理課
			総務班	総務課長	総務課 庁舎整備推進課
			情報管理班	情報管理課長	情報管理課
			財政班	財政課長	財政課
総合政策部	総合政策部長	総合政策室長	総合政策班	総合政策室長	総合政策室 地域創生室
北方領土対策部	北方領土対策部長	北方領土対策課長	領土対策班	北方領土対策課長	北方領土対策課
市民生活対策部	市民生活部長	市民課長	市民環境班	市民課長	市民課 生活環境課 廃棄物処理施設整備推進課
			税務班	税務課長	税務課
健康福祉対策部	健康福祉部長	社会福祉課長	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課 こども子育て課
			介護福祉班	介護福祉課長	介護福祉課
			健康推進班	健康推進課長	健康推進課 こども支援課
水産経済対策部	水産経済部長	水産振興課長	水産港湾班	港湾課長	水産振興課 水産指導課 水産加工振興センター 港湾課
					農林班 農林課長 農林課
					商工班 商工労働観光課長 商工労働観光課
建設水道対策部	建設水道部長	都市整備課長 上下水道総務課長	都市整備班	都市整備課長	都市整備課
			建築住宅班	建築住宅課長	建築住宅課
			上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課
			水道班	水道課長	水道課
			下水道班	下水道課長	下水道課
支援部	会計管理者	議会事務局長	支援班	議会事務局次長	会計課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局
教育対策部	教育部長	教育総務課長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課 総合体育会館整備推進課
			社会教育班	社会教育課長	社会教育課 歴史と自然の資料館
			社会体育班	社会体育課長	社会体育課
			文化会館班	総合文化会館館長	総合文化会館
			図書館班	図書館館長	図書館
医療対策部	病院事務長	企画管理課長	医療班	企画管理課長	病院
消防対策部	消防長	消防本部次長	消防班	消防本部次長	消防本部(署)

別表3

各部・班の所掌事務

【総務対策部】

班名	任務分担
危機管理班 (危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3. 本部員会議及び本部連絡室に関すること。 4. 被害状況の収集集計に関すること。 5. 国、道に対する要請及び報告に関すること。 6. 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の受理伝達に関すること。 7. 自衛隊の派遣要請に関すること。 8. 災害時の車両（作業用を除く）の確保及び配車に関すること。 9. 災害記録に関すること。 10. 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 11. ボランティアの受付に関すること。 12. 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。
総務班 (総務課) (庁舎整備推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難情報の周知、広報に関すること。 2. 市庁舎の被害調査及び復旧に関すること。 3. 来庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4. 災害視察者及び見舞者の対応、接遇に関すること。 5. 職員の非常招集・解除に関すること。 6. 支所の被害調査及び復旧に関すること。 7. 通信連絡機能の確保に関すること。 8. 労務供給対策に関すること。 9. 本部が行う発表、依頼等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 10. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。
情報管理班 (情報管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難情報の周知、広報に関すること。 2. 来庁者の避難誘導の応援に関すること。 3. 動員職員の給食の応援に関すること。
財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の予算措置に関すること。 2. 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3. 市有財産の被害調査及び復旧に関すること。 4. 来庁者の避難誘導の応援に関すること。 5. 住民等からの電話受信対応の支援に関すること。 6. 動員職員の給食の応援に関すること。

【総合政策部】

班 名	任 務 分 担
総合政策班 (総合政策室) (地域創生室)	1. 住民(町会)への警報、避難情報の伝達に関すること。 2. 罹災市民からの陳情等に関すること。 3. 勤員職員の給食に関すること。 4. 来庁者の避難誘導の応援に関すること。

【北方領土対策部】

班 名	任 務 分 担
領土対策班 (北方領土対策課)	1. 住民等からの電話受信対応に関すること。 2. 災害視察者及び見舞者の対応、接遇の応援に関すること。 3. 勤員職員の給食の応援に関すること。 4. 来庁者の避難誘導の応援に関すること。 5. 北方四島交流センター利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 6. 北方四島交流センターの被害調査及び応急対策に関すること。

【市民生活対策部】

班 名	任 務 分 担
市民環境班 (市民課) (生活環境課) (廃棄物処理施設整備推進課)	1. 被災者の炊き出しに関すること。 2. 遺体の埋火葬に関すること。 3. 行方不明者の捜索に関すること。 4. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 5. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 6. 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 7. 交通対策に伴う関係機関との連絡調整に関すること。 8. 市民環境班所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 9. 被災地の環境衛生保持に関すること。 10. 被災地域住民の避難誘導に関すること。 11. 災害に関する相談及び苦情等に関すること。 12. 住民組織(町会)との連絡及び協力に関すること。 13. 避難所の開設等の支援に関すること。
税務班 (税務課)	1. 人的被害及び家屋被害の調査に関すること。 2. 市税の減免に関すること。 3. 被害に伴う税の減収見込み額等の把握に関すること。 4. 住家被害認定に関すること。 5. 避難所の開設等の支援に関すること。 6. 避難行動要支援者の避難及び安全確保の支援に関すること。

【健康福祉対策部】

班 名	任 務 分 担
社会福祉班 (社会福祉課) (こども子育て課)	<ol style="list-style-type: none">救助法に基づく救助の実施の総括に関すること。日赤救助活動との連絡調整に関すること。災害見舞金品に関すること。避難所の開設等の総括に関すること。被災者への融資に関すること。保育園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。社会福祉班所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。社会福祉施設の被害調査に関すること。
介護福祉班 (介護福祉課)	<ol style="list-style-type: none">社会福祉施設の被害調査に関すること。避難行動要支援者の避難及び安全確保に関すること。介護福祉班所管施設の被害調査及び復旧に関すること。介護保険施設の被害調査に関すること。介護保険被保険者の被害状況及び応急対策に関すること。避難所の開設等の支援に関すること。
健康推進班 (健康推進課) (こども支援課)	<ol style="list-style-type: none">応急救護所の開設及び管理に関すること。医療施設の被害調査に関すること。被災地及び避難所の保健指導に関すること。医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること。医療及び助産計画の作成及び実施に関すること。救急薬品等の供給確保に関すること。被災地域住民の避難誘導の支援に関すること。被災地の感染症予防及び患者の収容に関すること。災害時の防疫に関すること。避難所の開設等の支援に関すること。健康推進班所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。

【水産経済対策部】

班 名	任 務 分 担
水産港湾班 (水産振興課) (水産指導課) (水産加工振興センター) (港湾課)	1. 災害時における水産関係機関との連絡調整に関すること。 2. 被災漁家の金融相談及び応急対策に関すること。 3. 水産物及び水産施設の被害調査に関すること。 4. 水産港湾班所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 5. 海難に関すること。 6. 水難救護及び漂流物件に関すること。 7. 防潮扉の開放・閉鎖に関すること。 8. 檜潮の支援に関すること。 9. 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 10. 流出油等に関すること。
農林班 (農林課)	1. 農林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること。 3. 被災地の病害虫防疫に関すること。 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること。 5. 被災地の死亡獣畜の処理に関すること。 6. 林野の火災予防に関すること。 7. 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。 8. 農林班所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 9. 防潮扉の開放・閉鎖の支援に関すること。 10. 避難所の開設等の支援に関すること。
商工班 (商工労働観光課)	1. 商工業関係の被害調査に関すること。 2. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること。 3. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること。 4. 商工班所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 5. 旅行者の避難及び安全確保に関すること。 6. 防潮扉の開放・閉鎖の支援に関すること。 7. 避難所の開設等の支援に関すること。

【建設水道対策部】

班 名	任 務 分 担
都市整備班 (都市整備課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること。 2. 都市整備班所管施設の被害調査及び防災措置要請に関すること。 3. 災害復旧土木事業に関すること。 4. 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。 5. 都市整備班所管施設の復旧に関すること。 6. 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、配分、保管に関すること。 7. 障害物の除去に関すること。 8. 市街地の浸水防止対策に関すること。 9. 重要警戒区域の警戒巡視に関すること。 10. 救助法に基づく災害時輸送の統轄に関すること。
建築住宅班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。 2. 建築物の災害対策に関すること。 3. 建築住宅班所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 被災住宅に係る公営住宅の確保に関すること。 5. 被災家屋等の構造的被害状況に関すること。 6. 救助法に基づく応急仮設住宅等の建設に関すること。 7. 家屋の応急危険度判定に関すること。
上下水道総務班 (上下水道総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の災害対策活動の総合調整に関すること。 2. 上下水道被害等の災害情報の受理、収集、報告及び上下水道関係機関との連絡調整に関すること。 3. 応急給水に関すること。 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。
水道班 (水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の被害調査及び応急措置、復旧活動に関すること 2. 応急・復旧資機材等の確保、輸送、保管に関すること 3. 応急復旧、浄水作業及び送・配水調整に関すること 4. 水源の確保及び保守に関すること 5. 水質の保全に関すること
下水道班 (下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の被害調査及び応急措置、復旧活動に関すること 2. 応急・復旧資機材等の確保、輸送、保管に関すること

【支援部】

班 名	任 務 分 担
支援班 (会計課) (議会事務局) (監査委員事務局) (選挙管理委員会事務局) (農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難情報の周知、広報の支援に関すること。 2. その他各部班への支援に関すること。

【医療対策部】

班 名	任 務 分 担
医療班 (病院事務局)	1. 傷病者の収容手当、その他応急医療に関すること。 2. 入院患者及び通院患者の避難及び安全確保に関すること。 3. 医療対策部所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

【教育対策部】

班 名	任 務 分 担
教育総務班 (教育総務課) (総合体育会館整備推進課)	1. 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2. 避難所の開設等の支援に関すること。 3. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 学校教育施設の応急利用に関すること。 5. 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること。 6. 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 7. 教職員の確保に関すること。 8. 給食施設の応急利用に関すること。
社会教育班 (社会教育課) (歴史と自然の資料館)	1. 社会教育施設の応急利用に関すること。 2. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4. 文化財の保護及び応急対策に関すること。 5. 別当賀夢原館の応急利用にすること。 6. 歴史と自然の資料館の被害調査及び応急対策に関すること。 7. 避難所の開設等の支援に関すること。
社会体育班 (社会体育課)	1. 社会体育施設の応急利用に関すること。 2. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4. 避難所の開設等の支援に関すること。
文化会館班 (総合文化会館)	1. 文化会館の応急利用及にに関すること。 2. 文化会館の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 文化会館利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4. 避難所の開設等の支援に関すること。
図書館班 (図書館)	1. 図書館の応急利用に関すること。 2. 図書館の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 図書館利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4. 避難所の開設等の支援に関すること。

【消防対策部】

班 名	任 務 分 担
消防班 (消防本部)	<ol style="list-style-type: none">1. 本部設置までの間の応急活動に関すること。2. 消防活動及び水防活動に関すること。3. 被災地の警戒活動に関すること。4. 火災警報等の住民への周知に関すること。5. 住民の避難誘導と人命救助に関すること。6. 災害時における救急活動に関すること。7. 消防対策部所管施設の被害調査及び復旧に関すること。

第3節 非常配備体制

被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあっても、必要と認めたときは、非常配備体制をとることとする。

1 非常配備体制の種類と基準

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」とおりとする。

非常配備に関する基準

第1 非常配備（警戒体制）

配備時期	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ただし、津波警報を除くものとする。 (2) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 特に関係のある次の班の少數人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いうる体制をとる。 ① 総務対策部危機管理班（総務部危機管理課） ② 建設水道対策部都市整備班（建設水道部都市整備課） ③ 建設水道対策部下水道班（建設水道部下水道課） ④ 水産経済対策部水産港湾班 （水産経済部水産振興課、水産指導課、水産加工振興センター、港湾課） ⑤ 消防対策部（消防本部） ⑥ 本部長が特に必要とする対策部 (2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 総務対策部長は、釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象、地象及び水象に関する情報及び災害状況の収集を図るものとする。 (2) 総務対策部長は、関係対策部班に収集情報の提供及び活動状況聴取等についての情報連絡に当たる。 (3) 各対策部班長は、総務対策部長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

第 2 非 常 配 備 (警戒・対策本部体制)

配 備 時 期	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) その他本部長が必要と認めたとき。
配 備 内 容	(1) 災害応急対策に関する各班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 (2) 第1非常配備体制に係る各対策部班長は、必要な職員を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、第3非常配備体制に円滑に移行しうる体制とし、状況に応じ、他の各対策部長を招集するものとし、その他の職員は待機（自宅又は所属部課）とする。
活 動 内 容	(1) 本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 (2) 各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関する協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

第 3 非 常 配 備 (対策本部体制)

配 備 時 期	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被災が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 予想されない重大な災害が発生したとき。
配 備 内 容	(1) 本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活 動 内 容	(1) 速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各対策部班は、全勢力をあげて、速やかに市内全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動に当たる。

(2) 災害の規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(3) 各対策部長、各対策副部長及び各班長は先の基準に基づき、平常時より人員、車両及び資機材の配備計画をたてておくものとする。

(4) 職員非常招集連絡

各対策部長、各対策副部長及び各班長は、非常招集の場合所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならぬ。

2 配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき又は各配備基準に該当した場合、各対策部長は直ちに所管による配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長（総務部長）に報告するものとする。

（注）震災に関する非常配備体制については、震度5弱以上の地震が発生した場合又は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの非常配備体制が指令されたものとする。

また、津波注意報が発表された場合には、第2非常配備体制が指令されたものとする。

3 非常配備体制の解除

各対策部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

4 職員の動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

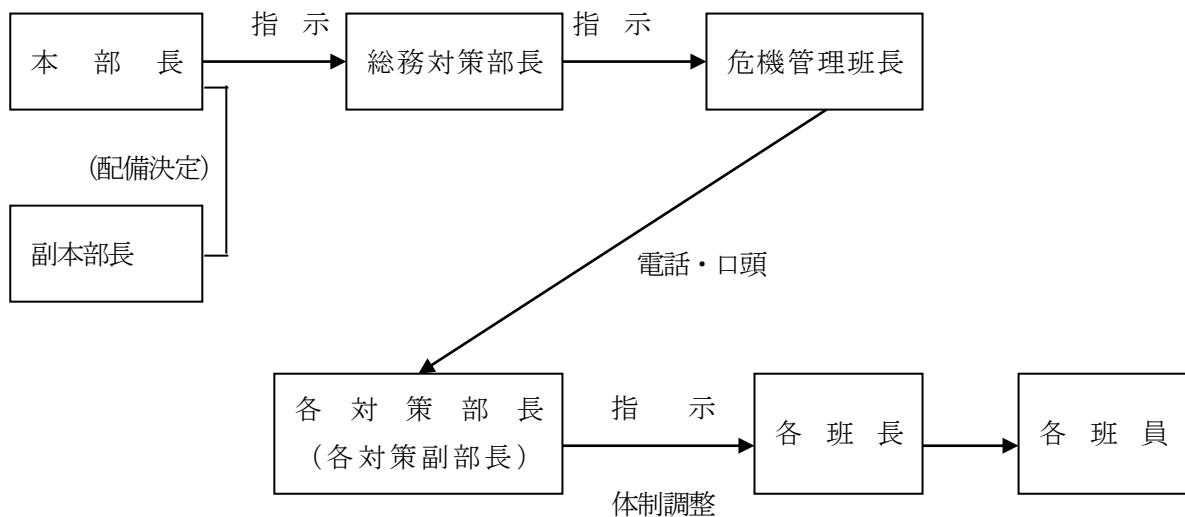
（1）動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

（ア）非常配備体制が指令された場合、又は本部を設置した場合、本部長（市長）の指示により関係対策部長に対し通知するものとする。

（イ）各対策部長は、速やかに所属職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとし、職員は直ちに所定の配備につくものとする。

（ウ）伝達系統図（勤務時間内）



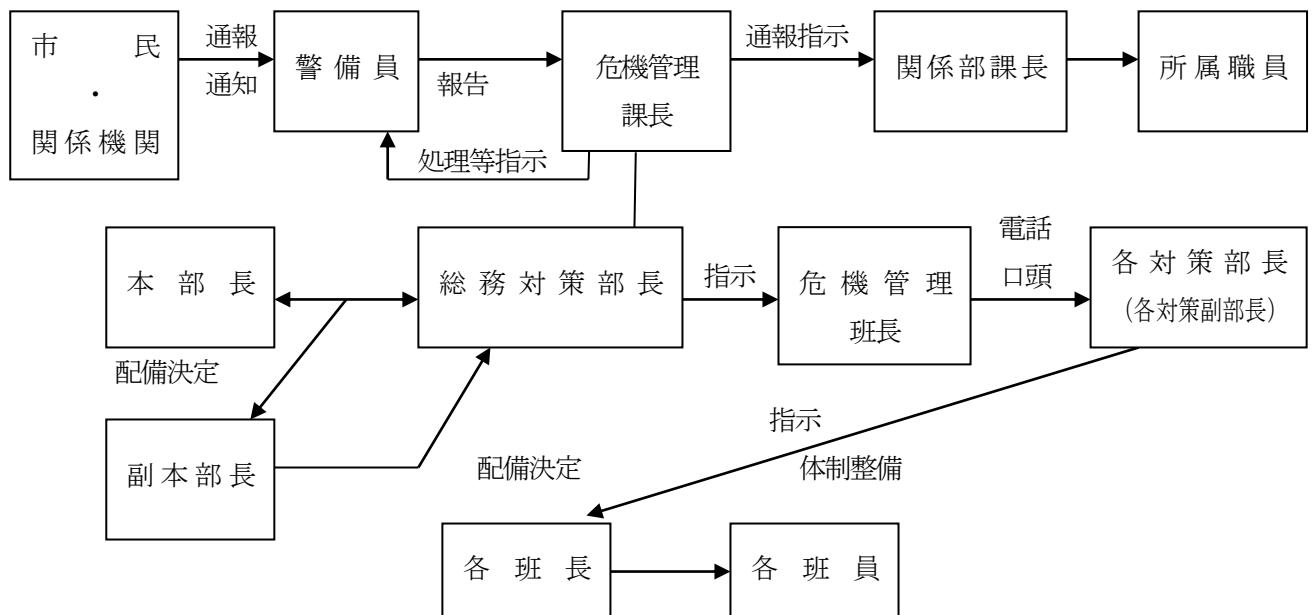
イ 勤務時間外（休日及び夜間）伝達系統及び伝達方法

(ア) 警備員等による伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）に連絡するものとする。

- a 気象警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

(イ) 伝達系統図（勤務時間外）



(ウ) 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外（休日及び夜間）に登庁の指示を受けたとき又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ又は自らの判断により自身の安全の確保に十分に配慮しつつ登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

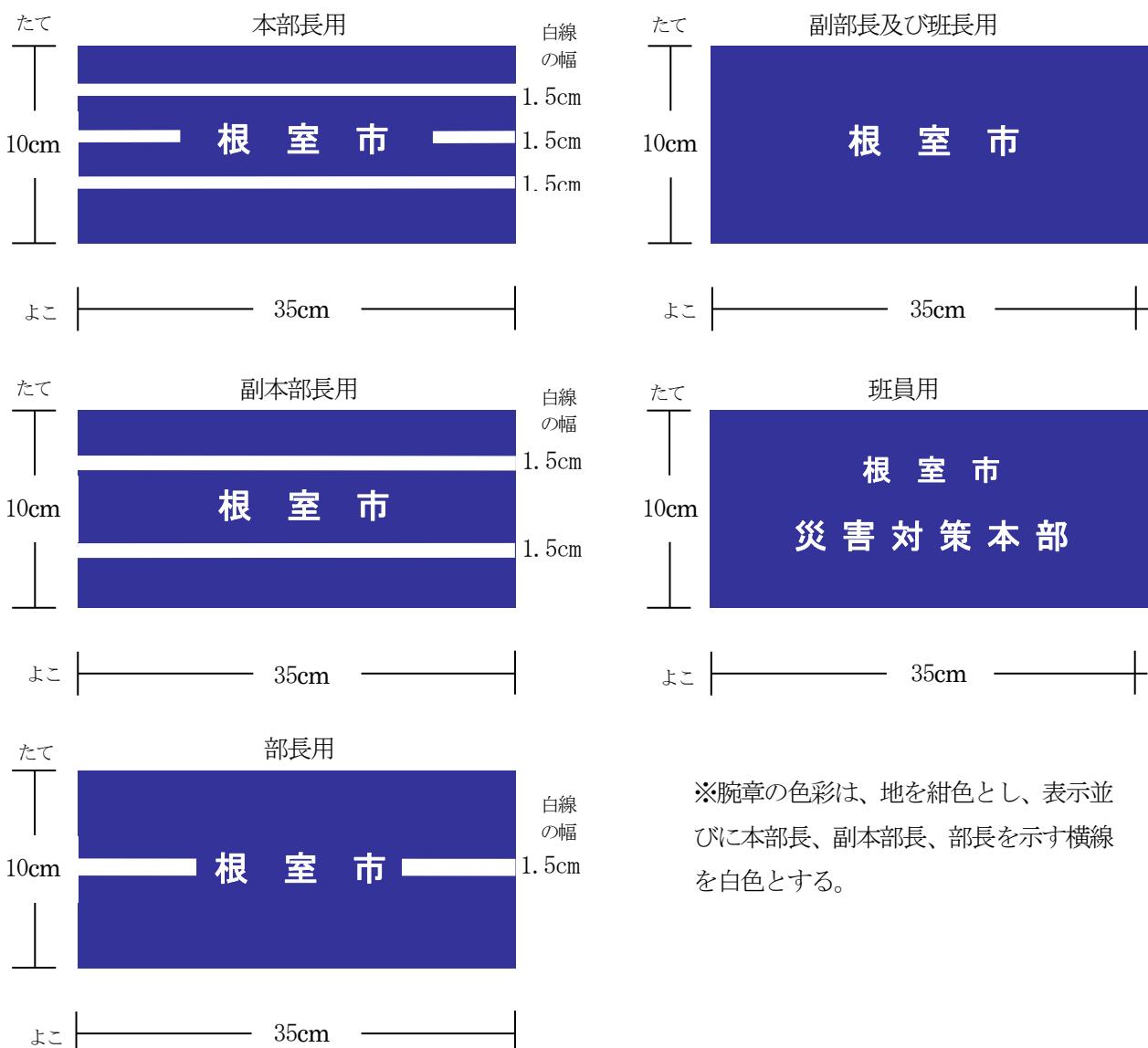
ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合は、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、職員参集状況を把握し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

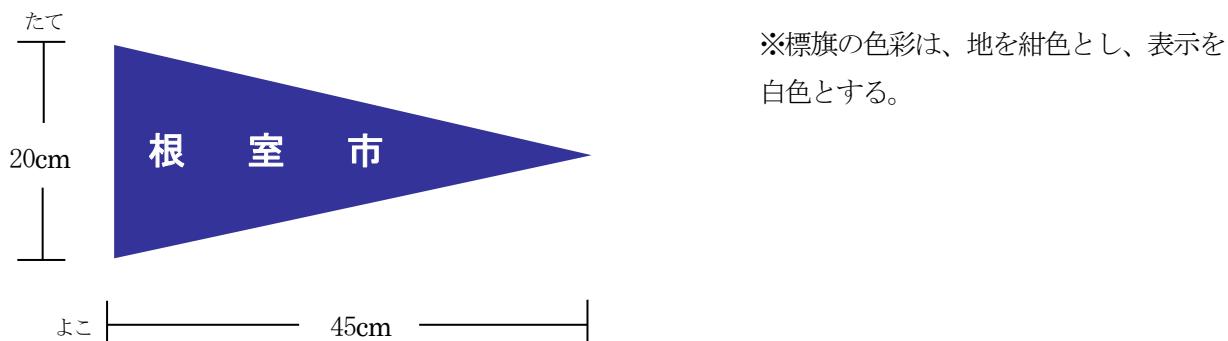
5 標識

- (1) 本部長、副本部長、各対策部長、各対策副部長、各班長及び各班の職員は、災害において非常活動に従事するときには、身分を明らかにするため所定の腕章（別記1）を着用するものとする。
- (2) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標旗（別記2）をつけるものとする。
- (3) 職員の身分の証明は、根室市職員服務規程（昭和41年根室市訓令第5号）第44条の規定による身分証明書によるものとし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

別記1 腕 章



別記2 標 旗



※標旗の色彩は、地を紺色とし、表示を白色とする。

6 市長の権限の委任

下記の権限を消防吏員に委任することができるものとする。

(1) 基本法第 56 条（市町村の警報の伝達と警告）

ア 災害に関する予報、警報を知ったとき、受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公私団体への伝達。

イ この場合予想される災害の事態、とるべき措置についての通知又は警告。

(2) 基本法第 59 条（市町村の事前措置等）

災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることの指示。

(3) 基本法第 60 条（市町村の避難の指示等）

ア 避難のための立退き指示をすることができる。

イ 避難情報解除の公示。

(4) 基本法第 62 条（市町村の応急措置）

消防、水防、救助その他災害の発生の防御、又は災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施。

(5) 基本法第 63 条（市町村長の警戒区域設定権等）

人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立ち入り制限、禁止、退去を命ずること。

(6) 基本法第 64 条（応急公用負担等）

緊急時に他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用、除去すること。

(7) 基本法第 65 条

住民を防災業務に従事させること。

第4節 住民組織等の協力

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（市長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織等に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための避難場所及び罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び罹災者の世話をに関すること。
- (6) 被災箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 住民組織

- (1) 協力を要請する住民組織は、次のとおりである。

- ア 根室市赤十字奉仕団
- イ 根室市無線赤十字奉仕団
- ウ 根室市町会連合会
- エ 根室アマチュア無線クラブ

- (2) その他婦人団体、自主防災組織、青年団体、建設関係団体等については、必要な都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 担当対策部、班

住民組織活動についての担当対策部班は、協力を求める種別によって関係の対策部班が担当するものとする。

第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

市、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市は、当該地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、市、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 重要警戒区域及び整備計画

1 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され警戒を要する区域

【別冊】資料編「水防区域」のとおり

2 高波、高潮、津波等警戒区域

海岸地域で高波、高潮、津波等により災害が予想され警戒を要する区域

【別冊】資料編「高波・高潮・津波等警戒区域」のとおり

3 土砂災害（特別）警戒区域

【別冊】資料編「土砂災害（特別）警戒区域」のとおり

4 山地災害危険地区

【別冊】資料編「山地災害危険地区」のとおり

5 孤立化予想区域

雪害等により孤立化が予想される区域

【別冊】資料編「孤立化予想区域」のとおり

6 危険物、爆発物等予想区域

【別冊】資料編「危険物、爆発物等所在一覧」のとおり

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び市民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 国及び道

道は、国と連携して、市長及び幹部職員等を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

(3) 市及び道

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ・テレビの活用
- (3) インターネット・SNSの活用
- (4) 新聞・広報紙等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 根室市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 船舶等の避難措置
 - カ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 家庭内、組織内の連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得

(5) 災害復旧措置

ア 応急措置

イ その他

(6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人家級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心得え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期すために次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常召集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 相互応援協定に基づく訓練

市、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を行うものとする。

4 民間団体等との連携

市、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

(1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

〔備蓄品の例〕

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーテイション、ブルーシート、土のう袋

(2) 市及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備拡充を図るとともに、市は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的に災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるように努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 市

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模災害時による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 道

ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

(3) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係機関等

あらかじめ、市、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 市及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 市、道及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 市及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 市及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (6) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 自主防災組織等の育成等に関する計画

災害時には、有線電話の途絶・輻輳により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなど防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確認、保護又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達が守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するための計画である。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行なわれるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、出前講座等をはじめとした啓発を行うとともに、自主防災組織のリーダー育成に努めるとともに、女性の参画に配慮し、女性リーダーの育成についても努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。(別記1「自主防災組織構成例」のとおり)

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを推進するものとする。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会、研修会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう日頃から点検を行う。

オ 高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の状況把握

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようとする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようとする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会など地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救難物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

（3）援護活動

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、震災などの大規模災害時には、有線電話の途絶が想定されるため、避難行動要支援者の保護、安全確認については、市及び民生（児童）委員との連携による町会又は自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急的対応

ウ 避難誘導援護

5 推進方法

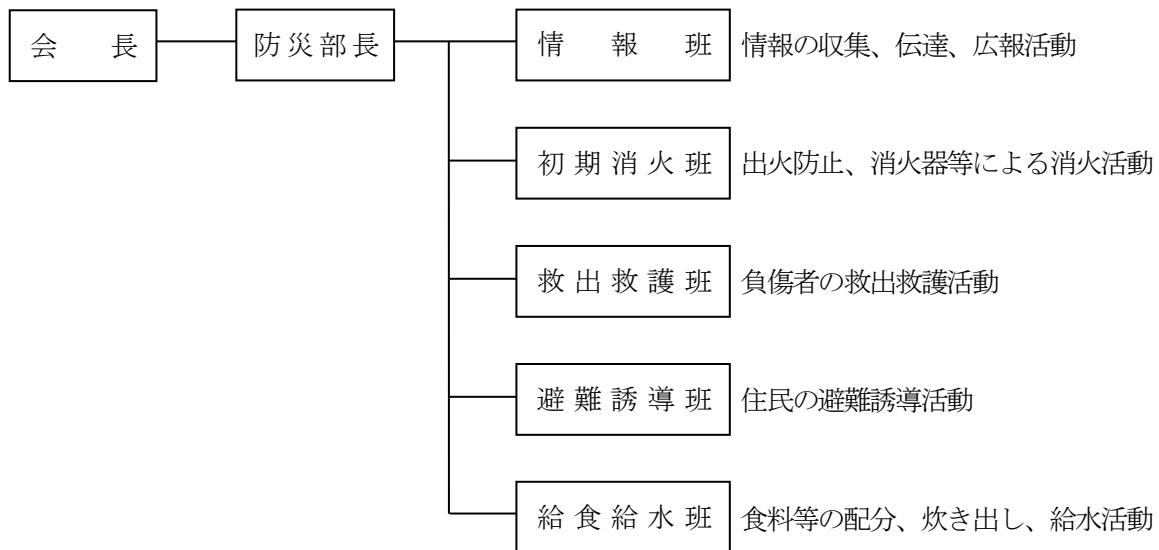
（1）町会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を説明し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については、基準等を定め指導する。

（2）自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、市は組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

別記1

自主防災組織構成例



第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導体制の構築

- (1) 市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 市及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ促すものとする。
- (7) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 異常な現象の種類

崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波

イ 指定基準

(ア) 管理条件

居住者等に開放され、居住者等受入用部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと。

(イ) 立地条件

安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがないと認められる土地の区域）にあること。（地震を除く。）

(ウ) 構造条件

- a 異常な現象によって生ずる水圧、波力、振動衝撃等が作用する力によって、損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること。（地震除く）
- b 想定水位以上の高さに避難する居住者等を受け入れ部分があり、かつ、当該部分までの避難上有効な経路があること。（地震等を除く）

(エ) 地震を対象とする指定基準（立地条件、構造条件）

- a 当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作等がないこと。
- b 施設の構造が「新耐震基準」に適合すること。

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や、地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

(5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

(1) 市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- オ 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 待避所の確保等

(1) 市は、指定避難所の基準に適合せず指定避難所として指定しない公共施設のうち、状況により必要に応

じて臨時的に開設する施設を待避所として指定する。

待避所とは、大雨、高潮、高波などで災害が小規模又は局地的な場合や、暴風雪、停電、火災発生時などの一時待避、又は指定避難所を補完する場合などに必要に応じて開設するものとし、また、避難指示等を発令した場合は状況に応じて臨時避難所として開設するものとする。

指定にあたっては、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、指定緊急避難場所の基準を準用して異常な現象の種類ごとに指定するものとする。

また、待避所については、災害の種別に応じて指定していることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 待避所の管理者は、廃止、改築等により当該待避所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (3) 市長は、当該待避所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、待避所の指定を取り消すものとする。

5 根室市における避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、府内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行いうものとする。

- (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 根室市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 住民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 防災行政無線等による周知
 - (イ) 緊急速報メールによる周知
 - (ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - (エ) 避難誘導者による現地広報
 - (オ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - イ 避難の経路
 - ウ 移送の方法
 - エ 時期及び誘導並びにその指示伝達方法
 - オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、市及び道は、相互に連携しつつ、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

8 指定緊急避難場所、指定避難所及び待避所一覧

【別冊】資料編の「指定緊急避難場所等一覧」のとおり。

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生（児童）委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

ア 要配慮者の把握

市は、要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理し、あらかじめその実態を把握しておく。

また、市が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事、その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a 要介護認定者 … 介護保険の要介護認定で、要介護3以上である者
- b 身体障がい者 … 身体障がい者手帳（1～2級）の交付を受けている者
- c 知的障がい者 … 療育手帳の交付を受け、程度区分がAである者
- d 精神障がい者 … 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- e 疾病等により一時的に支援が必要な者
- f 75歳以上の人暮らし又は75歳以上高齢者のみの世帯
- g 前5号のほか、要支援者として市長が認める者

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報

a 名簿作成に必要な個人情報

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所又は居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(ア) 避難支援等関係者となる者

- a 消防機関
- b 根室警察署
- c 民生委員・児童委員
- d 社会福祉協議会
- e 自主防災組織及び町内会
- f 前各号のほか、避難支援等関係者として市長が認める者

(イ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の項目について指導する。また、名簿は健康福祉部介護福祉課に備え、適正な情報管理を行う。

- a 自主防災組織及び町内会への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
- b 避難支援等関係者は、名簿を取り扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する受領書を市長に提出しなければならない。
- c 避難支援等関係者は、施設可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。なお、万が一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- d 市長の許可なく名簿情報を複製してはならない。
- e 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

エ 個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害

時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、個別避難計画の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者名簿の作成に利用した個人情報のほか、次に掲げる事項とする。

一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 前項目のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

カ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

キ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ク 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般的の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

（2）道の対策

道は、市及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

ア 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時か

ら要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

イ 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しるべき行動などを、市と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

ウ 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

エ 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受け入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

オ 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

市の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

(3) 社会福祉施設の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市及び消防機関との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市及び消防機関の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

2 外国人に対する対策

市及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

市、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、本計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第11節 消防計画

暴風、異常乾燥、津波及び地震による大規模な火災が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分その機能を発揮するための組織、運営及び活動等については本計画の定めるところによる。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務を円滑かつ迅速に行うために消防本部、消防署、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は別表1のとおり。(事務分掌は、別に定めるところによる。)

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は根室市消防計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ア 火災警報が発令されたとき
- イ 震度5弱以上の地震が発生したとき
- ウ 大津波警報・津波警報が発令されたとき
- エ 根室市災害対策本部が設置されたとき

2 消防力の整備計画

この計画は、市の消防力を正しく把握し、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)等を準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて実施するものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおり。

3 調査計画

調査計画は、災害が発生した場合、消防機関が適切に消防活動を行うことができるよう地理、水利、災害危険区域等について行う調査で、次の区分による。

(1) 警防調査

地形、地物、道路、橋、河川、建物、危険物施設、水利を要する地域及び施設等、その他の災害防除上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽、貯水池、プール、海等消防用水として使用可能なものについて調査し、状況の変化についても行う。

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防火思想の普

及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物及びひとり暮らし高齢者世帯を含めた一般家庭に対し、予防査察、指導を計画的に実施して火災の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防活動を実施するとともに、映画会、講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配付を実施するなど、防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

婦人、少年、幼年消防クラブの結成促進を図り、さらには地域住民による町会等自治組織及び危険物安全協会等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会、防火映画会の開催、通報、消火、避難訓練、応急手当などの指導等、防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の位置構造及び設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他の取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上との対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物の同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

5 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

市長は、消防法第22条第2項の規定により通報を受けたとき又は気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときは、根室市消防計画に基づき火災警報を発令することができる。

(2) 火災気象通報

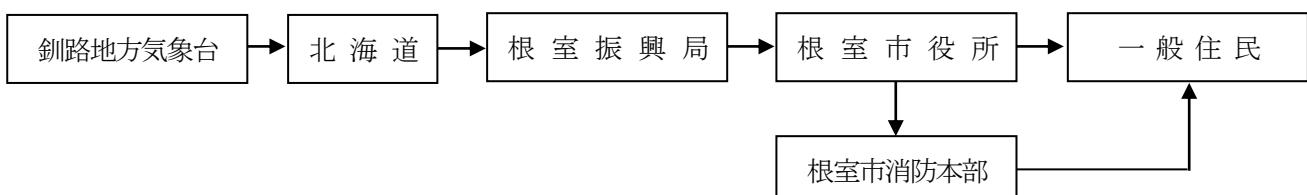
火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報が行われる。火災気象通報の通報基準及び通報伝達は次のとおりである。

ア 通報基準

実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは、平均風速が陸上で 12m/s (根室特別地域気象観測所、納沙布 (アメダス) の観測値は 15m/s を目安とする。) 以上と予想される場合。

なお、平均風速が基準以上の予測であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 通報伝達



(3) 伝達及び周知方法

火災警報を発令した場合、次の施設及び器具を使用して市民に対して、非常時に伴う火災の予防、その他必要な事項について周知徹底を図る。

ア 消防法施行規則第34条の規定に定めるサイレン、鐘、旗及び掲示板

イ 広報車等及び防災行政無線（同報無線）

(4) 火災警報の解除は、平常の気象に復したとき又は風速は低下しないが、降雨等により火災危険が少なくなったと判断されるときに解除する。

6 火災警防

火災防除のため、おおむね次のとおり警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し消防力の強化を図る。

(2) 警備及び出動体制

災害の種別、規模及び発生場所により警備体制を強化するとともに状況に応じ、次により出動体制をとる。

ア 警戒出動

(ア) ガス漏れ事故等のとき

(イ) 危険物が漏洩したとき

(ウ) 爆破予告等のあったとき

(エ) 風水害のとき

(オ) その他必要と認めたとき

イ 火災出動及び林野火災出動

火災の規模及び気象状況により、根室市消防計画に基づき出動を行う。

ウ 地震災害出動

地震災害から住民の生命、身体、財産を守るため、根室市消防本部地震災害消防計画に基づき出動を行う。

エ 救急、救助出動

人命救助を必要とする事故が発生したときは根室市消防計画に基づき出動を行う。

(3) 防御活動

人員、機械及び施設を効果的に運用して災害の拡大防止に努める。

(4) 避難誘導

住民及びり災者等の避難誘導は、第4章第6節「避難対策計画」で指定する避難場所又は避難所に迅速かつ的確に避難させる。

(5) 救助及び救急活動

ア 災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するため救助体制をとる。

イ 市民に対する救急救命講習会開催など、応急手当の知識と技術の普及啓発を推進し、救命効果の一層の向上を図る。

(6) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止を図る。

7 応援協力

消防力の効果的運用を図り、災害拡大を防止するため、次によるほか関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して防災活動を行う。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）
- (2) 緊急消防援助隊要綱（平成7年10月30日施行）
- (3) 根室海上保安部との船舶消火に関する業務協定（昭和44年2月1日締結）

8 教育訓練

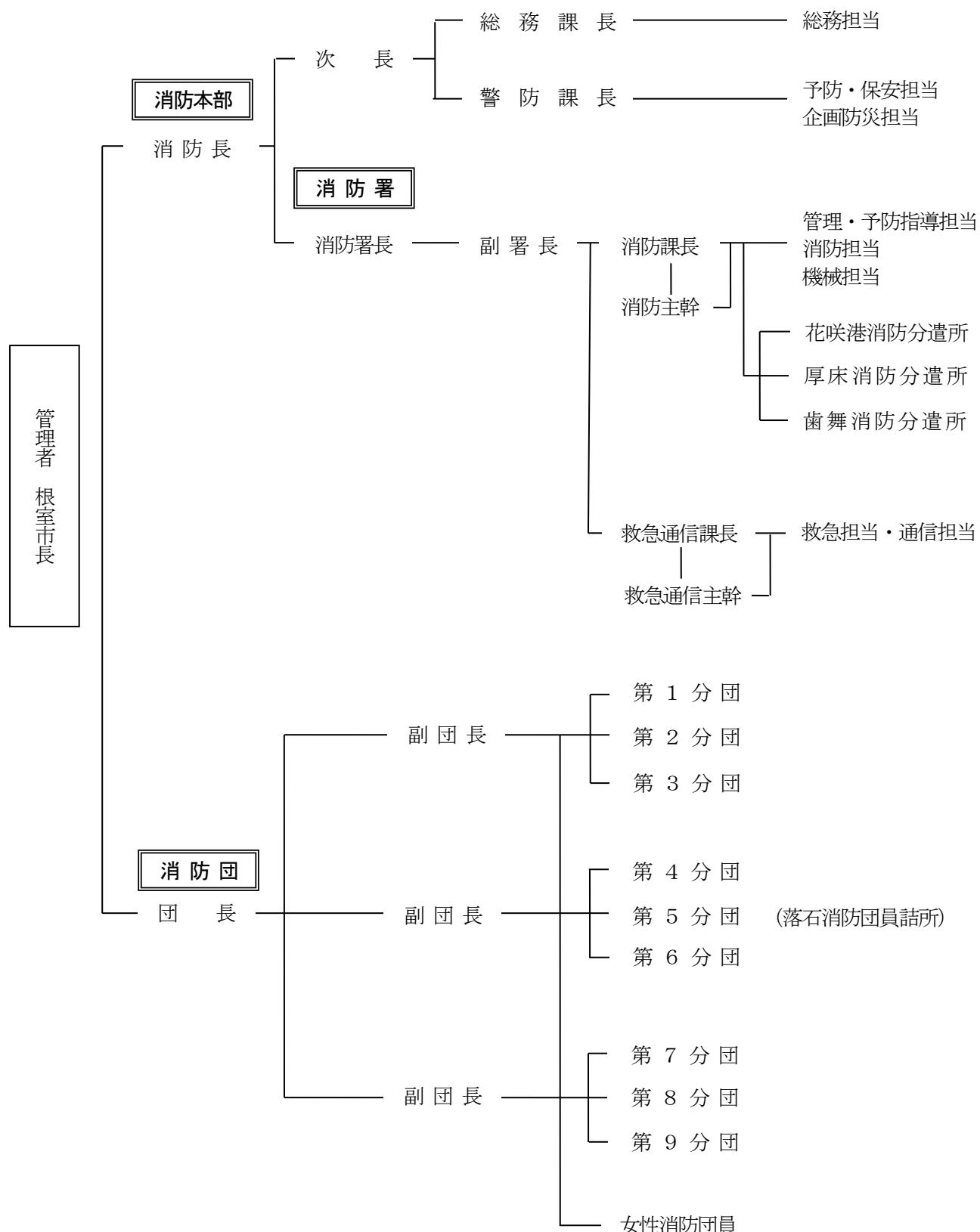
- (1) 消防職員、消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の充実強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図り、消防人としての人格の陶冶、学術、技能、気力の練成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を推進できるよう、教育訓練を計画的に実施する。

9 その他

本節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、根室市消防計画によることとする。

別表1

(1) 組織機構図



(2) 消防職員配置状況

(令和4年4月現在)

階級別 配置別	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	合 計
消防本部	1	3	6	9	1		20
消防署		6(1)	10(3)	14(9)	3(1)	18	51(13)
合 計	1	9(1)	16(3)	23(9)	3(1)	18	71(13)

※ () は兼務を示す。

(3) 消防団員現員配置状況

(令和4年度現在)

階級別 区分	團 長	副團長	分團長	副分團長	部 長	班 長	團 員	合 計
団 本 部	1	3			1	2	3	10
市 街 地	第1分団			1	1	1	4	21
	第2分団			1	1	1	4	17
	第3分団			1	1	1	4	23
和 田 地 区	第4分団			1	1	1	4	27
	第5分団			1	1	1	4	27
	第6分団			1	1	2	4	36
齒 舞 地 区	第7分団			1	1	1	4	31
	第8分団			1	1	1	4	32
	第9分団			1	1	1	4	39
合 計	1	3	9	9	11	38	249	320

別表2

消防施設の現状

(1) 消防機械

(令和4年4月現在)

所属	車両等	ポンプ自動車	小型動力 ポンプ	その他の車両	消防無線
消防本部	水槽付消防ポンプ自動車	4		救助工作車 1	基地 1
	化学消防車	1		救急車 3	車載型 15
消防署	屈折はしご付消防ポンプ自動車	1		指揮車 1	携帯 19
				広報車等 4	卓上型 1 可搬型 1
	小 計	6		9	37
市 街 地	第1分団	消防ポンプ自動車	1 1		車載型 1 携帯 1
	第2分団	消防ポンプ自動車	1 1		車載型 1 携帯 2
	第3分団	水槽付消防ポンプ自動車	1 1		車載型 1 可搬型 1 携帯 1
和 田 地 区	第4分団		3		
	第5分団	消防ポンプ自動車	1 2		基地 1 車載型 1 携帯 1
	第6分団	水槽付消防ポンプ自動車	1 2		卓上型 1 車載型 1 携帯 1
齒 舞 地 区	第7分団		2		
	第8分団	水槽付消防ポンプ自動車	1 1		基地 1 車載型 1 携帯 1
	第9分団		3		
合 計		消防ポンプ自動車 3 水槽付消防ポンプ自動車 7 化学車 1 屈折はしご付消防ポンプ自動車 1	16	9	基地 3 車載型 21 携帯 26 卓上型 2 可搬型 2

(2) 水利施設

(令和4年4月現在)

地区	区分	内 訳					
		消火栓		防火水槽			
		公 設	私 設	40m³ 以上	基 準 外		井 戸
市 街 地		289	9	51			
その他 の 地 域	桂木	3					
	月岡町2丁目	1	1				
	穂香	2	1				
	牧の内		1				
	花咲港	26	5	2		1	
	幌茂尻			2			
	温根沼			3		2	
	東梅			3			
	長節			3			
	昆布盛			3		1	
	浜松			3		1	
	落石	12		4		3	
	別当賀			1			1
	厚床	2		4		1	
	友知	9		1		1	
	双沖	5					
	歯舞	20		2		1	
	珸瑤琨	14		1		2	
	納沙布	2		1			
	温根元	2		2			
	西和田	—	—	—		1	—
合 計		387	17	86		14	1

第12節 風害予防計画

風による公共施設、漁業施設、農耕地、農作物、住家等の災害を予防については、本計画に定めるところによる。

1 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- (3) 市道路線の除雪は、市（建設水道部都市整備課）が行う。
- (4) 道路除雪作業基準

道路除雪に係る各機関の除雪作業基準は、次のとおりとする。

ア 国道路線（釧路開発建設部）

除 雪 目 標	
昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。	

イ 道道路線（釧路総合振興局釧路建設管理部）

種 別	日交通量のおよそ の標準（台／日）	除 雪 目 標
第 1 種	1000 以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時において、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第 2 種	1000～500	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には約10日以内に2車線又は1斜線の確保を図る。
第 3 種	500 以下	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

※ 上記で定める基準に達した場合のほか、気象状況及び道路状況等を総合判断して、必要が認められるときは作業を実施する。

ウ 市道路線（根室市）

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	主として、1・2級の主要幹線及びバス路線であって、交通量の多い市道	2車線以上の所定幅員の確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。
第2種	主として、2級市道（主要幹線を除く）及び通勤・通学・防災の必要な路線であって、交通量が多い市道	2車線以上の幅員確保を原則とし、降雪終了後交通を確保する。異常降雪時においては、極力1車線確保を図る。
第3種	農道、林道その他公道及び大衆が利用する私道で除雪車の作業が容易である路線	2車線幅員確保を原則とし、降雪終了後交通を確保する。状況によつては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常気象時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩道除雪	主として、第1種除雪路線の歩道、通勤・通学及び生活道路などの主要歩道路線	所定の幅員を確保する。 異常気象時は、降雪終了後速やかに支障のない幅員を確保する。

※ 市における除雪出動基準

- | |
|--|
| (1) ほぼ連續した降雪があり、新たな積雪が10cm以上になったとき |
| (2) 前項に定める基準のほか、気象情報・路面状況・降雪強度等を総合的に判断し、概ね次のような場合のとき |
| ①今後の降雪により、積雪が10cmを超えることが予想される場合 |
| ②風雪により、路面に吹き溜まりが著しい場合 |
| ③暖気、降雨等によりわだちができ、路面状況が悪い場合 |
| ④その他、特に必要と認めた場合 |

作業時間は、午前4時00分～午後7時00分を原則とし、以後の夜間除雪は、行わないものとするが気象状況によっては臨機に対応する。但し、悪天候の場合は、見合わせる。

なお、夜間まで降雪、地吹雪が続く場合、火災、救急患者移送等緊急時に對応するため高速除雪車1台を消防本部に待機させ、必要に応じその都度出動するものとする。

2 積雪時における消防対策

消防職員は、円滑なる消防活動ができるよう積雪に対しては十分配慮し、市内の消防水利の万全を期するものとする。

3 排雪

市における排雪の伴う雪捨場を次のとおり設定するものとする。

4 雪捨場の指定状況

指定場所 光洋町雪捨場（光洋町4-42-1）

5 孤立予想地域に対する対策

積雪等により交通が途絶した地域において、食料等が不足した場合又は急患が発生した場合等には、関係機関に協力を要請し雪上車等により輸送又は患者の収容、医師の派遣を行うものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害については、水防計画に定めるほか本計画の定めによるものとする。

1 気象情報等の把握

市は、融雪期においては釧路地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、市内における積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に務めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び地滑り、崖崩れ等が予想される地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 市（建設水道部都市整備課）及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所その他水防危険区域を中心に巡回警戒を行うものとする。
- (2) 市（建設水道部都市整備課）は、関係機関と緊密な連絡をとり危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 市（建設水道部都市整備課）は、雪崩、積雪、除雪及び結氷等により河道等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に務め、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪等

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に務めるとともに、雨水樹周辺の碎氷、除雪等を行い排水確保に努め道路の効率的な活用を図るものとする。

4 下水道の点検

融雪出水前に公共下水道の整備を図り、また下水道内の清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、栓門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

5 水防資機材の整備、点検

市及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、資機材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に對処するため資機材の効率的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

市及び河川管理者は、融雪出水に対し住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 高波・高潮災害予防計画

近年、冬季（主に12月～3月）において、非常に発達した低気圧が根室市の南岸を通過することが多く、平成26年12月には、低気圧の接近による急激な潮位の上昇と高波により、沿岸広域に浸水被害が発生している。

高波・高潮による災害は、ひとたび発生すると大きな被害をもたらす危険性が高く、海岸域の堤防や護岸整備を推進するとともに、低気圧接近時における気象概況、潮位等の情報収集をはじめ、情報伝達体制、警戒避難対策の事前措置の推進が必要である。

高波、高潮による災害の予防については、本計画に定めるところによる。

1 気象情報等の把握

市は、発達した低気圧等が接近すると予測されるときには、釧路地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、低気圧等の経路や発達状況、潮位予測等、気象情報の把握に努めるものとする。

2 予防対策

（1）根室市

ア 高潮特別警報・高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

イ 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

ウ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

（2）北海道開発局、北海道、港湾管理者

高波、高潮による災害予防施設として、耐波性能の照査や既存施設の補強を含む防潮堤、防潮護岸等の海岸保全施設事業を推進するとともに、港湾における水害リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、防潮扉、水門等管理者は適切に管理をするとともに、高波、高潮発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

（3）北海道

高波、高潮の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門等の河川事業を推進するものとする。

また、高潮時の避難や浸水による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知するものとする。

（4）港湾管理者及び漁港管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するものとする。

3 潮位監視体制の整備

低気圧等の接近により、高波、高潮被害が予想される場合においては、潮位の状況を把握するため、市をはじめ、北海道や港湾管理者は、あらかじめ監視場所を設定するなど、潮位監視体制の整備に努めるものとする。

第16節 土砂災害予防計画

市区域において発生するおそれのある土砂災害に関する予防計画は、本計画の定めるところによる。

1 現況

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(令和5年4月1日現在)

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	
		土砂災害特別警戒区域	
急傾斜地の崩壊	72	72	70
土石流	13	4	0
箇所数 計	85	76	70

※ 詳細は、【別冊】資料編「土砂災害（特別）警戒区域」のとおり

※ 指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

(2) 山地災害危険地区

(令和5年4月1日現在)

区分	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
山地災害危険地区	24	0	11

※ 詳細は、【別冊】資料編「山地災害危険地区」のとおり

※ 位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道（民有林）の山地災害危険地区)

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

(北海道（国有林）の山地災害危険地区)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiiki/index.html>

2 予防対策

- (1) 市及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 市は、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 警戒区域等の指定があったときは、市は、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 市は、市地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- (5) 市は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (6) 市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッショと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。
- (7) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設
- 土砂災害警戒区域に所在する防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難促進施設）については、次のとおり。
- なお、当該施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練の実施結果を市に報告しなければならない。

(令和5年4月1日現在)

No.	施設区分	名称	所在地
1	障害児通所支援事業の用に供する施設	根室市児童デイサービスセンター「ひだまり」	根室市花園町7丁目5番地

3 形態別予防計画

(1) 崖崩れ防止対策

- ア 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

土地の高度利用と開発に伴い、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、当該災害が発生すると一次的被害で

は住家、農耕地等が被災し、また二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害等の発生につながることから次のとおり予防対策を実施するものとする。

(ア) 市長は、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 危険区域の住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、にごり水）の報告や住民自らによる防災対策（不安定な土壤又は浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発等を図るものとする。

(ウ) 区域一覧 【別冊】資料編「急傾斜地崩壊危険区域」のとおり

イ 山腹崩壊防止対策

市は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(2) 土石流予防対策

ア 市長は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 市は、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

ウ 区域一覧 【別冊】資料編「土石流危険渓流」のとおり

4 災害応急対策

(1) 情報の収集及び伝達方法

ア 気象注意報等の把握

関係機関へ伝達を要する気象注意報等の種類は、次のとおりとする。

注意報～大雨注意報、洪水注意報、なだれ注意報

警 報～大雨警報、洪水警報

特別警報～大雨特別警報

イ 伝達方法

気象注意報等及び各種情報の伝達は、電話又は口頭等により行うものとするが、緊急を要する場合は、広報車及び同報無線等も併用し、実施するものとする。（伝達経路は別表1、主な伝達先は別表2のとおりとする。）

(2) 警戒体制

ア 市における警戒体制は、第2章第3節「非常配備体制」の定めによるものとする。

イ 警戒巡回員による危険区域の巡回及び警戒

(ア) 市長は、危険区域毎に都市整備班員を警戒巡回員に任命し、降雨気象警報発令又は必要に応じて当該危険区域の巡回を命じ、必要事項を報告させるものとする。

(イ) 警戒巡回員は、次の事項を報告するものとする。

a 表層の状況

b 地表水の状況

c 湧水の状況

d 亀裂の状況

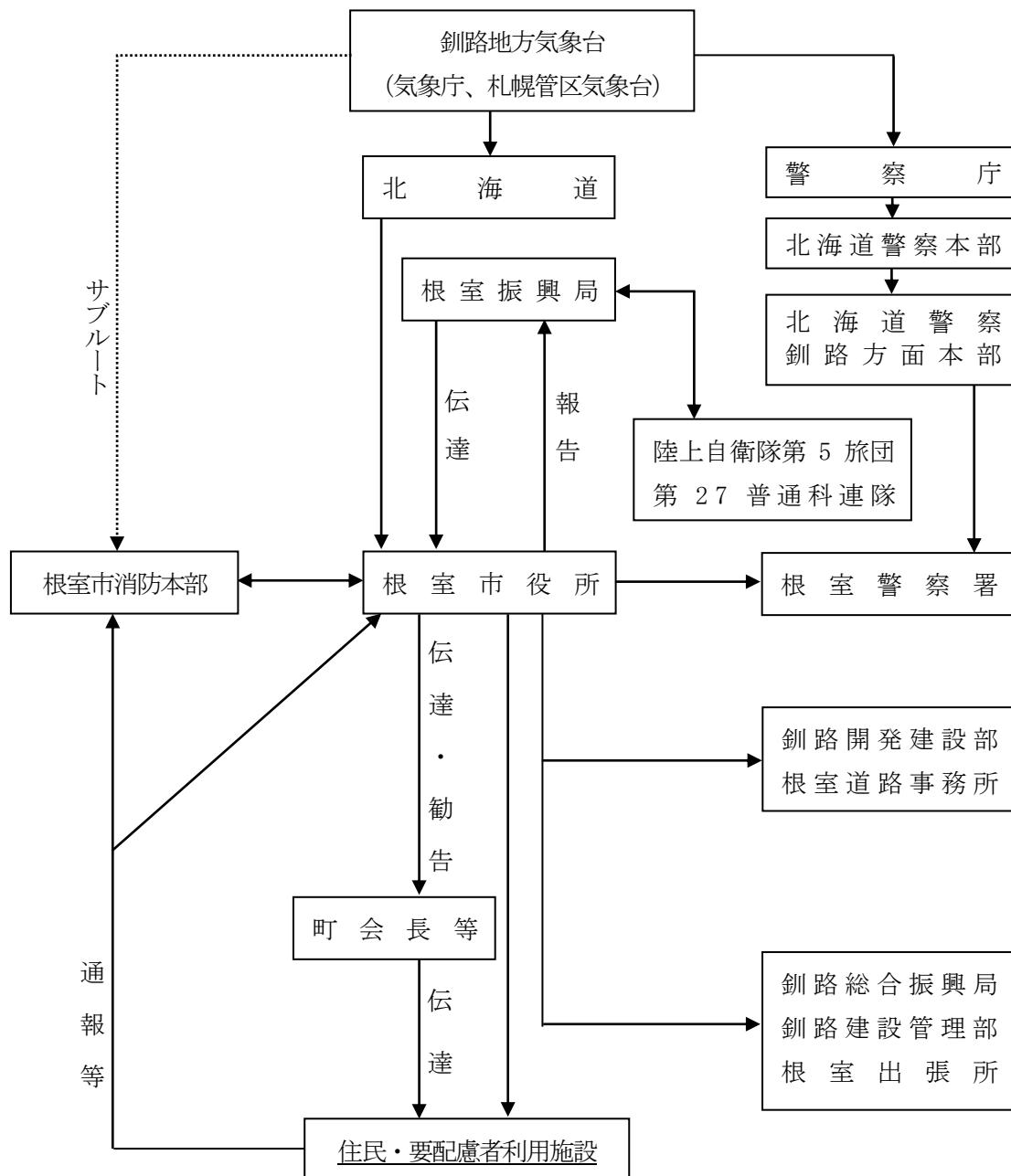
e 樹木等の状況

(3) 避難救助

市長は、当該地域に崩壊等の危険性があると認めたときは、第4章第6節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導、治安維持等の協力を得るものとする。

別表1

伝達経路



別表2

土砂災害対策機関連絡先一覧

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
釧路開発建設部根室道路事務所	敷島町1-5	24-4188	
釧路地方気象台	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎9階	0154-31-5146 0154-31-5110	(夜間・休日) ※ホットライン
根室振興局	常盤町3-28	24-0257	
釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所	宝林町4-287	23-6391	
根室警察署	弥栄町1-17	24-0110	
根室市役所	常盤町2-27	23-6111	
根室市消防本部（署）	大正町1-30	24-3164	
根室市消防署花咲港消防分遣所	花咲港366-5	25-8550	
花園町地区			町会長へ連絡
西浜町地区			町会長へ連絡
花咲港地区			町会長へ連絡
浜松地区			町会長へ連絡
落石地区			町会長へ連絡
友知地区			町会長へ連絡
根室市児童デイサービスセンター 「ひだまり」	花園町7-5	24-7588	

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このことから、積雪・寒冷対策の推進による災害の軽減に関する計画は、次のとおりである。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除排雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市道の除排雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

防災関係機関は、災害による道路交通のマヒにより、孤立する集落の発生が予測されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ア 緊急ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の総合扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

ア 根室市

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

イ 北海道

道は、市における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料など、積雪期を想定した備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

第18節 複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 市及び道は、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

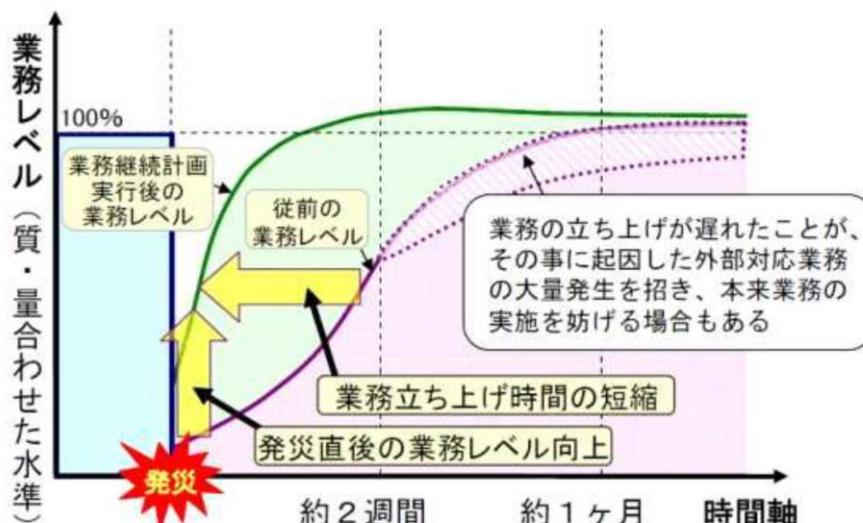
第19節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。に努めるものとする。

1 業務継続計画（B C P）の概要

業務継続計画（B C P）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



(出典：北海道地域防災計画)

2 業務継続計画（B C P）の策定

(1) 根室市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

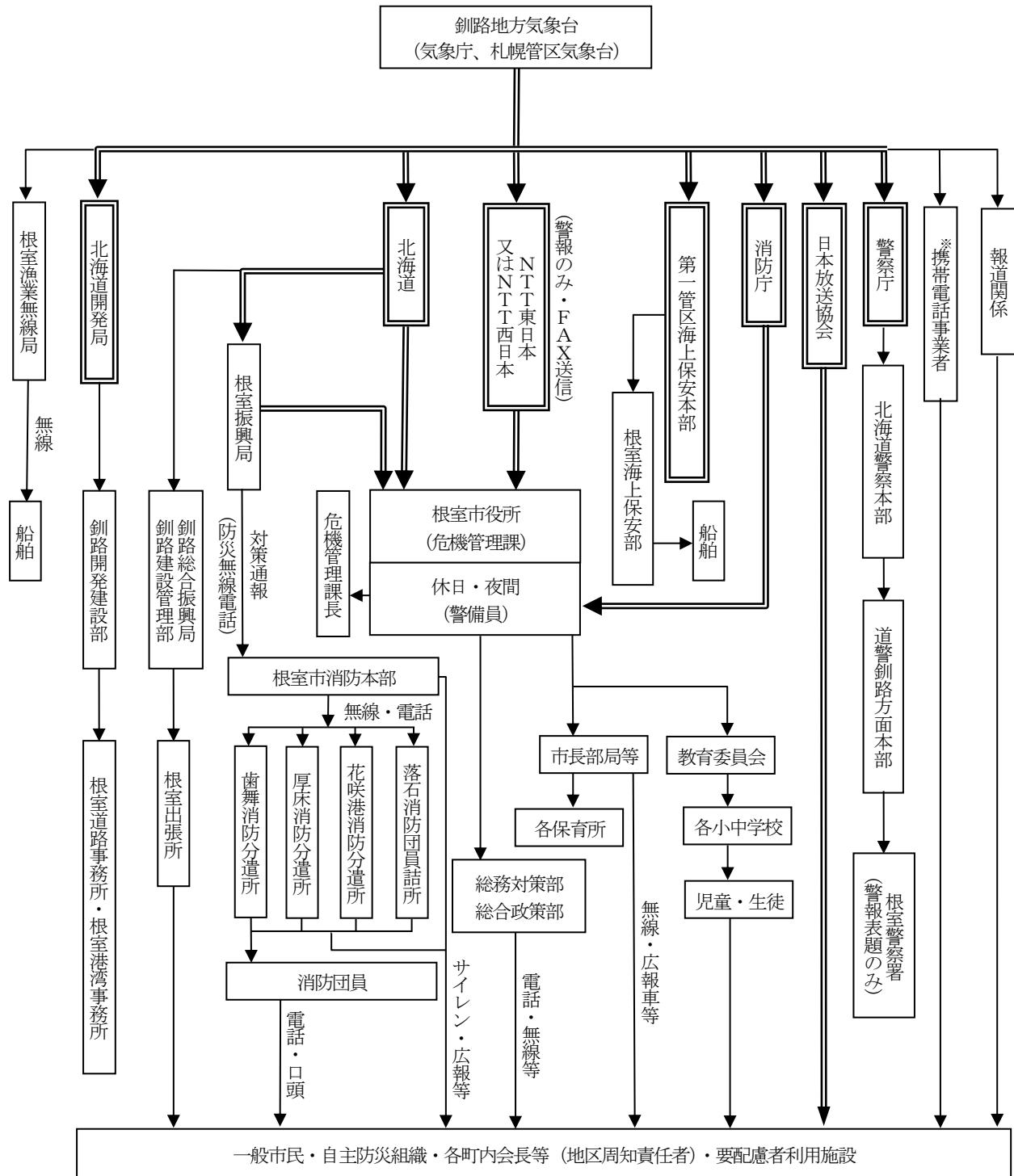
第1節 気象予報（注意報を含む）、警報等、並びに情報等の伝達計画

1 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の「気象警報等伝達系統図」に基づき、電話、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法により通報し又は伝達するものとする。

- (1) 気象官署より発表した予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等は「気象警報等伝達系統図」（別図1）により伝達する。
- (2) 気象官署より発表した予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等は、通常の勤務時間内は総務部危機管理課が受理するものとし、勤務時間外（休日及び夜間）は、警備員が受理するものとする。
- (3) 予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等を受理した場合、警報、特別警報、又は災害が発生するおそれのある注意報については、受理者である危機管理課長は速やかに総務部長へ報告するとともに、関係部課長等に連絡するものとする。
- (4) 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、各伝達責任者は必要に応じて関係機関、団体、町会、学校等に対して予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。（別表1, 2, 3）
- (5) 警備員が、予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等を受理した場合、次に掲げるものについては、速やかに危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）に報告するものとする。
受理した気象警報等通信文は、危機管理課長又は危機管理課職員が登庁した際に引き継ぐものとする。
 - ア 特別警報～大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
 - イ 警報～大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、洪水
 - ウ その他特に重要と認められる各種注意報
- (6) 気象注意報、警報等の種類、発表基準は後段に記載のとおり。

別図1 気象警報等伝達系統図



注)気象等の特別警報、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知する措置をとるものとする。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別表1

気象警報等伝達先一覧

伝達先	伝達責任者	副責任者	伝達方法	左記以外の伝達方法
府内各課	総務部長	危機管理課長	電話、口頭、府内放送、 府内メール	
関係機関	〃	〃	電話、口頭、FAX	広報車、防災行政無線
小中学校	教育部長	教育総務課長	電話、口頭、FAX	〃
保育所	健康福祉部長	社会福祉課長	電話、口頭	〃
地区周知	総合政策部長	総合政策室長	電話、口頭	〃

別表2

地区別情報等周知、連絡責任者一覧

令和7年2月現在

警戒区域種別	地 区 名	責 任 者	備 考
水 防 区 域	汐 見 町 西 浜 町	汐見町会長 西浜町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。
高波、高潮、津波等警戒区域	長 節 花 咲 港 落 石 昆 布 盛 浜 松 別 当 賀 桂 木 齒 舞 友 知 双 冲 珸 瑤 瑁 納 沙 布 温 根 元 豊 里 牧 の 内 根 室 港 岬 町 西 浜 町 穗 香 幌 茂 尻 温 根 沼 東 梅 槍 昔 春 国 岱 初 田 牛	長節町会長 花咲港第二町会長 落石西町会長 昆布盛町会長 浜松町会長 別当賀町会長 桂木町会長 歯舞第一、第二、第三、第四、第五町会長 友知第一、第二町会長 双冲第一、第二、第三町会長 珸瑤瑁第一、第二、第三、第四町会長 納沙布町会長 温根元第一、第二町会長 豊里町会長 牧の内町会長 北浜、琴平、汐見（海岸町含む）、千島、鳴海、本町第一、中央、第三、梅ヶ枝、緑、弥生、平内各町会長 岬町会長 西浜町会長 穗香町会長 幌茂尻町会長 温根沼町会長 東梅町会長 槍昔地区住民 初田牛地区住民	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。 沿岸住民へ直接連絡するものとする（居住なし）

警戒区域種別	地 区 名	責 任 者	備 考
土砂災害警戒区域	光洋町 北浜町 栄町 汐見町 千島町 友知 宝林町 岬町 平内町 幸町 弥栄町 昆布盛町 昭和町 有磯町 東梅町 駒場町 浜松町 牧の内 琴平町 海岸町 穂香町 花咲港 花園町 西浜町 落石 敷島町	第一光洋町会長 北浜町会長 栄町会長 汐見町会長 千島町会長 友知第一、第二町会長 宝西町会長、宝林町会長 岬町会長 平内町会長 幸町会長 弥栄町会長 昆布盛町会長 昭和第三町会長 有磯町会長 東梅町会長 駒場第一、第二、第三町会 浜松町会長 三番川町会長 琴平町会長 海岸町地区住民 穂香町会長 花咲港第一、花咲港西浜町会長 花園町会長 西浜町会、宝西町会長 落石西、落石東町会長 敷島町会長	不在の場合は、副会長 又は総務担当部長に連絡するものとする。
孤立化予想区域	槍昔	槍昔地区住民	

(注) 各町会の責任者氏名・連絡方法については、別に名簿を調製しておくものとする。

別表3

関 係 機 関 等 の 連 絡 先 一 覧

(令和5年6月現在)

機 関 名	住 所	電 話
根 室 市 役 所	根室市常盤町2-27	23-6111
航 空 自 衛 隊 第 2 6 警 戒 隊	〃 光洋町4-15	24-8004
陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊	釧路郡釧路町字別保112	0154-40-2011
根 室 海 上 保 安 部	根室市琴平町1-38	24-3118
釧 路 地 方 気 象 台	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9階	0154-31-5110
北海道森林管理局根釧東部森林管理署	標津郡標津町 南2条西2丁目1番9号	0153-82-2202
釧 路 開 発 建 設 部 根 室 道 路 事 務 所	根室市敷島町1-5	24-4188
釧 路 開 発 建 設 部 根 室 港 湾 事 務 所	〃 琴平町1-38	24-4355
根 室 振 興 局	〃 常盤町3-28	24-0257
根 室 振 興 局 保 健 環 境 部 (根 室 保 健 所)	〃 弥栄町2-1	23-5161
根 室 警 察 署	〃 弥栄町1-17	24-0110
釧 路 総 合 振 興 局 釧 路 建 設 管 理 部 根 室 出 張 所	〃 宝林町4-287	23-6391
東日本電信電話株北海道事業部	札幌市中央区北1条西4	011-212-4466
(委任機関) 株NTT東日本・北海道北海道東支店	釧路市黒金9-2	0154-21-3203
株NTTトコモ北海道支社北海道東支店	釧路市北大通10-1	0154-22-8870
(委任機関) 株トコモCS北海道北海道東支店	釧路市北大通10-1	0154-22-8870
北海道電力ネットワーク(株)根室ネットワークセンター	根室市大正町1-7	0153-24-3181
根 室 市 消 防 本 部 (署)	〃 大正町1-30	24-3164

機 関 名	住 所	電 話
根室市消防署花咲港消防分遣所	根室市花咲港366-5	25-8550
根室市消防署厚床消防分遣所	〃 厚床1-38	26-2154
根室市消防署歯舞消防分遣所	〃 歯舞4-40	28-2031
根室市消防団落石消防団員詰所	〃 落石東391-1	27-2244
市立根室病院	〃 有磯町1-2	24-3201
北海道運輸局釧路運輸支局	釧路市鳥取大通6-2-13	0154-51-2522
郵便事業(株)根室支店	根室市本町4-41	24-2052
郵便局(株)根室郵便局	〃 本町4-41	24-2051
北海道旅客鉄道(株)根室駅	〃 光和町2-1	24-3208
根室漁業無線局	〃 花咲港	25-8221
根室漁業協同組合	〃 海岸町1-17	23-6161
歯舞漁業協同組合	〃 歯舞4-132-2	28-2121
落石漁業協同組合	〃 落石西395-2	27-2121
根室湾中部漁業協同組合	〃 温根沼344-3	25-3131
道東あさひ農業協同組合根室支所	〃 光和町1-15	22-2121
根室商工會議所	〃 松ヶ枝町2-27	24-2062

2 特別警報、警報及び注意報の種類

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される気象注意報・警報などの種類は、次のとおりである。

（1）特別警報、警報及び注意報の種類

ア 気象特別警報・警報・注意報

（ア）気象特別警報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

（イ）気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(ウ) 気象注意報

大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ 注意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ 地面現象特別警報、警報及び注意報

地 面 現 象 特 別 警 報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。
地 面 現 象 警 報	大雨・大雪などによる山崩れ、地滑りなどによって災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含め発表される。
地 面 現 象 注意 報	大雨、大雪などによる山崩れ、地滑りなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

ウ 浸水特別警報、警報及び注意報

浸水特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

エ 高潮特別警報、警報及び注意報

高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

オ 波浪特別警報、警報及び注意報

波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2)特別警報発表基準

【発表官署:釧路地方気象台 担当地域-根室地方】

特別警報名	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

- (注) 1 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
 2 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

(3) 警報発表基準

【発表官署:釧路地方気象台 担当地域-根室地方】

警報名	発表基準		
大雨（浸水害） (土砂災害)	表面雨量指数基準	8	
	土壤雨量指数基準	124	
洪水	流域雨量指数基準 別当賀川流域=16.6		
暴風	平均風速	陸上	20m/s(※1)
		海上	25m/s
暴風雪	平均風速	陸上	18m/s(※2) 雪による視程障害を伴う
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.2m	

(※1) 根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。

(※2) 根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は21m/sを目安とする。

- (注) 1 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
 2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
 3 この基準数値は、釧路総合振興局・根室振興局管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたもので、気象要素によっては災害発生を予想する際の目安である。
 なお、土砂崩れ及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。

(4) 注意報発表基準

【発表官署：釧路地方気象台 担当地域-根室地方】

注意報名	発表基準				
大雨	表面雨量指数基準	6			
	土壤雨量指数基準	80			
洪水	流域雨量指数基準	別当賀川流域=13.2			
強風	平均風速	陸上	12m/s(※1)		
		海上	15m/s		
風雪	平均風速	陸上	10m/s(※2) 雪による視程障害を伴う		
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う		
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm			
波浪	有義波高	3.0m			
高潮	潮位	0.9m			
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪	60mm以上: 24時間雨量と融雪量(相当雨量)の合計				
濃霧	視程	200m			
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%				
なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5°C以上				
	4月～10月: (最高気温) 平年より 8°C以上低い日が 2 日以上継続 11月～3月: (最低気温) 平年より 7°C以上低い				
霜	最低気温 3°C以下				
着氷	船体着氷: 水温 4°C以下 気温 -5°C以下で風速 8m/s 以上				
着雪	気温 0°Cくらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				

(※1) 根室特別地域気象観測所、納沙布(アメダス)の観測値は 15m/s を目安とする。

(※2) 根室特別地域気象観測所、納沙布(アメダス)の観測値は 13m/s を目安とする。

- (注) 1 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- 2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
- 3 有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高いほうから順に 1/3 の個数までの波について平均した波高。これは、目視観測による波高に近いといわれている。このうち最大のものを「最大波高」というが、有義波高の約 2 倍の波が出現する。
- 4 この基準数値は、釧路総合振興局・根室振興局管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたもので、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 5 土砂崩れ及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

(5) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
					洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
					水位情報がある場合	水位情報がない場合	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず安全なものではなし)	市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する	氾濫発生情報 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布 ^{※1}) [危険度分布: 黒(氾濫している可能性)]	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} [危険度分布: 黒(警戒)]		大雨特別警報(土砂災害) [危険度分布: 黒(警戒)]	高潮氾濫発生情報 ^{※3}
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)		氾濫危険情報 [危険度分布: 紫(氾濫危険水位超過相当)]	危険度分布: 紫(危険)	内水氾濫危険情報 (水位超過下水道において発生する情報)	土砂災害警戒情報 [危険度分布: 紫(危険)]	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難		氾濫警戒情報 [危険度分布: 赤(避難判断水位超過相当)]	洪水警報 [危険度分布: 赤(警戒)]		大雨警報(土砂災害) [危険度分布: 赤(警戒)]	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報		氾濫注意情報 [危険度分布: 黄(氾濫注意水位超過)]	危険度分布: 黄(注意)		危険度分布: 黄(注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報						

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字: 常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1)HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。
※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるもののかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3)水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に上昇するため、潮位が上昇してから行動していく場合は安全に立退き避難ができるないことがある。
※4)高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となつたときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、釧路総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

記録的短時間大雨情報発表基準

1時間雨量	80mm以上
-------	--------

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キクル(危険度分布)で確認する必要がある。

※ 土砂キクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

※ 浸水キックル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

※ 洪水キックル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(8) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに府県（釧路・根室地方）単位で発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第2節 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等について、この計画に定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象等（異常潮位、地滑り、火災等）を発見した者は、速やかに、市役所（危機管理課）又は、警察官若しくは海上保安官若しくは消防機関のうち最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の市への通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官若しくは海上保安官又は消防機関は、その内容を確認し、直ちに市長に通報するものとする。

(3) 市長から各機関への通報及び住民への周知

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害規模、内容等により必要に応じて、関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

なお、関係機関及び住民への連絡系統図は、別表1によるものとする。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務部長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間の場合は、警備員が受理し、危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）へ報告する。

2 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法第53条の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまで、別冊資料編の「災害情報等報告取扱要領」及び別に定める「火災・災害等即報要領」（以下、本要領）により北海道知事（根室振興局長）に報告するものとする。

(1) 本部長（市長）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接国（消防庁）にも報告するものとする。

なお、特別の事情により知事に報告が困難な場合にあっては、直接国（消防庁）に報告するものとする。

(2) 各対策部長は、所管に係る災害情報等を、本部連絡室長（総務部長）を経て本部長（市長）に報告する。

(3) 本部連絡室長（総務部長）は、各対策部長から受理した災害情報のうち、他の部に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。

(4) 総務対策部長は、本部に集約された災害情報及び災害対策実施状況等を第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、総務班を通じて報道関係機関に発表する。

(5) 各対策部長は、基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部連絡室と連絡調整をとり、相違のないようにする。

(6) 災害対策本部が設置されない場合における被害報告も本要領に準じて行うものとする。

(7) 災害情報等の連絡責任者は、本部長（市長）とする。

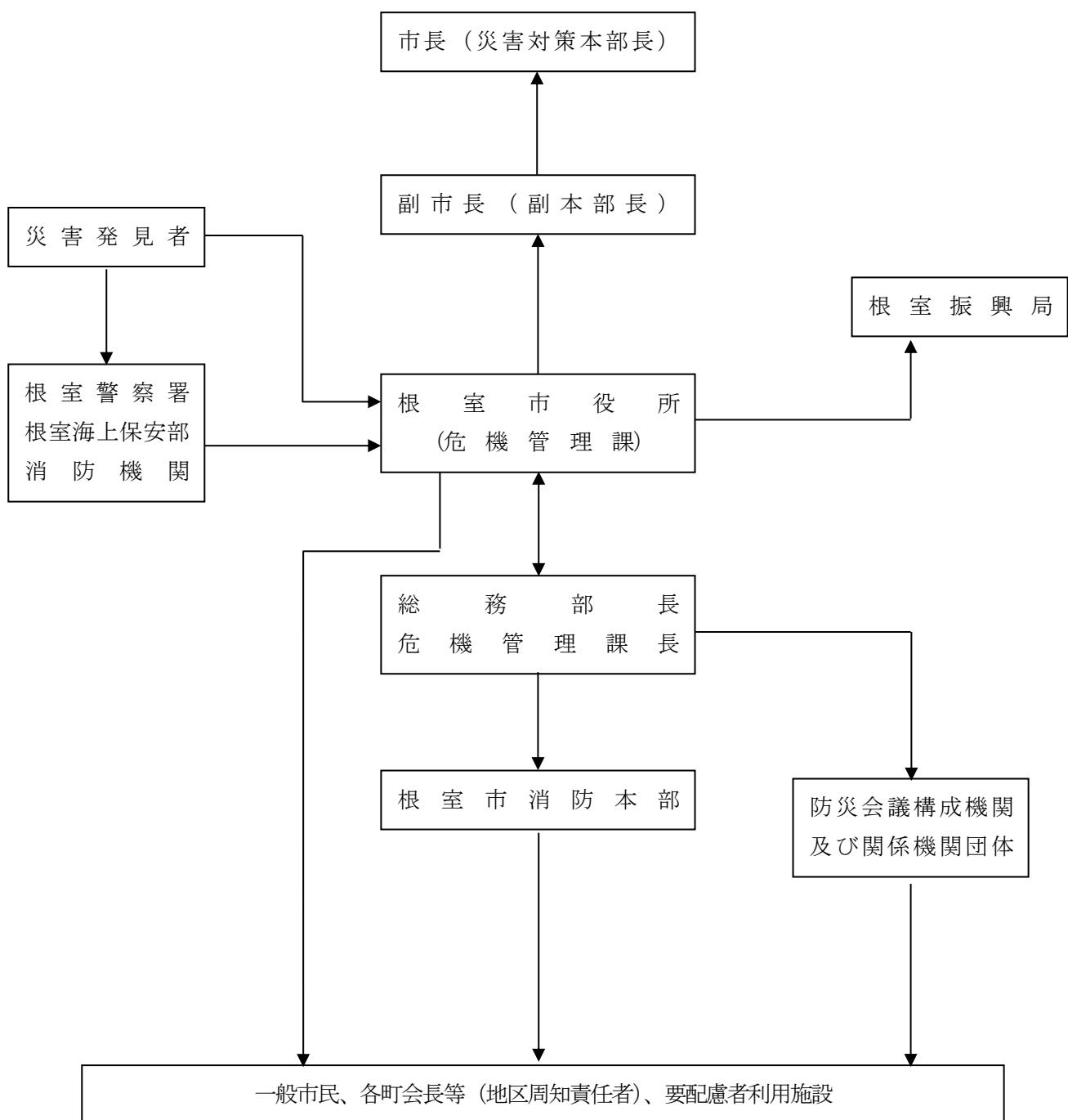
(8) 災害情報

災害の概要を把握し、早急に対策を講ずる資料とするものであるので災害の発生するおそれのある場合又は発生した場合その経過に応じ把握した事項を逐次報告するもので、その様式は、別表2のとおりとする。

- ア 雨量、河川の水位等の状況とは、災害時における降雨量、それに伴う河川の水位の増減、風速高波等異常な自然現象の状況を報告すること。
- イ 交通、通信及び水道等の状況とは、異常な自然現象等により道路、鉄道が不通となった箇所及び電話障害の箇所並びに飲料水、電気等の住民の生活に直結する公共的な被害の状況を報告すること。
- ウ 救助法適用の状況とは、救助法を適用しなければならないような状態である場合、その地区名、被害棟数、罹災人員並びに救助実施内容について報告すること。
- エ 自衛隊派遣要請の状況とは、災害の状況により自衛隊の派遣要請を要求する場合、次の事項を報告すること。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を必要とする理由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

別表1

災 害 情 報 連 絡 系 統 図



第3節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定めるところによる。

1 通信方法

災害時における通信手段は、基本的にN T Tの電話利用による通信計画を優先的に考えるものである。

次いで、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等によるN T T通信途絶時の通信方法として、防災行政無線、各機関の無線施設、衛星携帯電話、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信方法の利用を確保するものとする。

2 専用通信施設等の利用

(1) 根室市

本市が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、別表1のとおりである。

(2) 防災関係機関

市内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、通信相手機関に最も近い防災関係機関を経て行うものとする。

各防災関係機関の施設一覧は、別表2のとおりである。

別表1

本部の通信施設

1 本庁有線回線施設

(1) N T T回線数 20回線

(2) 災害時通信確保対策

ア 災害時優先電話数

一般電話回線が輻輳に伴い発信規制がなされても、防災機関、公共機関としての使命を確保するため発信規制されず、優先的に発信が確保される局線。

市役所における災害時優先電話の指定回線（48回線）

2 北海道総合行政情報ネットワーク

発令台	危機管理課、警備室
受話器（子機）	庁舎全内線電話
特記事項	地上系通信、衛星系無線の2ルート化、津波警報等システム

3 根室市防災行政無線

- (1) 移動系 1ch 市町村波 (周波数 149.65MHz)

基 地 局 1 局	本庁建設水道部下水道課
移 動 5 5 局	基地局 1 局、半固定型 2 局、車載型 33 局、携帯型 19 局

- (2) 固定系 1ch 市町村波 (周波数 65.55125MHz)

送 信 所 及 び 通 信 所	市役所危機管理課、根室市消防本部、歯舞漁業協同組合	屋外拡声子局 48 局
		戸別子局 806 局

4 消防本部

- (1) 電話回線

一般用電話 (一般消防業務、問い合わせ用)	7回線【消防本部 3回線、分遣所等 (各 1回線)】
災害用専用電話	119 番
消防・災害相談ダイヤル	2回線 (24-0119)

- (2) デジタル無線電話

- ・ 基地局 3局 通信指令室、歯舞消防分遣所、落石消防団員詰所
- ・ 移動局 47局 消防本部、通信指令室、花咲港消防分遣所、厚床消防分遣所、市役所
(卓上型 2局、可搬型 1局、車載型 20局、携帯型 24局)

- (3) FM緊急放送システム

送信所及び通信所	(株)根室市民ラジオ、根室市消防本部
周波数	76.3MHz

5 衛星携帯電話

設置場所及び台数	根室市役所 (3台)・避難所 (11カ所・各1台)	計 14台
	消防本部 (1台)、各消防分遣所 (4台)	計 5台

別表2

専用通信施設、無線施設一覧

令和4年6月現在

機関名	所在地	周波数帯、電波の型式	相手方	備考
根室振興局	常盤町3-28	SHF D7W	中継所	自家発電設備 約72時間 バッテリー 約3時間
根室海上保安部	琴平町1-38	VHF F3E	巡視船艇7隻 移動局3(防災波使用可能無線機)	自家発電設備有
根室漁業無線局	花咲港	VHF A3E H3E J3E F3E HF J3E MHF A1A J3E	船舶局	24時間執務 自家発電設備有
		VHF F3E		歯舞、落石、各漁業協同組合
釧路開発建設部 根室道路事務所	敷島町1-5	VHF F1D SHF G7W	陸上移動局14 国土交通省、北海道開発局	自家発電設備有
北海道電力ネットワーク(株) 根室ネットワークセンター	大正町1-7	400MHz帯、 5K80G1E	陸上移動局19	自家発電設備有 バッテリー約8時間
根室警察署	弥栄町1-17	VHF F3E	釧路方面管内警察署	自家発電設備有
		VHF F3E	移動局	
根室市役所	常盤町2-27	VHF F3E	移動局54	
根室市消防本部	大正町1-30	VHF 5K80G1D VHF 5K80G1E	移動局51(デジタル) 隣接の関係消防機関	自家発電設備有 バッテリー 約4時間

3 通信途絶時の連絡方法

情報連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、次の要領により実施する。

(1) 有線電話が途絶した場合

ア 本市所有の防災行政無線、消防無線電話を最大限に活用する。

イ 移動無線、携帯無線の活用

N T T 無線電話等を速やかに災害用に使用する。

ウ 他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用又は利用した通信を行うことができないときは、北海道地方非常通信協議会が定める機関別通信系統により無線通信局の協力を求め通信を行う。

エ 他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線の協力を得て、緊急通信連絡体制を確保する。

オ アマチュア無線等の協力要請

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

「災害時における災害情報等の通信連絡の協力に関する協定」

平成9年7月31日締結

カ 徒歩及び自転車等の利用

4 災害時優先電話等の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。また、非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達をする。

(1) 災害時優先電話による連絡

(2) 電報による通信（非常電報）

5 防災行政無線の整備

災害時における通信連絡体制の確保又は災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの情報伝達系統を強化するため、防災行政無線（同報無線）を増設するなど無線の整備を促進するものとする。

第4節 災害広報・情報提供計画

市及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

市及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 市及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両（別表1）、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、市及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映せるものとする。

(2) 市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、主に次の項目について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日

イ 災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ 被害状況

（ア）交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

- (イ) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (ウ) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (エ) 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (オ) その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）

エ 救助法適用の有無

オ 応急、恒久対策の状況

- (ア) 避難について（避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等）
- (イ) 医療救護所の開設状況
- (ウ) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (エ) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

カ 災害対策（警戒）本部の設置又は廃止

キ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(3) 道の広報

市及び関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配置するなど、報道対応窓口を明確化した上で、報道機関への情報提供等により被災地域内外に対し適切に情報提供する。

(4) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を市民に広報するとともに、北海道災害対策（警戒）本部に対し情報の提供を行う。

(5) 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

- ア 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- イ 安否情報の照会を受けた市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めるなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ウ 安否情報の照会を受けた市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適當と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認

		められる情報
(イ)	・被災者の親族 ((ア) に掲げる者を除く。) ・被災者の職場関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市は、上記のウに関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市、消防、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居住が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 災害時の氏名等の公表

(1) 市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

別表1

広報使用可能な車両の所有状況（車外拡声器付）

令和7年1月現在

所 有 課	台数	配 備 状 況
総務課	2	普通乗用車
生活環境課	2	ライトバン、ワゴン
社会福祉課	1	ライトバン
農林課	1	トラック
商工労働観光課	1	ライトバン
港湾課	1	バン
都市整備課	4	トラック、SUV、ライトバン、軽自動車
水道課	4	バン、ライトバン、軽自動車
図書館	1	小型バス
消防本部	21	ライトバン2、SUV2、軽自動車、消防車13、救急車3
計	38	

第5節 水防計画

洪水、津波及び高潮その他のによる水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織及び活動は、本計画の定めるところによる。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1) 根室市

市は、市の区域内における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

(2) 北海道（根室振興局）

ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ 知事（根室振興局長）は、気象庁長官（釧路地方気象台長）が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等にその内容を通知するものとする。

(3) 居住者等の義務

根室市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長（消防長）から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織

第2章第2節「根室市災害対策本部等」に定める根室市災害対策本部で行うものとする。

3 気象警報等の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、第4章第1節「気象予報（注意報を含む）、警報等、並びに情報等の伝達計画」の定めによるものとする。

4 水防区域を防御するための地域分担

水防区域を防御するため、次のとおり地域分担を定める。ただし、動員数については、必要に応じ、第2章第3節「非常配備体制」により増減するものとする。

5 水防施設及び資機材

市長は、水防区域を毎年調査し、これに対応する水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材等を備蓄するなど災害に備えるものとする。

6 水防信号

水防に用いる信号は次によるものとする。

(1) 第1信号 沈没注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

(2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

(4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○一休 止一○一休 止一○一休 止一○一休 止
第2信号	○一○一○ ○一○一○	約 5秒 8秒 5秒 8秒 5秒 8秒 5秒 8秒 ○一休 止一○一休 止一○一休 止一○一休 止
第3信号	○一○一○一○ ○一○一○一○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○一休 止一○一休 止一○一休 止一○一休 止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○一休 止一○一

(備考)

- ア 信号は適宜の時間継続すること。
- イ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

7 水防活動

(1) 巡視警戒

降雨等の状況により災害発生のおそれがある場合、市職員、消防職員、消防団員は本部長の指示により危険区域の巡視を行い、異常を発見したときは、直ちに施設の管理者に通報して必要な措置を求めるものとする。

(2) 決壊等の通報

- ア 堤防その他の施設が決壊した場合は、本部長は直ちに関係機関に通報するものとする。
- イ 市長は堤防等が決壊した場合又は決壊のおそれがある場合は、直ちに必要と認める区域の住民に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

(3) 水防報告

河川の水位等が氾濫注意水位以下に減じ、水防の必要がなくなった時、市長は関係機関に通知し、かつその旨を一般住民に周知し、水防活動が終了したときは速やかに記録を整理し、北海道水防計画に基づき水防活動実施報告書を根室振興局長に提出するものとする。

水防地域分担一覧

令和4年4月現在

番号	地 区 名	本部担当班	消防団担当分団	住 民 組 織	備 考
1	根室別川	上下水道施設班	消防団第1分団	汐見町会	随時消防署員を派遣
2	ハッタリ川	都市整備班	消防団第2分団	西浜町会	//
3	十勝釧路沿岸 長 節	水産港湾班	消防団第4分団	長節町会	//
4	十勝釧路沿岸 花 咲 港	水産港湾班	消防団第3分団	花咲港第一町会	//
5	十勝釧路沿岸 落 石	水産港湾班	消防団第5分団	落石西町会	//
6	十勝釧路沿岸 昆 布 盛	水産港湾班	消防団第5分団	昆布盛町会	//
7	十勝釧路沿岸 浜 松	水産港湾班	消防団第5分団	浜松町会	//
8	根室沿岸 根室港	水産港湾班 上下水道施設班	消防団第2分団	弥生町会 緑町会 平内町会	//
9	根室沿岸 温根沼	水産港湾班	消防団第4分団	温根沼町会	//
10	根室沿岸 幌茂尻	水産港湾班	消防団第4分団	幌茂尻町会	//
11	根室沿岸 西浜町	水産港湾班	消防団第2分団	西浜町会	//

番号	地 区 名	本部担当班	消防団担当分団	住 民 組 織	備 考
12	根室沿岸 檜昔	水産港湾班	消防団第6分団		随時消防署員を派遣
13	根室沿岸 東梅	水産港湾班	消防団第4分団	東梅町会	//
14	十勝釧路沿岸 歯舞	水産港湾班	消防団第8分団	歯舞第五町会	//
15	十勝釧路沿岸 珸瑤瑁	水産港湾班	消防団第9分団	珸瑤瑁第一町会 珸瑤瑁第二町会	//
16	根室沿岸 温根元	水産港湾班	消防団第9分団	温根元第二町会	//
17	根室沿岸 牧の内	水産港湾班	消防団第1分団	牧の内町会	//
18	十勝釧路沿岸 桂木	水産港湾班	消防団第1分団	桂木町会	//
19	十勝釧路沿岸 友知	水産港湾班	消防団第7分団	友知第一町会 友知第二町会	//
20	十勝釧路沿岸 双沖	水産港湾班	消防団第7分団	双沖第一町会	//
21	根室沿岸 春国岱	水産港湾班	消防団第4分団		//

水防資機材一覧

令和7年2月現在

所管	主要資材						主要機材																										
	袋類		丸太		な	鉄	掛	の	お	ス	か	つ	る	は	照	鉄	く	ペ	ロ	胴付ゴム	な	懐中電	特長	か	ヘルメット	ハンマ	チエソ	リヤカ	一輪車	排水ポンプ	発電機	ビニールシート	ドライス
	麻袋	ビニール袋	12mm以上	2m以上																													
釧路開発建設部 根室道路事務所		0						0	3		20	3	2	2		4				1	15								1	4	50		
釧路総合振興局 釧路建設管理部 根室出張所		400					5	2	4		22		4		3		5	2	3	2	7			9				1			4		
根室振興局	2,000	10,000	200	100			5	28	30	30	99	58	20	3	17		2	10		9			76	20			5		4	20			
根室市消防本部(署)		295					6	11	19	67	2	2	10	1		9	2	21		16		38	7	7	5		3	1	14	32	16		
根室市消防署 厚床消防分遣所							1	1	2	6		1	1							2					1				2	1			
根室市消防署 落石消防団員詰所							1	1	2	8		1	1							1				1					1	1			
根室市消防署 花咲港消防分遣所							1	1	1	6	1	1	1						4	5	1								2	1			
根室市消防署 歯舞消防分遣所							1	1	2	4		1	1						4		1		1						1	1			
根室市役所		7,200			2	8	2	5	3	50	7	10	1	4	10	5	1	14	4	8		12	14	8	4		2	4	5	6			

第6節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、崖崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（基本法第60条）

ア 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに北海道知事（根室振興局長）に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

エ 市長から委任を受けた消防吏員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

(2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者（市長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、釧路方面根室警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（根室振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための

立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（根室振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができる場合は市長に代わって実施する。

ウ 根室振興局長は、市長から避難指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、市長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があつた場合は、関係機関に協力要請する。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のイにより市長から要求があつたとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

市、道（根室振興局）、北海道警察本部（根室警察署）及び第一管区海上保安部（根室海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行つた場合は、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 市

市は、避難のための立退き緊急安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台や国、道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることがあるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホ

ットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 国や道の関係機関

市から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、市長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(3) 協力、援助

ア 北海道警察（根室警察署）

市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な助言と協力をを行うものとする。

イ 根室海上保安部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難情報等の発令基準

避難情報等の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

区分	土砂	高潮	津波
危険区域	土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域
警戒レベル2 注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（浸水害）が発表された場合 ○大雨警報（浸水害）が夜間～翌日早朝までに発表される見込みがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（夕刻時点で注意喚起） ○高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波注意報が発表された場合
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合 	

	ら翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	や気象庁の記者会見等により周知された場合	
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表され、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 ○高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早晨までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合など）（夕刻時点で発令） 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波警報・大津波警報が発表された場合 ○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂災害の発生が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> (災害が切迫) ○水門、陸閘等の異常が確認された場合 <ul style="list-style-type: none"> (災害発生を確認) ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合 	

※津波については、警戒レベルは付さない。

※詳細は、資料編の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を参照

4 避難指示等の周知

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生（児童）委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携帯品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえつて危険である場合、緊急安全確保する。	・緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・高齢者等避難
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報

5 避難方法

(1) 避難誘導

避難の誘導は、市職員（市民生活対策部市民環境班）、消防職員、消防団員及び警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が迫る前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

- ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市において車両、船艇等によって移送する。
- イ 市は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- エ また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 市の対策

ア 避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生（児童）委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(イ) 病院への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

エ 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(2) 道の対策

道は、市における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に市において福祉避難所を開設した場合、市の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

7 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、消防職員・消防団、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

8 被災者の受け入れ及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむ得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいざれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 指定緊急避難場所の開設

市は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

10 指定避難所の開設

(1) 市は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 市は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

(3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(4) 市は、避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと

見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (5) 市は、著しく異常かつ甚大な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

1.1 待避所の開設

市は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて待避所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

1.2 指定避難所の運営管理等

- (1) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (5) 市は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。この際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、市や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、

専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人才の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (6) 市は、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所におけるペットのためのスペースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。なお、ペットのためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 市及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 根室警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- (12) 市及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。
- (14) 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用する

など、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。

- (15) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

1.3 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(2) 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとり合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

1.4 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認められる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ根室振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

オ 市長は、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災者を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災者への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求める。

カ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災者への支援に関する機関に通知する。

キ 市長は、広域一時滞在による避難元又は避難先の市町村と被災者に関する情報を共有するなど連携を図る。

（2）広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

（3）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第7節 応急措置実施計画

市の区域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、市長、消防長及び防災に関する施設の管理者は所要の措置を講じ、また市長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事 (基本法第 70 条)
- (2) 警察官又は海上保安官 (基本法第 63 条第 2 項)
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (基本法第 63 条第 3 項)
- (4) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長 (基本法第 77 条)
- (5) 指定公共機関の長及び、指定地方公共機関の長 (基本法第 80 条)
- (6) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第 62 条)
- (7) 水防管理者、消防機関の長等 (水防法第 17 条及び 21 条)
- (8) 消防長又は消防署長等 (消防法第 29 条)

2 市の実施する応急措置

(1) 応急公用負担の実施 (基本法第 64 条第 1 項)

市長は、本市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、災害対策基本法施行令第24条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 応急公用負担に係る手続

市長は、当該土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し又は土石、竹林その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者、その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を根室市公告式条例（昭和 35 年条例根室市第 39 号以下「公告式条例」という。）を準用して、市役所前の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

市長は、本市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において工作物等を除去したときは、市長は当該工作物等を保管しなければならない。

保管したときは基本法第64条第3項及び第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

(ア) 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(イ) 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次の定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- a 公示は、保管を始めた日から起算して14日間、市役所の掲示場に掲示すること。
- b 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙又は新聞紙に掲載すること。
- c 前2号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を本市危機管理課に備付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する時は、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(ア) 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては随意契約により売却することができる。

- a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- b 競争入札に付しても入札者がない工作物等
- c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当ないと認められる工作物等

(イ) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を公示しなければならない。

(ウ) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(エ) 随意契約とするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

- ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については行政代執行法（昭和23年法律第43条）第5条及び第6条の規定を準用する。
- エ 公示の日から起算して6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本市に帰属する。

(3) 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条）

- ア 市長は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。
この場合において、応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施について、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
- ウ 災害時における他市町村との応援体制については、相互に応援協力して防災活動を速やかに行えるよう応援協定の締結を推進するものとする。

(4) 北海道知事に対する応援の要求等（基本法第68条第1項）

- 市長は本市地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する緊急従事指示等

- ア 市長は本市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条第1項）

- イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第17条）
- ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- エ 救急隊員は緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の7第1項）
- オ 市長は、前4号により本市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償しなければならない。（基本法第84条第1項）

3 警戒区域の設置

(1) 市（基本法第63条第1項）

- 市長及びその委任を受けた職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）

- 火災又は水災を除く他の災害現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事

者その他総務省令で定める者意外のものに対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

ア 警察官又は海上保安官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知することとする。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官はこれを援助することとする。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場合において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

4 市の実施する応急措置の代行（基本法第73条、第78条の2）

(1) 北海道

知事（根室振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により市が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施する応急措置の全部又は一部を、市長に代わって実施するものとする。

ア 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

イ 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

ウ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

エ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により市及び道がその全部又は大部分の事務

を行うことができなくなったときは、市長が実施する応急措置の全部又は一部を、当該市長に代わって実施しなければならない。

- ア 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- イ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- ウ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の手続き等

(1) 要請要求方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって北海道知事（以下「知事」という。）に対し要請を要求するものとする。

この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

なお、電話等はケーブル破損等により通信不可能な場合を想定し、衛星携帯電話等による連絡方法について検討し、速やかに要求できる体制づくりを確立していくものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 指定部隊が展開できる場所
- オ 指定部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当の対策部及び派遣要請要求

ア 自衛隊の災害派遣要請の要求は、総務対策部危機管理班が行うこととする。

イ 派遣要請は、根室振興局地域創生部地域政策課（電話24-4799）を経由し、知事へ要求するものとする。

(3) 緊急を要する場合の災害派遣要請方法

市長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請を要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、別表1の部隊に通報できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事に連絡し、所定の方法により文書を提出するものとする。

3 災害派遣部隊の受け入れ態勢

(1) 受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのための措置及び準備をするものとする。

イ 連絡員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

ウ 作業計画の準備

担当部班は、受入れのため次の事項に関し計画をたて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

(ア) 応援を求める作業の内容

(イ) 機材等の確保

(ウ) 派遣部隊の車両及び機材等の保管場所の準備

(エ) 派遣部隊の待機・展開場所（別表2）、指揮所

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ 知事への報告

総務対策部危機管理班は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4 経費負担等

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（市）において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料・水道料

エ 汲取量

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

5 連携強化等

(1) 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、派遣部隊等の長と緊密な連絡調整を行うものとする。

(3) 連携の強化

市長は、平常時から自衛隊と共同の防災訓練を実施するなど、密接な連携強化に努めることとする。

6 自主派遣

自衛隊は、自衛隊法第83条第2項ただし書に基づき、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等との連絡を確保し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、自衛隊が自主的に災害派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないとき。

7 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式2）をもって知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

別表1

緊急を要する場合の連絡先

部隊名	連絡担当部課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第5旅団第27普通科連隊	第3科	釧路郡釧路町字別保112	(緊急時優先) 0154-40-2013 ④262
航空自衛隊第26警戒隊	総括班運用訓練係	根室市光洋町4-15	24-8004

別表2

派遣部隊の待機・展開場所

名称	所在地	管理者（所管課）	電話番号
明治公園	根室市牧の内	根室市長（都市整備課）	23-6111

(様式1)

第 号
年 月 日

北海道知事様

根室市長 印

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、次により自衛隊の災害派遣要請を要求します。

災害の状況及び派遣を必要とする事由	
派遣を希望する期間	自. 年 月 日 至. 災害応急対策の実施が終了するまでの間
派遣を希望する区域	
活動内容	
派遣部隊との連絡方法 その他の参考事項	

※ ヘリコプターに災害対策従事者、救急患者等が搭乗する場合、搭乗者の職、氏名、年齢、続柄を記入のこと

(様式2)

第 号
年 月 日

北海道知事様

根室市長 印

自衛隊災害派遣について

年 月 日付第 号で要請を要求した災害派遣については、所期の目的を達成したので、次の日時を
もって撤収を要請願います。

記

1. 派遣を必要とした事由

2. 撤 収 日 時 年 月 日 時 分

第9節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

1 防災相互応援体制の確立

- (1) 市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。
- (2) 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受け入れ態勢を確立しておく。

2 応援出動態勢

(1) 要請者

災害時または災害復旧の応援出動要請は市長（本部長）が行う。

(2) 災害対策または災害復旧

現場において、道及び他の市町村に応援のため職員の派遣を要請する必要が生じた場合は、各班長は本部事務局長を通じて、市長（本部長）に協議するものとする。

(3) 応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての対応は、直接関係する班が当たるものとする。

関係班長は、応援の日数及び宿舎、食料確保等などについて危機管理班長に報告することとし、危機管理班長は、応援活動の状況を把握しておくものとする。

3 消防相互応援体制の確立

- (1) 市長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第10節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

市内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 ヘリコプター等の活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救難物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合。

3 市の対応等

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

(1) 離着陸の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

(3) ヘリコプター発着可能地点

ア ヘリコプター着陸可能地点の選定条件

災害時等の緊急を要する場合は、別紙の条件を満たすヘリコプターの緊急離着陸場を確保するものとする。

イ ヘリコプター着陸可能地点は次のとおりである。

所在地	名 称	着陸場所の面積	電話番号
光洋町4-15	航空自衛隊根室分屯基地	1, 575 m ²	24-8004
牧の内146	根室市青少年センター(総合グラウンド)	19, 758 m ²	23-5982

ウ 防災ヘリポートの設置

市は、災害時において物資輸送や緊急を要する患者搬送などを迅速確実に実施するため、ヘリポートを次のとおり設置する。

所在地	名 称	着陸場所の面積	電話番号
東和田49-4	根室市防災ヘリポート	2,240m ²	24-3164 (市消防本部)

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の要件

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところにより、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

- ア 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- イ 災害が近隣市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにするものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、(4) の要請手続をとる。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
〒007-0880 札幌市東区丘珠町775番地11
TEL 011-782-3233
FAX 011-782-3234

北海道防災行政無線 6-210-39-897、898

(4) 緊急病院等の緊急搬送手続等

ア 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合または生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(ア) 航空室へは消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後根室振興局及び根室警察署にその旨を連絡する。

- (イ) 要請は電話等により行うとともに、FAXにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。
- イ 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。
- ウ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。
- エ 航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

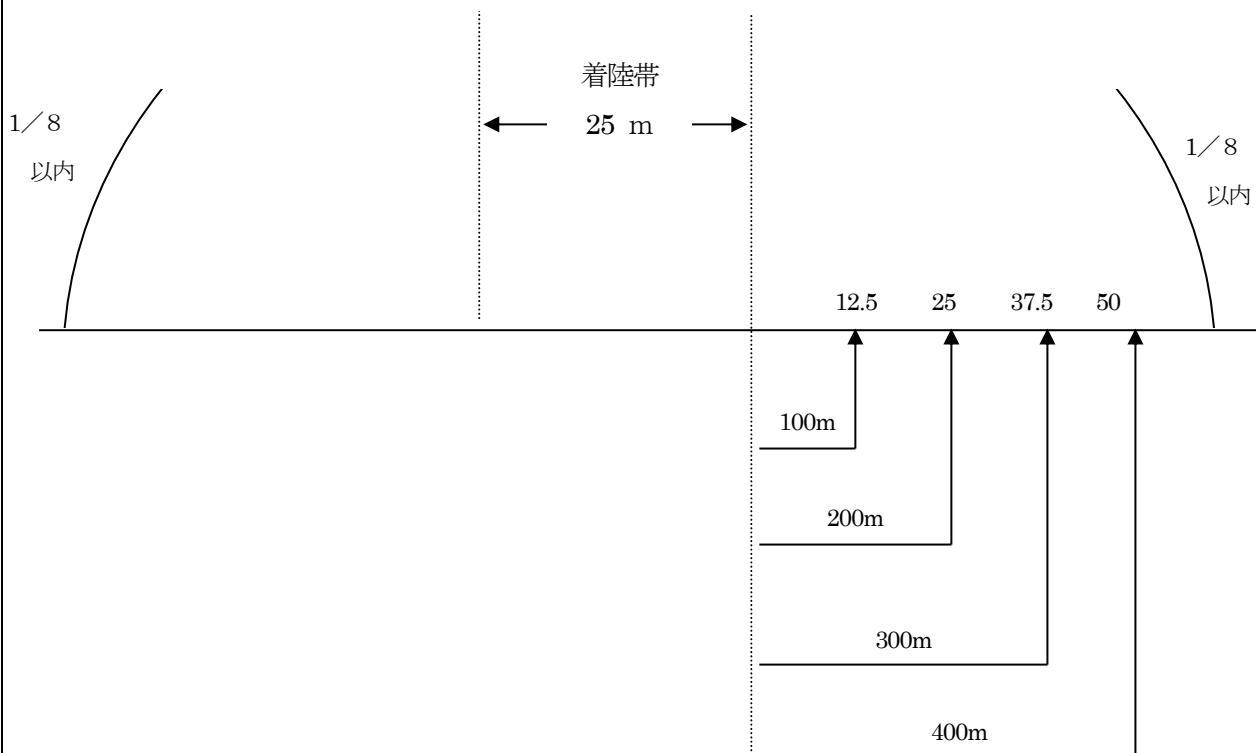
別紙

ヘリコプター着陸可能地選定条件

1 着陸帯

(1) 直径 25mの円又はこれに相当する方形の平坦な地積で、その周囲約1／8以上傾斜面上に障害物がないこと。ただし、この条件を満足できないときは、すくなくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足させなければならない。

参考：距離と障害物の高さは次のとおり

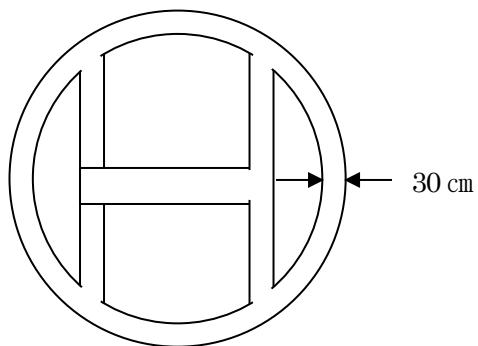


(2) 地表面

- ア 補装された場所が最も望ましい。
- イ グラウンド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処理すること。（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

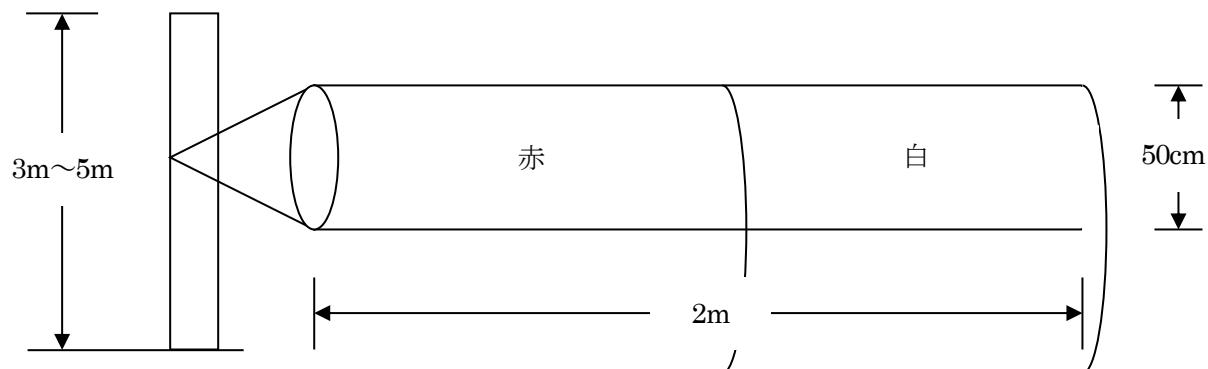
2 着陸点

着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を書き、中央に「H」と記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m／秒程度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入が円滑に行える場所であること。

5 電話等、通信手段の利用が可能なこと。

第11節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市や消防をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

(1) 市（消防機関）

市（救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

なお、市は警察署、消防機関等協力を得て救助救出を行うが、災害が甚大であり、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村や北海道に応援を求めるほか、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊派遣要請を要求するものとする。

(2) 警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

(3) 根室海上保安部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。

(4) 北海道

道は、市を包括する基幹として、広域的総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出救護を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先的に配分するものとする。

(2) 海上における救助救出活動

根室海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「応急活動体制」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第12節 医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。
- (2) 救助法が適用されない場合は市長（健康福祉対策部保健班、医療対策部）が実施する。

2 医療及び助産の対象者及びその把握

(1) 対象者

- ア 医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- イ 災害の発生日前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず町会長等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し、本部連絡室を通じ本部長に通知する。
通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し、医師、歯科医師及び助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資機材等の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示する。

3 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として収容避難所のうち各地区ごとに中学校を指定するが、必要に応じて他の公共施設を使用する。（別表1）

4 医師会に対する出動要請

- (1) 市長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、社団法人根室市外三郡医師会、社団法人釧路歯科医師会に対して出動要請を行う。

なお、出動要請については、両医師会との協定に基づき出動要請を行う。

ア 要請する場合には、次の事項を通知する。

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

「災害時の医療救護活動に関する協定」	平成8年7月16日締結
「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」	平成14年3月18日締結

5 救護班の編成

市長は、災害により医療を必要とする場合は、医療対策部を主体に応急医療に当たる。医療対策部の編成が困難な場合又はその診療能力を越える場合等においては、社団法人根室市外三郡医師会長並びに社団法人釧路歯科医師会長に救護班の編成及び派遣を要請し、応急医療に当たる。

救護班の編成基準は、社団法人根室市外三郡医師会長並びに社団法人釧路歯科医師会長の定めるところによる。

6 医薬品の確保・供給

健康福祉対策部保健班は、医療、歯科医療並びに助産の実施に必要な医薬品及び衛生機材を確保し、速やかに医療機関、救護所へ医薬品等の供給を実施する。

7 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、救急告示病院又は最寄りの病院に移送する。

8 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、知事（根室振興局長）に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（日赤救護班等）
- (2) 患者移送（自衛隊）

9 医療機関等の状況

- (1) 医療機関（別表2-1、2-2）
- (2) 助産機関（別表3）
- (3) 医療薬品取扱機関（別表4）

10 費用の限度及び期間

救助法の基準による

11 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

- (1) 救護班活動状況（様式1）
- (2) 病院診療所医療実施状況（様式2）
- (3) 助産台帳（様式3）

別表1

応急救護所指定施設

令和7年2月現在

施 設 名	所 在 地	電話番号	備 考
光 洋 中 学 校	根室市光洋町2の12	24-3205	
柏 陵 中 学 校	〃 西浜町4の1	24-3265	
おちいし義務教育学校	〃 落石東135	27-2134	
厚床小中学校	〃 厚床1の218の1	26-2314	
海 星 学 校	〃 西和田219	25-3724	
歯 舞 学 園	〃 歯舞3の178	28-2010	

別表2-1

医療機関一覧

【医科】

令和4年6月現在

名称	診療科目	所在地	ベッド数	電話番号	備考
市立根室病院	内、小、外、整形、皮、泌、産婦、眼、耳鼻、リハ、放、麻、脳外、心、循、呼、消	根室市有磯町1-2	135	24-3201	災害拠点病院
根室市立歯舞診療所	内	〃 齒舞4-40	0	28-2014	
根室共立病院	内、精、神、循	〃 花園町4-1	114	24-4736	
道東勤医協ねむろ医院	内	〃 曙町3-3	0	22-2563	
トキワ医院	内、整形、外、リハ	〃 常盤町2-4	0	24-3221	
江村精神科内科病院	内、精、神	〃 有磯町2-25	101	22-2811	
医療法人社団岡田医院	内、放、小、胃	〃 花咲町2-13	0	24-2651	
医療法人社団溪流会根室眼科クリニック	眼	〃 大正町1-32-3	0	24-1111	

【その他】

令和4年6月現在

名称	所在地	電話番号	備考
柳澤整骨院 明治町	〃 明治町1-35	24-9238	
菅野整骨院	〃 敷島町2-64-1	23-3093	
齊藤整骨鍼灸院	〃 光洋町2-34	27-1991	
ねむろ駅前整骨院	〃 清隆町3-4	27-7963	

別表2-2

【歯科】

令和4年6月現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
根室市立厚床歯科診療所	根室市厚床2-222-1	26-2249	
根室市立歯舞歯科診療所	" 歯舞4-40-2	28-3057	
医療法人社団宣真会 福井歯科医院	" 緑町3-33	23-4695	
医療法人社団洗沙会 名古屋歯科医院	" 光和町1-13	24-5758	
坂巻歯科医院	" 北斗町3-11	24-0081	
医療法人社団豊成会 根室第一歯科医院	" 大正町2-12-2	22-2166	
医療法人社団洗沙会 アークデンタルクリニック	" 宝林町4-229	23-2001	
医療法人社団 照井歯科医院	" 明治町1-2-6	24-0123	
山口歯科診療室	" 松ヶ枝町2-24	24-1262	

別表3

助 産 機 関

【病院】

令和4年6月現在

医療機関	所 在 地	電話番号	備 考
市立根室病院	根室市有磯町1-2	24-3201	

別表4

医療薬品取扱機関

令和4年6月現在

店舗の名称	所在地	電話番号	備考
(株)阿部薬局	根室市緑町2-9	23-2245	薬局
山本薬局	〃 光和町1-1	23-5028	〃
ヤマモトファーマシー 根室調剤薬局	〃 宝町1-66-3	24-5980	〃
アベドラッグ西浜店	〃 西浜町3-25	23-6000	〃
ヤマモトファーマシー あさひ調剤薬局	〃 朝日町2-23	29-2520	〃
(株)ヤマフクふくだ薬局	〃 松ヶ枝町2-23	29-5515	〃
ヤマモトファーマシー はなぞの調剤薬局	〃 花園町5-13	27-1832	〃
前田中央薬局	〃 歯舞3-19	27-1288	〃
(株)ヤマモトファーマシーやッキョク	〃 梅ヶ枝町3-19	24-3871	
ツルハドラッグ根室店	〃 宝町1-66-2	29-2222	一般販売業
(株)ほくやく根室支店	〃 光和町3-4-1	23-5633	卸売販売業
ミナト薬店	〃 花咲港114	25-8618	薬種商販売業
コープドラッグねむろ店	〃 曙町3-5	24-1070	〃
サッポロドラッグストアー根室店	〃 大正町1-32-2	29-3031	〃
サッポロドラッグストアー根室西浜店	〃 西浜町8-95-1	29-6767	〃

様式1

救護班活動状況

○○救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市（区） 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	遺 檢 案 体 数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計 機関									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式3

助 産 台 帳

市町村名

分べん者 氏 名	分 べん 日 時	助産機関名	分 べん 期 間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日	円	
計					

第13節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び活動の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長（健康福祉対策部保健班）が知事の指導・指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、市のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

市長は、被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班（健康福祉対策部保健班・市民生活対策部市民環境班）を編成するものとする。

3 防疫の種別と方法

(1) 防疫班の消毒活動

- ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
 - イ 指定避難所のトイレその他の不潔な場所の消毒は1日1回以上、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。
 - ウ 井戸の消毒を実施する。井戸の消毒はその水1m³当たり 20 c.c の次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置させ使用するものとする。
- なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

(2) 被災世帯における家屋等の消毒

- ア 汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水などで拭净し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。
- イ トイレはクレゾール水をもって拭净するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳を投入・攪拌する。

(3) 感染症患者等に対する措置

被災地に一類、二類感染症患者及び当該感染症に罹患していると疑われる者が発生又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに根室振興局保健環境部（根室保健所）に連絡し、適切な措置をとるものとする。

第2種感染症 指定医療機関	医療機関名	感染症名	住所	病床数
	市立根室病院	二種感染症	根室市有磯町1-2	4
	市立釧路総合病院	二類感染症	釧路市春湖台1-12	4

なお、一類、二類感染症が集団発生した場合、一般の医療機関に緊急避難的に感染症患者を入院させることがあるため、根室振興局保健環境部（根室保健所）の指示に基づき適切な措置をとるものとする。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(5) 指定避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 疫病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回疫病調査をするものとし、調査の結果検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

イ 清潔方法、消毒方法等の実施

避難者に衣服類等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石鹼液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもっててあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

エ 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

4 防疫資機材の調達

災害時において、市が保有する防疫用資機材等を使用して不足をきたした場合においては、根室振興局保健環境部（根室保健所）並びに隣接市町村より借用するものとする。

5 家畜の防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとし、家畜保健衛生所長において実施する。

(2) 防疫実施の方法

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する消毒菌により汚染され伝染病が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パーンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

防疫活動に要する機材等の所有状況

令和4年6月現在

資機材名	保管場所(数量)	
	旧こうよう児童館	市役所
防塵マスク (50枚入)		1箱
軍手		
ビニール手袋 (100枚入) (シンガーニトリル)		
ゴム手袋	2双	
防塵メガネ		
バケツ	10個	
ひしゃく	10個	
ジョーロ (4.0ℓ)	4個	
消石灰 (20kg)	55袋	
消石灰 (10kg)		
クレゾール (消毒液) (500ml)	10本	
オバノール (500ml)	22本	
キッチンハイター5kg (次亜塩素酸ナトリウム)	6本	
消毒用エタライト液	8本	
消毒用エタノール	3本	
グラスターーザル (ガラスクリーナー)	3本	
塩化ベンザルコニウム液 (オスバン液)	8本	
合成殺菌料 ジアエース		
サーキュラーS (殺虫乳剤)	1個	
マイペット (500ml)	3本	
噴霧器	10個	
ポリタンク 20ℓ	6個	
ドラム	1個	
洗面器	3個	
霧吹き	7個	
長靴 (27.0cm)	1足	
カッパ (L)	4着	
スコップ	1個	

第14節 災害警備計画

災害に関する根室警察署の諸活動は、本計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

根室警察署長（以下警察署長）は、次のいずれかの事項を認知したとき又は発生するおそれがある場合において必要があると認めたときは、警察署を長とする災害警備本部を設置するものとする。

- (1) 震度5弱以上の地震又は大規模な被害が生じるおそれがある場合
- (2) 「大津波警報」「津波警報」の発表
- (3) その他多数の死傷者を伴うおそれのある大規模な災害やその災害で物的被害が予想される場合
(大規模な台風等)

3 災害警備

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 被害情報の収集に関すること。
- (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。
- (4) 被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること
- (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (6) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (7) 広報活動に関すること。
- (8) 根室市等の防災関係機関が行う各種業務の協力に関すること。

4 事前措置

(1) 市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

(2) 市長の要請により行う事前措置

警察署長は、市長からの要請により、基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとする。

この場合にあたっては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

5 災害時における広報

警察は、防災関係機関と相互に連携し、住民への広報を実施する。

6 避難

警察官は、市長から基本法第60条の要請を受けたとき又は市長が立退き指示が出来ないと認めるときは、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きを指示することができる。

避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

7 救助

警察は、被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救出救助を実施する。

8 応急措置

(1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は市長が行うものとする。

(2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項、並びに同法第65条第2項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

(3) 警察官が応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、市長が行うものとする。

9 交通規制に関する事項

(1) 警察署長は、災害が発生した場合、道路管理者と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 破損し又は通行不能となった路線名及び区間

イ迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないときは又は道路標識等を設置して行いことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

第15節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶等の交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月、北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

(1) 北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行う必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 上記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 根室海上保安部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

(3) 釧路開発建設部

一般国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(5) 市（消防機関）

ア 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ウ 消防吏員は、上記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ又は自ら当該措置を実施
- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- ウ 現場の被災工作物等の除去等

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊又は通行不能となった道路名及び区間
- イ迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、必要に応じて道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、道路管理者及び現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 海上交通安全の確保

根室海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を

防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 車両の確認

知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、根室振興局又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ア) 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(イ) 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記（ア）に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(ア) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

5 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

6 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は約 11,371 km に上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長 7,245 km）

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、公用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長 3,831 km）

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長 295 km）

(3) 根室市内の緊急輸送道路の区分等

根室市内の緊急輸送道路については、別表1のとおり

別表1 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

令和5年4月現在

区分	番号	道路情報	路線番号	路線名	延長 (km)	備考
1次	1	一般国道（全部）	44		41.5	
	2	主要道道（一部）	1035	根室半島線	3.5	
	3	一般道道（全部）	3313	根室港線	0.8	
	4	2級市道（全部）	244	牧の内横1号線	0.3	
	5	1級市道（一部）	188	横15号線	0.3	
	6	2級市道（一部）	287	光洋団地21号線	0.1	
	7	1級市道（一部）	265	花咲街道1号線	1.3	
	8	2級市道（一部）	528	東4号線	0.6	
	9	その他市道（一部）	132	縦20号甲線	0.1	
	10	その他市道（一部）	137	縦22号甲線	0.1	
	11	港湾道路（一部）		北地区道路	0.3	根室港
	12	港湾道路（一部）		琴平町臨港道路	0.2	根室港
	13	港湾道路（一部）		海岸町1号線	0.4	根室港
	14	港湾道路（一部）		中央地区道路	0.2	
	15	港湾道路（一部）		東物揚場道路	0.1	
	16	港湾道路（一部）		臨港道路（東）	0.6	
計		16路線			50.4	
2次	17	主要道道（一部）	1035	根室半島線	42.5	
	18	主要道道（全部）	1142	根室浜中釧路線	38.0	
	19	一般道道（全部）	3310	花咲港線	5.3	
	20	一般道道（全部）	4123	落石港線	2.6	
	21	港湾道路（一部）		海岸町臨港道路	0.1	根室港
	22	港湾道路（一部）		本町臨港道路	0.1	根室港
	23	港湾道路（一部）		西浜幹線道路	0.5	花咲港
	24	港湾道路（一部）		西浜漁業埠頭道路	0.2	花咲港
	25	漁港道路（一部）		漁港内道路	0.6	歯舞漁港
計		9路線			89.9	
3次	26	漁港道路（一部）		漁港内道路	0.3	温根元漁港
計		1路線			0.3	
全延長		26路線			140.6	

国 道	41.5km
道 道	92.7km
市 道	2.8km
港湾道路	2.7km
漁港道路	0.9km
計	140.6km

第16節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時輸送は、市長が行うものとする。（基本法第50条第2項）

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

（1）道路輸送

ア 道路の確保

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（第15節交通応急対策計画参照）に指定する道路を災害発生時に通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）として、優先的に路線の確保を図るものとする。

また、防災拠点や避難所等への輸送を円滑に実施するため、市があらかじめ指定する災害発生時に通行を確保すべき道路については、優先的な路線確保に努め、その他の道路についても適切な対応を図るものとする。

イ 車両等の確保

災害発生のおそれがあり又は発生した場合、総務対策部長は必要と認める数の車両を待機させ使用するものとする。（市所有車両は別表1のとおり）

ただし、災害の規模等により、市有車両のみでは輸送をすることができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借上げを行う。

ウ 燃料の調達

燃料の調達は、別表2のガソリンスタンドから調達するものとする。

（2）海上輸送

災害の状況により陸上輸送が不可能な場合又は、海上輸送が最も確実で効果的な場合、根室海上保安部等関係機関又は民間運送事業者に要請し、船艇の確保を行うものとする。

（3）空中輸送

ア 空中輸送の要請

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は根室振興局を通じ、知事に対し自衛隊所管航空機の派遣要請又は海上保安庁所管、北海道警察の航空機の派遣を要請するもの

とし、ヘリコプター等の活用については、第10節「ヘリコプター等活用計画」による。

イ 物資投下可能地点

各避難所として指定する小・中学校のグラウンドとし、その都度定める。

3 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他特に必要を要する輸送

4 緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会（北海道警察）が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合は、市長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として北海道知事又は北海道公安委員会（北海道警察）に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送に当たるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

- (1) 標章（様式1）
- (2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

6 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 輸送記録簿（様式3）

7 緊急輸送道路ネットワークの整備促進

市は、本市地域内の国道、道道、市道が災害により通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることなどを想定し、信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークの整備について、関係機関との調整を図るものとする。

別表1

市有車両一覧表

令和7年1月現在

車両名	大型バス	小型バス	乗用車	軽自動車	バン	ワゴン	SUV	トラック	パトロール車	救急車	グレーダー	ショベルローダー	ダンプ	除雪車	
管理担当課															
総務課			1			1	3								5
北方領土対策課	1					2									3
生活環境課				3	1	1		1					1		7
税務課			2	10											12
こども子育て課					1										1
こども支援課			1	1	1	1									4
健康推進課						1	1								2
社会福祉課			1		2										3
介護福祉課			1	6											7
水産振興課						1									1
水産指導課						1									1
水産研究所									1						1
農林課				1	1				1						3
商工労働観光課					1		1								2
港湾課						1			5					1	7
都市整備課				1	1			3	1		1	3	2	2	14
建築住宅課					1	1	1								3
水道課					1	3									4
下水道課						2									2
農業委員会事務局			1												1
教育総務課			2												2
社会教育課						1									1
歴史と自然の資料館						1									1
社会体育課						1			1						2
図書館		1			1										2
市立根室病院			3			1				1					5
合計	1	1	12	26	18	11	3	12	1	1	1	3	3	3	96

関係機関等所有車両一覧

令和4年4月現在

機関名	車両名		大型バス	中型バス	マイクロバス	乗用車	貨物車	SUV	パトロールカー	ダンプトラック	トラック	モーターグレーダー	ブルドーザー	タイヤショベル	トラックグレーダー	路面清掃車	散水車	草刈車	作業車	除雪車	小型除雪車	フォークリフト	発電機車	備考
根室海上保安部						4																		
根釧東部森林管理署						1																		
釧路開発建設部根室道路事務所						4			2					1					(1)	2	(1)			官有車両のみ 0書きは換装時の数量、同時使用は不可
釧路開発建設部根室厚床ステーション																			(1)		(4)			官有車両のみ 0書きは換装時の数量、同時使用は不可
根室振興局			1	19	9	11																		造有車、リース車含む
釧路総合振興局釧路建設管理部							3		1					1			1	2	1	1	1	7	1	
根室出張所																								
根室振興局保健環境部					2	1																		
根室警察察署					3	4		11																
北海道電力ネットワーク㈱根室ネットワークセンター					2	5	4												2				1	
日本通運㈱釧路航空営業所根室デポ					2																			
根室通運(株)					4						12											5		
根室交通(株)	21	6	1	3							1			2										
根室観光交通	2	3	3											1										
根室ハイヤー(株)					10	1								1										
北斗タクシー(株)					12																			
中央ハイヤー(株)					17																			

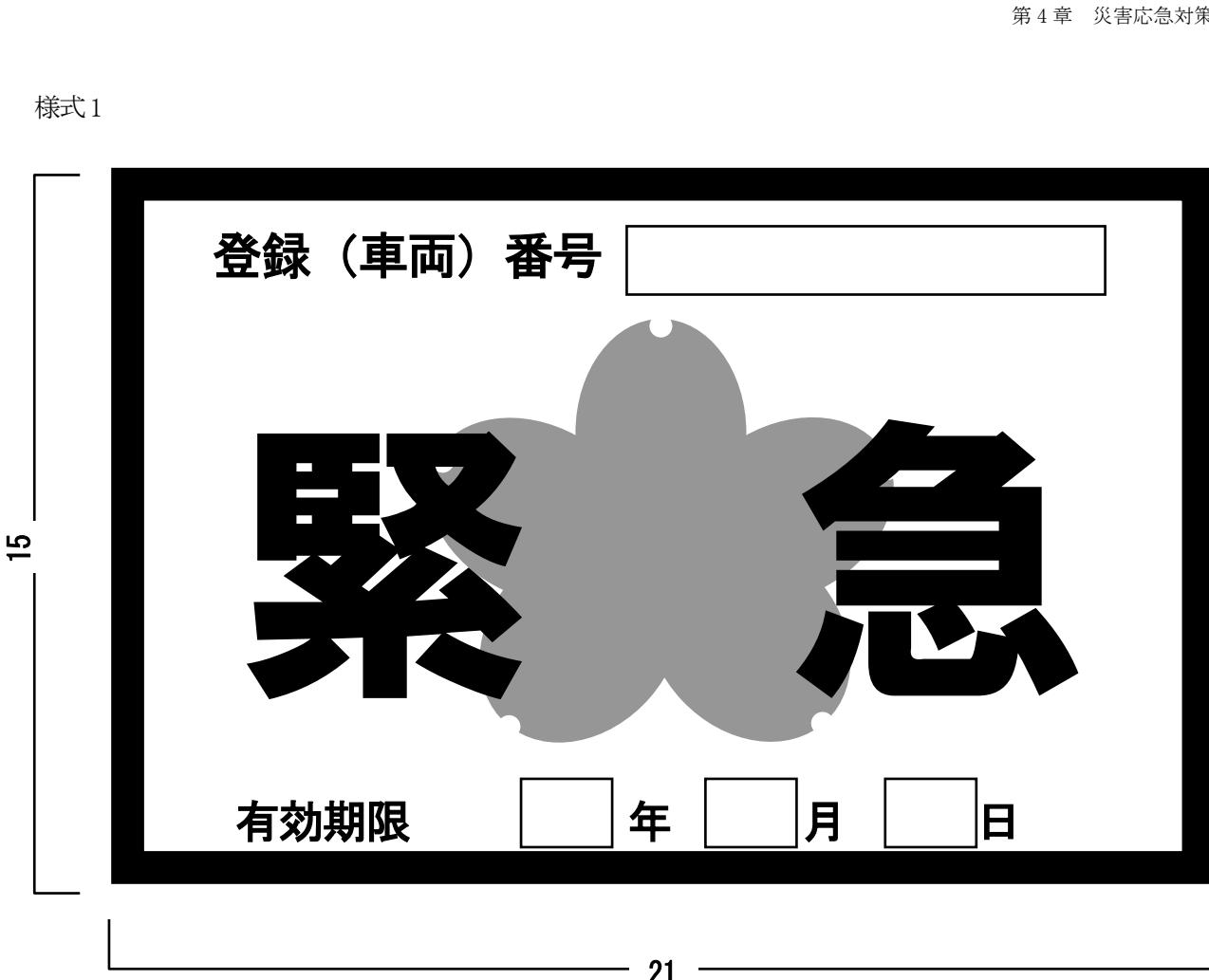
別表2

燃 料 供 給 所 一 覧

令和4年4月現在

会 社 名	給 油 所	住 所	電話番号	燃料・種類
(株)ヒシサン	大正町給油所	大正町3-2	23-2989	ガソリン・軽油・灯油
	厚床給油所	厚床1-7	26-2045	ガソリン・軽油・灯油
	歯舞給油所	歯舞3-77	28-2334	ガソリン・軽油・灯油
北海シェル石油(株) 根室支店	本町給油所	本町4-50	24-2952	ガソリン・軽油・灯油
	西浜給油所	西浜町2-53	23-5771	ガソリン・軽油・灯油
北海道エネルギー	イーストポイントSS	松本町4-5	24-5911	ガソリン・軽油・灯油
(株)ナオエ石油	宝林町給油所	宝林町4-275	23-5512	ガソリン・軽油・灯油
	西浜町給油所	西浜町3-31	22-3343	ガソリン・軽油・灯油
根室石油(株)	鳴海給油所	鳴海町4-20	23-4255	ガソリン・軽油・灯油
	落石給油所	落石東80	27-2230	ガソリン・軽油・灯油
道東あさひ 農業協同組合	ホクレン根室給油所	光和町1-24	24-2318	ガソリン・軽油・灯油
(株)光商會	温根沼給油所	温根沼305-1	25-3245	ガソリン・軽油・灯油
	花咲港給油所	花咲港179-5	25-8521	ガソリン・軽油・灯油
(株)東洋商事	歯舞3-9	28-3036	ガソリン・軽油・灯油	
(株)オカモトセルフ根室給油所	穂香1-5		29-2125	ガソリン・軽油・灯油
モダ石油(株)メカ・ドック根室給油所	西浜町9-11-1		29-5510	ガソリン・軽油・灯油

様式1



21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号並びに「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

様式3

輸送記録簿

市町村名

輸送 月日	目的 (距離)	輸送 区間	借上等		修繕				燃 料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概要		
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名					
					円					円	円	
計												

- (注) 1. 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2. 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3. 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4. 借上等の金額欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第17節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食・調味料の供給、並びに炊き出し等は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長（市民生活対策部市民環境班・健康福祉対策部社会福祉班）が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

2 供給の対象者

- (1) 避難場所に受入れされた者
- (2) 住家が被害を受け炊事のできない者
- (3) 災害により住家の被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

3 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

4 食料の調達供給方法

(1) 米穀

市長は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とする場合に、市内の業者から調達するものとするが、応急用米穀等を市内で確保できないときは、その確保について根室振興局長を通じ知事に要請するものとする。

なお、救助法が適用された場合は、政府保有の米の知事への緊急引き渡し手続きについては、農林水産省が別に定めるところによる。

(2) 麦製品等

市内のパン製造業者等に依頼して調達する。

(3) 副食、調味料

副食、調味料については必要に応じて市内業者から調達する。

ただし、市において調達が不可能である場合又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。

(4) 乳児食の調達

乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて市内業者から調達し、支給するものとする。

5 炊き出し計画

- (1) 炊き出し及びその給与は、市民生活対策部が行うものとする。

- (2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は指定施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、旅館等を利用するものとする。
- (3) 必要に応じて日本赤十字奉仕団、婦人団体、町会、自衛隊等の協力、応援を求める、避難場所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

炊き出し施設一覧

令和4年6月現在

施設名	区域	炊き出し 能 力	器 機 等 の 状 況						備 考
			二重食缶	A 食器	B 食器	パン皿	ミルク ポット	釜	
北斗学校給食 共同調理場	市内	960	35	550	550	550	—	3	
成央学校給食 共同調理場	〃	960	31	550	550	550	—	3	
光洋学校給食 共同調理場	〃	960	30	700	700	692	—	3	

注 A食器 溫食用 B食器 米飯用

6 食料の輸送

食料の輸送は、第16節「輸送計画」の定めるところによる。

7 食料の配付

- (1) 被災者に対する食料の配付は、原則として避難所等において実施する。
- (2) 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所等において配付する。
- (3) 食料の配付については町会、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

8 備蓄、調達

- (1) 食料調達は、原則として市内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を市において備蓄するものとする。
- (2) 緊急調達に備え、事前に市内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

9 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

10 炊き出しの給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 炊き出し給与状況（様式1）

様式1

炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し場 の 名 称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

(注) 「備考」欄には給食内容を記入すること。

第18節 給水計画

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 応急給水は、市長（建設水道対策部上下水道総務班）が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

2 給水対象者

- (1) 災害のため飲料水を得ることができない者。
- (2) 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

3 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水資機材（給水タンク等）により補給水源から取水し、被災地内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

ア 給水資機材一覧（別表1）

(2) 净水装置による給水

輸送その他の方法により給水が困難であり、付近に利用可能な水源（公共施設等の受水槽やプールなど）がある場合は、浄水装置その他の必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

(4) 給水施設の整備

給水を容易にできるよう耐震性貯水槽及び浄水装置の整備を促進するとともに、市内の井戸を調査の上、事前に災害時に使用できるよう協議を行い、飲料水の確保に努めるものとする。

4 住民への周知

- (1) 給水にあたっては、総務対策部と連携して広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）等により住民に周知する。
- (2) 広報内容
 - ア 給水拠点の場所及び応急給水方法
 - イ 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
 - ウ その他必要事項

5 給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に建設水道対策部上下水道施設班が水道指定業者の協力を得て応急復旧を行うものとする。

6 給水応援の要請

市長は自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道又は他市町村への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。(自衛隊派遣要請については、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」参照)

(1) 補給水利の種別・所在数量

別表2のとおり

7 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

8 給水の記録

給水を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 飲料水の供給簿(様式1)

様式1

飲料水の供給簿

市町村名

供給月日	対象人員	名称	給水用機械器具							燃料費	実支出額	備考
			借上			修繕						
数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要							
	人		円	月 日	円					円	円	
計												

(注) 1. 給水用機械器具は借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2. 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

別表1

給水資機材一覧

令和4年4月現在

所管	保管場所(所在地)	資機材名	数量	備考
根室市	根室市建設水道部浄水場 光洋町3-5	給水タンク	23個	2トン 15個 1トン 8個
〃	根室市建設水道部 光洋町3-5	ポリタンク	460個	18L入
		ポリ袋	6,000枚	10L入
航空自衛隊 第26警戒隊	航空自衛隊 光洋町4の15	水タンクトレーラー	1台	1トン
		水タンク	1個	2トン
		非常用飲料水袋	300枚	10L入
根室清掃(有)	月岡町1-15	給水タンク車	1台	6,300L入
明協運輸(株)	厚床1-219	給水タンク車	6台	13,500L 6台
根室振興局	幸町2-2	給水タンク	2台	1トン
		ポリタンク	43個	18L入

別表2

補給水利一覧

(1) 補給水利種別・所在数量

令和4年4月現在

所在	水源	水量	備考
牧の内155番地	温根沼・丹根沼	144万m ³ (有効容量)	
豊里97番地11地先	トーサムポロ川	264 m ³ /d	最大取水量
落石西391番20地先	中野沢川	172 m ³ /d	
牧の内203番2地先	コタンケシ川(牧の内ダム)	50万m ³ (有効容量) 7,400 m ³ /d	最大取水量
牧の内146番地先	ノツカマップ川(五番川)	7,000 m ³ /d	最大取水量

第19節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するなど、被災者の生活の一時的な確保については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は知事が行い市長（市民生活対策部）は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長が行うものとする。
なお、物資の調達が困難なときは、知事にあっせん又は調達を要請する。

2 実施の方法

- (1) 市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- (2) 給与又は貸与の対象者は次のとおりとする。
 - ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損失し、日常生活を営むことが困難な者
 - イ 被服、寝具その他生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 調達の方法

- (1) 物資調達の方法
救助法の適用の有無にかかわらず、市民生活対策部が世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資配分計画を作成し、この物資配分計画に基づき調達するものとする。
 - ア 世帯構成員別被害状況（様式1）
 - イ 物資購入（配分）計画書（様式2）
- (2) 給与又は貸与物資の種類
 - ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
 - イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
 - ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
 - エ 身廻り品（タオル、手拭、靴下、傘等）
 - オ 炊事道具（茶碗、皿、箸等）
 - カ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
 - キ 光熱材料（マッチ、ローソク等）
- (3) 備蓄・調達方法
ア 必要な物資については調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は市において備蓄保管するものとする。

イ　日赤北海道支部根室市地区は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要なときは日赤北海道支部長に要請する。

災害救助物資備蓄一覽

水：1.5L/本

ミルク：通常 13g×18本/箱
 フォローアップ[°] 14g×18本/箱
 孔[¶]づき一対応 12本/箱

生理用品 : 昼用 26個/袋 夜用 10個/袋
大人用おむつ : Mサイズ 20個/袋 Lサイズ 18個/袋
こども用おむつ : 全て 18個/袋

※感染症対策キットは、マスク、フェイスシールド、手袋、防護服、消毒液等

品名	数量	保管場所
毛布	100枚	日赤北海道支部根室市地区（市役所市民福祉部内）
緊急セット	2000枚（マスク） 20セット（消毒液）	同上
日用品セット	2個（移動かまど）	同上
安眠セット	16個（マット）	同上

ウ その他調達にあたり、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備えるものとする。

なお、緊急時に市内で調達困難な場合は知事に依頼し、調達するものとする。

4 納入又は貸与の方法

市長（市民生活対策部）は、調達物資の受取状況を明確にし、納入又は貸与については、前項の配分計画に基づき、市民生活対策部長を責任者とし、町会等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

5 義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱いは、総務対策部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び供給期間

救助法の基準による。

7 物資の納入状況の記録

物資を納入した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

物資の納入状況（様式3）

様式1

世帯構成員別被害状況

年　月　日　時現在

根室市

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帶	2 人 世 帶	3 人 世 帶	4 人 世 帶	5 人 世 帶	6 人 世 帶	7 人 世 帶	8 人 世 帶	9 人 世 帶	10 人 以上 世 帶	計	小 学 生	中 学 生
全　　壊　(焼)													
流　　失													
半　　壊　(焼)													
床　上　浸　水													

様式2

物資購入（配分）計画書

根室市 世帯分

北海道

品名	単価	世帯分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
			(基準額) 円		(基準額) 円		(基準額) 円												
			数	世 帯 要 数	所 金	数	世 帯 要 数	所 金	数	世 帯 要 数	所 金	数	世 帯 要 数	所 金	数	世 帯 要 数	所 金		
量	数	量	数	額	量	数	額	量	数	額	量	数	額	量	数	額	量	額	
計																			

- (注) 1. 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目ごとの「備考」欄に道調達分と市調達分を明らかにしておくこと。

様式3

物 資 の 紿 与 状 況

市町村名

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物 資 紿 与 の 品 名				支 額	備 考
				布団	毛布	○○			
		人	月 日					円	
計	全 壊	世帯							
	半 壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1. 住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

第20節 石油類燃料供給計画

災害の石油類燃料の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 根室市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請又は斡旋を求めるものとする。

(2) 知事は、石油類燃料の確保を図るために、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

3 平常時の取組

道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や市の担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、市民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量

としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第21節 ライフライン復旧対策計画

災害時に生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生ずる。

これら各施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

1 水道施設

(1) 応急復旧

災害時における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、市建設水道部は、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際してこの計画に基づき、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害が生じた場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急給水については、第4章第18節「給水計画」によるものとする。

(2) 広報活動

災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況、復旧見込み、断水及び応急給水に関することについて、災害対策本部総務対策部と連携して、広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）の活用又は報道機関の協力を得て、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道施設

(1) 応急復旧

市建設水道部は、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際してこの計画に基づき、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、水洗トイレが使用できない場合等を想定して、適宜仮設トイレを設置するなどの対策を検討するものとする。

(2) 広報活動

災害により、下水道施設に被害が生じた場合は、施設の被害状況及び復旧見込み又は水洗トイレの使用の自粛等の広報を、災害対策本部総務対策部と連携して、広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）の活用並びに報道機関の協力を得るなどして実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電気

(1) 応急復旧

北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンターは、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報活動

災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や市などの防災関係機関の協力を得て、広報を実施し、住民の不安解消に努める。

なお、市は、北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンターからの情報収集により、必要に応じて防災行政無線（同報無線）等により広報を行うものとする。

4 通信（電話）

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなどその影響は極めて大きいものがある。

(1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部など通信を管理する機関は、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の困難又は通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

(2) 広報活動

通信を管理する機関は、災害により通信施設に被害が生じた場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について、広報するとともに、電話利用の自粛について、理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

なお、平素から、電話帳等で被害時における電話の利用について周知する。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外のものにより実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

（1）応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（2）応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

（3）応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項についてはこの計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し判定士の派遣等の支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は、市長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

(2) 根室市

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。

ウ 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

エ 建設型応急住宅の建設用地

市及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ 建設戸数（借上げを含む。）

市長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

（ア）建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てと

し、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

- (イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる
- (ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任する。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

ア 対象者

(ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

- a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。

ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

- c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2／3
ただし、激甚災害の場合は3／4
- b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2／5

3 資材等の斡旋、調達

- (1) 市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- (2) 道は、市長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

4 住宅の応急復旧活動

市及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式1）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式2）

様式1

応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人				月 日	月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添布すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式2

住 宅 応 急 修 理 記 錄 簿

市町村名

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	概 要
計 世帯				

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長（建設水道対策部都市整備班）

救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

(2) 道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え又与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、概要は次のとおりとする。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い又は状況に応じ、要請による災害派遣出動中の自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において附近の遊休地等を利用し、集積するものとする。

5 除去に必要な機械器具等の確保

市有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、民間業者等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

7 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 障害物除去の状況 (様式1)

様式1

障害物除去の状況

市町村名

住家被害程度 区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
		月 日～月 日	円		
計	半壊 (焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障を来たした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校における応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、市長及び教育委員会（教育対策部教育総務班）が行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合の児童・生徒に対する学用品の給与は知事が行い、市長（教育対策部教育総務班）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。
- (3) 各学校ごとの被災発生に伴う応急措置は、各校長が具体的な応急計画をたてて行うこととする。
- (4) 道立高校における応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、知事及び道教育委員会が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、各校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビ、その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底させるものとする。

イ 授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、地区別に集団下校を原則とし、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

(2) 学校施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不可能となった場合

特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足する時は2部授業の方法をとるものとする。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不可能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用するものとする。

(イ) 校舎の大部分又は全部が使用不可能となり他の施設の確保ができない場合は、応急仮校舎等の建築を検討するものとする。

(3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

(イ) 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業

の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、受入れにより授業に支障とならないよう留意する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

被災学校の教職員、校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、校長は当該被災学校の教職員のみで実施が不可能なときは、教育委員会に報告し、教育委員会は教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

(5) 学校給食等の措置

ア 納食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 納食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配達を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔離すること。

ウ 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

(7) 教科書及び学用品の調達並びに支給

ア 対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品を喪失又はき損した者に対して支給する。

イ 支給品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 調達方法

教育委員会は各学校長と緊密な連絡を保ち、その数量を速やかに調達し道教育委員会に報告するとともに、市内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。

なお、市内において調達困難なときは、知事に依頼し調達するものとする。

エ 支給方法

教育委員会は、各学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

オ 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

カ 学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

(ア) 学用品の給与状況 (様式1)

様式1

学用品の給与状況

市町村名

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳					実支 備考	
					教科書			その他学用品			
					国語	算数	～	鉛筆	ノート	～	
				月日			～			～	円
							～			～	
計	小学校	人					～			～	円
	中学校	人					～			～	円

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年　月　日

給与責任者 (学校長)

氏　名

印

- (注) 1. 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2. 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3 文化財保全対策

市長は、次の文化財に災害が発生したときは教育委員会と連絡をとり、その保全保護を講ずるものとする。

文 化 財 一 覧

令和4年6月現在

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定特別天然記念物	タンチョウ	市 内	昭和27. 3. 29
国指定天然記念物	北海道犬	市 内	昭和12. 12. 21
国指定天然記念物	根室車石	花咲港	昭和14. 9. 7
国指定天然記念物	落石岬のサカイツツジ自生地	落石西	昭和15. 2. 10
国指定天然記念物	クマゲラ	市 内	昭和40. 5. 12
国指定天然記念物	カラフトルリシジミ	市 内	昭和42. 5. 2
国指定天然記念物	オジロワシ	市 内	昭和45. 1. 23
国指定天然記念物	オオワシ	市 内	昭和45. 1. 23
国指定天然記念物	エゾシマフクロウ	市 内	昭和46. 5. 19
国指定天然記念物	コクガン	市 内	昭和46. 5. 19
国指定天然記念物	マガノ	市 内	昭和46. 6. 28
国指定天然記念物	ヒシクイ	市 内	昭和46. 6. 28
北海道指定天然記念物	ユルリ・モユルリ島海鳥繁殖地	昆布盛	昭和38. 10. 18
根室市指定天然記念物	ミズナラの風衝林	豊里、牧の内	平成11. 2. 25
国指定史跡	西月ヶ岡遺跡	西浜町	昭和51. 8. 28
国指定史跡	根室半島チャシ跡群（市内24ヶ所）	納沙布、落石ほか 西浜町、落石西	昭和58. 4. 26 昭和59. 7. 25
根室市指定史跡	寛政の蜂起和人殉難墓碑	納沙布岬	昭和42. 7. 25
根室市指定史跡	和田屯田兵碑	東和田	昭和50. 7. 29
国登録有形文化財	明治公園第一サイロ	牧の内	平成13. 8. 29
国登録有形文化財	明治公園第二サイロ	牧の内	平成13. 8. 29
国登録有形文化財	明治公園第三サイロ	牧の内	平成13. 8. 29
国登録有形文化財	根室国後間海底電信線陸揚施設	西浜町	令和3. 10. 14
北海道指定有形文化財	和田屯田兵村の被服庫	西和田	昭和43. 12. 18
北海道指定有形文化財	初田牛20遺跡出土の土偶 及び墓抗出土遺物	歴史と自然の資料館	平成20. 3. 18
北海道指定無形文化財	金刀比羅神社例大祭	市 内	令和2. 5. 19
根室市指定有形文化財	旧根室牧場大金庫	歴史と自然の資料館	昭和44. 1. 9
根室市指定有形文化財	恵比寿像	歴史と自然の資料館	昭和51. 6. 25
根室市指定有形文化財	俄羅斯船之圖及び ワシレイラフロウ之圖	歴史と自然の資料館	平成5. 6. 25
根室市指定有形文化財	穂香堅穴郡出土の動物意匠付土器	歴史と自然の資料館	平成15. 3. 7
根室市指定無形文化財	珸瑤瑁獅子神楽	珸瑤瑁	昭和44. 1. 9
根室市指定有形民俗文化財	アイヌ生活用具	歴史と自然の資料館	平成19. 4. 11

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、遺体に関する収容処理及び埋葬の実施については本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長（市民生活対策部市民環境班）

救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検査については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ 搜索の実施

市長が消防機関、警察官及び海上保安官の協力により搜索班を編成し実施する。この場合、被災の状況により、関係機関、関係市町村及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 搜索の方法

搜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

エ 応援要請

(ア) 関係市町村への要請

本市において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索の応援を依頼する。

(イ) 応援の要請事項

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

a. 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

b. 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

(2) 遺体の処理

ア 対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検死及び医師の検査を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、市長が行うものとする。

a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、及び遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

b 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定な場所（市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所）へ埋葬の処理をするまで収容安置する。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び遺族が災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体を埋葬するものとする。

イ 埋葬の方法

(ア) 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物支給をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

(ウ) 市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

3 火葬場の状況

令和4年6月現在

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
蒼香苑	穂香182の3、8	3基	24-4052

4 他市町村における遺体の漂着処理

市長は、被災された他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

ア 道内の他市町村から漂着した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ 道外の他市町村から漂着した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた遺体であることが推定できない場合は、市長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

6 捜索等の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならぬ。

- (1) 遺体捜索状況記録簿（様式1）
- (2) 遺体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

遺 体 の 捜 索 状 況 記 錄 簿

市町村名

年月日	捜索人員	捜索用機械器具							実支出額	備考		
		名称	借上費			修繕費						
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要				
									円			
計												

注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

- 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式2

遺 体 处 理 台 帳

市町村名

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
								円	円	円	円
計		人									

様式3

埋 葬 台 帳

市長村名

死 亡 年月日	死 亡 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葯 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1. 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2. 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 根室市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

(2) 北海道

ア 根室振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ 道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

様式

家庭動物等収容台帳

担当課名

収容年月 日	捕獲時の状況				捕獲場所 収容場所	備考
	種別	雌雄	首輪	毛色		
					(捕) (収)	

第29節 応急飼料計画

災害による家畜用飼料等の応急対策の実施については、本計画によるものとする。

1 実施責任者

市長（水産経済対策部農林班）が実施するものとする。

2 実施の対象者

- (1) 被災により、自己の所有する家畜用飼料又は再播用作物種子を失った者
- (2) 被災により、家畜用飼料又は再播用作物種子を確保できない者
- (3) 被災により、自己の所有する家畜等の転飼を希望する者
- (4) その他特に市長が応急対策の実施を必要と認める者

3 実施の方法

- (1) 市長は、被災農家が家畜飼料等の確保をできないときは、応急飼料、再播用作物種子及び転飼場所のあっせん区分により、必要事項を明らかにした文書をもって根室振興局長を通じ、道農政部長にあっせんを要請するものとする。
ただし、要請にあたっては、道東あさひ農業協同組合と十分な協議のうえ、これを実施するものとする。
- (2) 「応急飼料等のあっせんについて」 様式1のとおり
- (3) 「転飼のあっせんについて」 様式2のとおり

様式1

第 号
年 月 日

北海道農政部長 様

根室市長 (印)

応急飼料等のあっせんについて

このことについて、次により応急飼料・再播用飼料作物種子のあっせんを要請します。

1 家畜の種類及び頭羽数		(1) 種類		(2) 頭羽数	
2 飼料等の 種類及び 数量	(1) 飼料	ア種類		イ 数量	
	(2) 再播用 種子	ア 種類		イ 品質	ウ 数量
3 購入予算額					
4 農家戸数等					

様式2

第 号
年 月
日 日

北海道農政部長 様

根室市長 印

転飼のあっせんについて

のことについて、次により転飼のあっせんを要請します。

1 家畜の種類及び頭数	(1) 種類	(2) 頭数	
2 転飼希望期間	自. 年 月 日 ~ 至. 年 月 日		
3 管理方法	預託・附添		
4 転飼予算額			
5 農家戸数等			

第30節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜等の処理、飼養動物の取扱い等については、本計画の定めるところによるものとする。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第25節「障害物除去計画」によるものとする。

1 実施責任者

- (1) 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て市長（市民生活対策部市民環境班）が実施するものとする。
- (2) 市長は、災害による被害が甚大で市のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村及び道に応援を求めて実施する。

2 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処分の方法

ア 収集

- (ア) 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業に当たる。
- (イ) 被災地の住民に協力を要請し、台所のくず類を優先的に収集し、感染症の原因となる汚物から順に収集するものとする。
- (ウ) 一般的なごみはその後収集するものとする。
- (エ) 災害の状況により、現有ゴミ収集車両によって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動又は民間業者から車両を借り入れて実施するものとする。

イ 処分

市のごみ埋立処理場及びじん芥焼却場を使用し、災害の状況により埋立又は焼却場付近に一時貯蔵し、後日焼却場で適正処分する。

(2) し尿の収集処分の方法

ア 収集

- (ア) 被災地域の完全収集に当たるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2~3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。
- (イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地域を重点的に収集に当たるものとし、状況により応急仮設トイレを設置するものとする。

イ 処分

市の下水終末処理場を使用して処分を行うものとする。

4 死亡獣畜の処理方法

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは市長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、死亡獣畜取扱場において集中焼却又は埋却処理をするものとする。
- (4) 移動し難いものについては、知事（根室振興局保健環境部長（根室保健所長））の許可を経てその場で他に影響がない限りにおいて埋却又は焼却するものとする。
なお、埋却する場合は、1m以上覆土するものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

市、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受け入れ

市、道、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受け入れ体制の確保に努める。

また、ボランティアの受け入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

市、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市及び社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇い上げ、供給については本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、市長（総務対策部総務班）が雇用を行うものとする。

2 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

- (1) 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- (2) 近隣者に対する協力要請
- (3) 労務者の雇い上げ

3 動員の要請

各対策部長は、応急対策のため労務要員を必要とする場合は、次の事項を明示して、労務要員の要請を行い、要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を策定し労務の供給を行うこととする。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

4 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の患者移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具その他資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための労務者
- (5) 遺体の搜索、処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

5 公共職業安定所長への要請

災害応急対策の実施に労務者を市長が雇い上げ不可能な時又は必要人員を雇い上げ出来ない場合は、根室公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして、求人申込みをするものとする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件

(4) 宿泊施設等の状況

(5) その他必要な事項

6 費用の限度及び期間

(1) 費用は市が負担するものとし、賃金は一般の水準によりその都度市長が定める。

ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合はこれによるものとする。

(2) 期間は、当該救助の実施期間以内とする。

7 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 労務者雇用台帳（様式1）

様式1

労務者雇用台帳

(救助種別)			月 分										基本賃金		割増賃金		給与額
住所	氏名	日 額	日	日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額					
計	人	円	人	人	人	人	人	人									

(注) 1. 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2. 各日別就労状況は、1日就労したものは「1.0」と表示する。また、時間外就労した場合は、1時間につき「0.1」を加算し表示すること。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条の規定により、市長は、指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣又はあっせんを要請するものとする。

1 要請権者

市長又は市の委員会若しくは委員。(以下、本節において「市長等」という。)

2 要請手続等

(1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあっせんは、道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、双方の協議により決定するものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 災害救助法の適用と実施

災害時において、救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定に基づき個別の災害ごとに委任された救助については市長が行う。

第30条 都道府県知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

救助法に基づく救助は、本市において次に掲げる程度の災害が発生した際に、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

ア 適用基準

被害区分 市の人口	市単独 の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道で2,500世帯以上の住家が滅失した場合)		被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合
		根室市内の住家 滅失世帯数	世帯	
根室市 〔15,000人以上 30,000人未満〕	50	25	世帯	根室市の被害状況が、特に救助を必要とする状況にあると認められたとき

イ 住家被害の判定基準

(ア) 滅失：全壊、全焼、流出

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの又はその住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(イ) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算。

住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のもの。

(ウ) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算する。

土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯の判定

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
(イ) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

3 災害救助法の適用手続

(1) 市

市長は、本市の地域における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当するおそれがある場合は、直ちに根室振興局長（以下「振興局長」という。）に報告しなければならない。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ 既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

(2) 根室振興局

振興局長は市長からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨市に通知するとともに知事に報告するものとする。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は救助法が適用された場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避	市町村

の給与又は貸与	難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急処理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市町村
学用品の給与	災害のため住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態になり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

（2）救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行規則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行規則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（3）救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

ア 救助業務従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救命救急士又は歯科衛生士
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
- (カ) 鉄道事業者及びその従業者
- (キ) 軌道経営者及びその従業者
- (ク) 自動車運送事業者及びその従業者
- (ケ) 船舶運送業者及びその従業者
- (コ) 港湾運送業者及びその従業者

イ 救助業務への協力命令

知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

知事は、救助を行うために特に必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用することができる。

エ 立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

ただし、これらの目的のために立ち入る場合は、あらかじめその旨を当該管理者に通知し、かつその身分を示すための証票を携帯しなければならない。

オ 従事命令等

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、別に指定の公用令書等を交付して行うものとする。

カ 物資の受払状況の記録

救助の項目別物資受払状況については、様式1により記録しておかなければならぬ。

様式1

救助の項目別物資受払状況

市町村名 根室市

救助の項目別	年月日	品 名	単位呼称	摘要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料								
浄水用薬品資材								
被 服 ・ 寝 具 等								
医薬品衛生材料								
被 災 者 救 助 用								
機 械 器 具 燃 料								
燃 料 及 び								
消 耗 品								

(注) 1. 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2. 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

3. 各救助の項目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において道よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4. 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

第5章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、油流出災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）について、防災対策の一層の充実強化を図るため、各種事故災害について、予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

海上において船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施担当及び実施機関等

各種対策を実施する担当及び機関等は次のとおりである。

主な実施担当班	水産港湾班、消防班 ※港湾法（昭和25年法律 第218号）に定める重要港湾及びその臨港地区並びに漁港 漁場法（昭和25年 法律第137号）に定める漁港区域及び陸域で発生の災害については水産港湾班を実施担当とする。
実施機関及び団体	根室海上保安部、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路開発建設部根室港湾事務所、釧路地方気象台、釧路労働基準監督署、根室振興局、根室警察署、各漁業協同組合、各救難所

2 海難予防対策

（1）海事関係法令等の違反防止

船舶安全法等の海事関係法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いため、関係機関は、次の事項に留意し、隨時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導に努めるものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具並びに消火器等の設備の確認

（2）気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

- ア 船舶気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象情報の把握に努める。
- イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する根室海上保安部からの勧告・指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（3）海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令の定めるところにより適切な予防措置を講ずるほか、日本水難救済会各救難所とともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。

- ア 船体、機関、救命設備（救命器具、信号機器、消防設備等）及び通信施設の整備
- イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ウ 漁船乗組員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

3 実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力の整備に努めるものとする。
- (2) 根室海上保安部、根室振興局、根室警察署、市、各漁業協同組合、各救難所
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する根室海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (3) 釧路地方気象台
 - 釧路地方気象台は、関係機関と調整を図り、保有する詳細な気象情報の提供に努めるものとする。

4 災害応急対策

海上災害の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統は別記1のとおりとする。
- (2) 各関係機関・団体（別記2）は情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関

に情報提供し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

5 応急活動体制及び捜索活動

市長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、海難船舶の捜索活動は関係機関が相互に密接に連携のうえ、各漁業協同組合及び各救難所の協力を得て実施するものとする。

6 救助救出活動

(1) 根室海上保安部（海上保安庁法第5条）

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うものとする。

イ 船舶交通の障害の除去に関するこ

ウ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うものとする。

エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関するこ

(2) 根室市（基本法第62条、水難救護法第1条）

ア 遭難船舶を認知したときは、根室海上保安部及び根室警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要のあるときは、住民を招集し、船舶、車両その他の物件を徴用し又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 根室警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を行うこと。

(4) 各漁業協同組合

所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 協力機関

根室・歯舞・落石・根室湾中部の各救難所は、根室海上保安部長及び市長から要請があった場合又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶及び積荷を救済するものとする。

7 各種対策

その他の必要な各種対策等については、次の各号の一に準じて実施するものとする。

(1) 消防活動（本編第3章第11節「消防計画」）

(2) 広報活動等（本編第4章第4節「災害広報・情報提供計画」）

(3) 医療救護活動（本編第4章第12節「医療及び助産計画」）

(4) 行方不明者の捜索等（本編第4章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」）

(5) 自衛隊派遣要請（本編第4章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」）

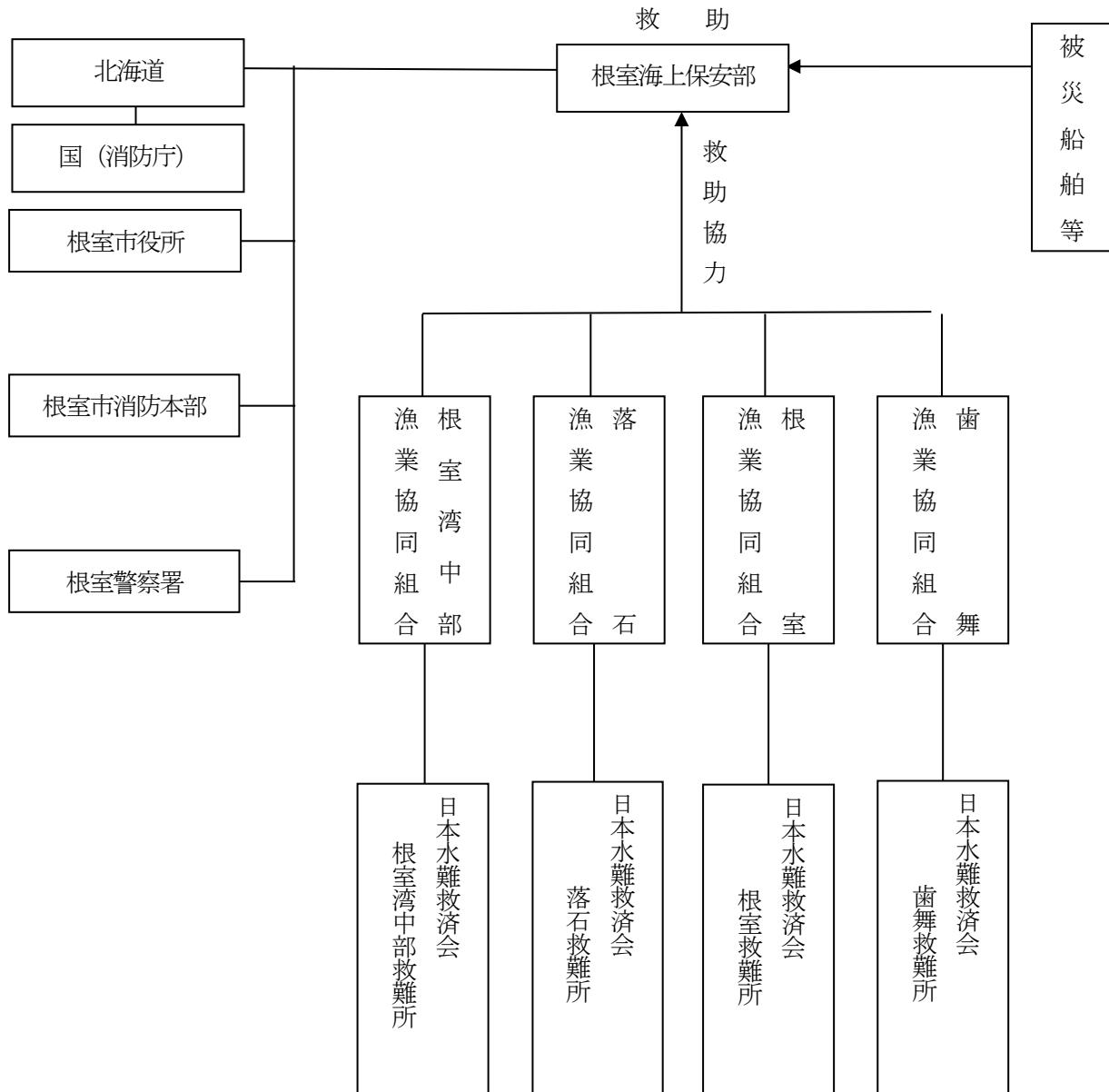
海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官の定める者が、海難の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

- (6) 交通規制（本編第4章第15節「交通応急対策計画」）
- (7) 広域応援（本編第4章第9節「広域応援・受援計画」）

別記1

海難対策系統図



別記2

関係機関・団体		令和4年4月現在
機関及び団体名	住 所	電話番号
根室海上保安部	根室市琴平町1-38	24-3118
根室警察署	〃 弥栄町1-17	24-0110
北海道運輸局釧路運輸支局	〃 琴平町1-38	23-6417
根室振興局	〃 常盤町3-28	24-0257
根室市役所	〃 常盤町2-27	23-6111
根室市消防本部（署）	〃 大正町1-30	24-3164
釧路地方気象台	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5146 0154-31-5110 (夜間・休日)
道魚連根室支所	〃 海岸町1-2	24-7511
根釧漁船保険組合	〃 海岸町1-2	24-2215
根室漁業協同組合	〃 海岸町1-17	23-6161
歯舞漁業協同組合	〃 歯舞4-132-2	28-2121
落石漁業協同組合	〃 落石西395-2	27-2121
根室湾中部漁業協同組合	〃 温根沼344-3	25-3131
根室漁業無線局	〃 花咲港	25-8221
日本水難救済会・根室救難所	〃 海岸町1-17	23-6161
日本水難救済会・歯舞救難所	〃 歯舞4-120-1	28-2121
日本水難救済会・落石救難所	〃 落石西395-2	27-2121
日本水難救済会・根室湾中部救難所	〃 温根沼344-3	25-3131

第2節 流出油等対策計画

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害については、本編第5章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

1 実施担当及び実施機関等

各種対策を実施する担当及び機関等は次のとおりである。

主な実施担当班	水産港湾班、消防班 ※港湾法（昭和25年法律 第218号）に定める重要港湾及びその臨港地区並びに漁港漁場法（昭和25年法律第137号）に定める漁港区域及び陸域で発生の災害については、水産港湾班を実施担当とする。
実施機関及び団体	根室海上保安部、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路開発建設部根室港湾事務所、釧路地方気象台、釧路労働基準監督署、根室振興局、根室警察署、各漁業協同組合、各救難所

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

3 関係行政機関の共通実施事項

- (1) 迅速、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

4 各行政機関の個別の実施事項

- (1) 根室海上保安部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

(イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所の状況）

(ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消防及び油除去作業、潜水作業）

イ 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び排出油の防除に関する協議会の育成強化。

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(2) 釧路開発建設部根室港湾事務所

第3種漁港、第4種漁港、港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(3) 根室振興局

ア 根室市の流出油等対策計画の策定及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 根室市の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ 根室市及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 根室市

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(5) 釧路地方気象台

釧路地方気象台は、関係機関と調整を図り、保有する詳細な気象情報の提供に努めるものとする。

5 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

6 災害応急対策

油等大量流出事故等の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(2) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(3) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

7 災害時の広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」に準じて実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用及び広報の掲示等により次の事項について広報を実施する。

(ア) 油等大量流出事故災害の状況

(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(ウ) 海上輸送復旧の見通し

(エ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(オ) その他必要な事項

8 応急活動体制

(1) 根室市の災害対策組織

市長は、油等大量流出事故災害時、第2章第2節「根室市災害対策本部」の規定に基づき、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を

取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

9 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの管轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

(2) 根室海上保安部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講じる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や必要な資機材の動員、相互の連携ができるように調整する。

カ 船舶等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(3) 釧路開発建設部根室港湾事務所

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 北海道（根室振興局）、根室市

ア 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

なお、防除措置を実施するに当っては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察（根室警察署）

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘

導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配意するものとする。

1.0 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 根室海上保安部

速やかに巡回船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて根室市消防本部に協力を要請するものとする。

(2) 根室市消防本部

火災状況等の情報収集に努め、根室海上保安部の消火活動に協力するものとする。

1.1 避難対策及び港湾区域等の周辺整備

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第4章第6節「避難対策計画」の定めるところにより実施するとともに、港湾・漁港等における災害に、迅速かつ適切な避難対策を図るため、周辺地区の避難路整備等を実施するものとする。

(1) 避難路整備

ア 市長は、港湾区域において避難指示又は避難を必要とする災害が発生した場合に、地域住民等の安全かつ迅速な避難を実施するため、避難時間の短縮などを考慮した避難路の確保・整備に努めるものとする。

イ 漁港整備

釧路開発建設部根室港湾事務所は、沿岸住民等の避難を迅速に行えるよう、次の漁港に避難道路及び避難階段等の整備を図るものとする。

(ア) 歯舞漁港（温根元工区、珸瑤瑁工区を含む）

(イ) 落石漁港（浜松工区、昆布盛工区を含む）

(2) 周辺整備等

ア 災害時における地上輸送の途絶を想定し、防災資機材、緊急物資及び被災者等の海上輸送を円滑に行うため、根室港区の耐震強化岸壁（水深-5.5m、岸壁延長120m）に隣接する港湾施設用地を緊急搬入物資の荷捌き・一時保管場所とするなど複合的な活用に努めるものとする。

イ 港湾施設用地から避難所等へ、緊急搬入物資の円滑な陸上輸送を実施するため、市内主要幹線道路へ連絡する臨港道路の整備を図るものとする。

1.2 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章第8節「自衛隊派遣要請計画」により、知事に災害派遣要請を要求するものとする。

1.3 各団体等の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があつた場合、保有する

諸資機材等をもって協力を行うものとする。

1.4 ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第4章第31節「ボランティア受入計画」の定めるところによる。

1.5 防災訓練

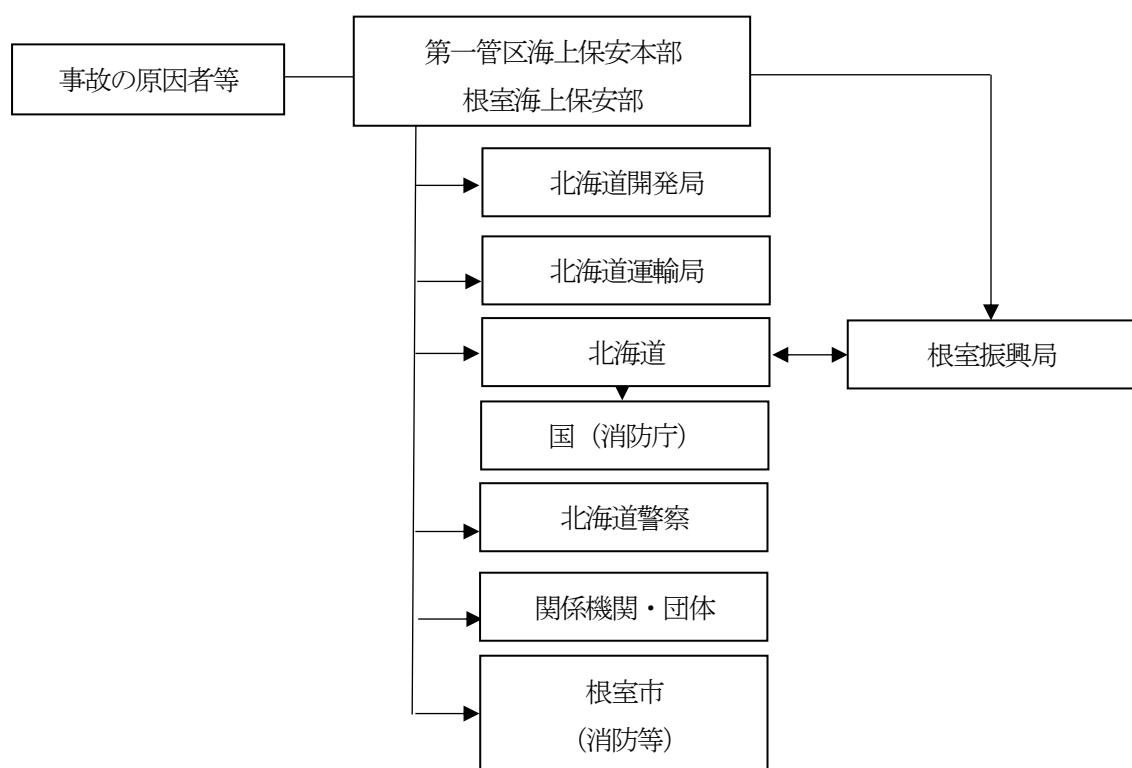
市防災会議は、港湾内における油防除対策活動を円滑に実施するため、防災訓練を毎年行うものとする。

1.6 広域応援

市及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本編第4章第9節「広域応援・受援計画」の定めるところによる。

(別記)

情報通信連絡系統図



別表1

化 学 消 火 劑 等 備 蓄 一 覧

令和4年6月現在

事 業 所 名	保 場 管 所	消 火 液 タンク (トロ)	予 備 消 火 液 (トロ)	油 处 理 劑 (トロ)	吸 着 マ ッ ト (kg)	オ イ ル フ ェ ン ス (メートル)
航空自衛隊第26警戒隊	光洋町		320	凝固剤 400kg	490 (5000枚)	
根室海上保安部	琴平町		240	846 (18L×49個)	102	200
根室市消防署	大正町	760	1,100	342		
根室市	花咲港			270	(250枚)	300
北海道漁業協同組合連合会	花咲港			648 (18L×36個)	120 エコパットEP-50	350
(株)ヒシサシ	花咲港	1,200		540	204	300
根室石油(株)	花咲港			270	150	300
北海道エネルギー(株) 根室営業所	花咲港			90	800枚	400
歯舞漁業協同組合	歯舞	352.4		324	140	500
釧路総合振興局 釧路建設管理部 根室出張所	宝林町			液状: 54L 粉末: 260kg	(400枚)	30
根室振興局					木質系4,420枚 石化系1,500枚	

第3節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

鉄軌道事業者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 災害発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- ア 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。
- イ 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ウ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- エ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次のように実施するものとする。

- ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
 - (イ) 家族等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
 - (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 施設等の復旧状況
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第11節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第4章第12節「医療及び助産計画」の定めによるもののか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消化活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 市（消防）

- (ア) 速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- (イ) 鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第4章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

根室警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第5章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 応援・派遣要請

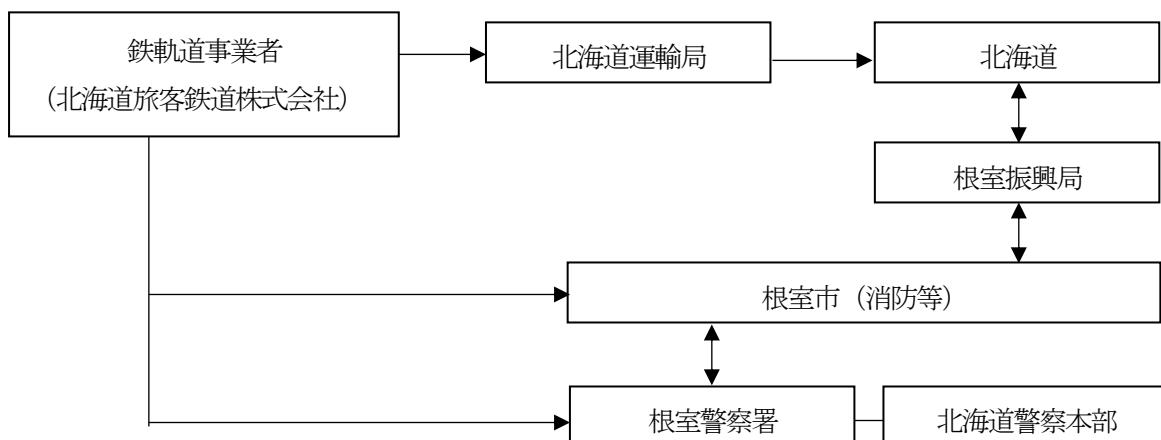
市は、災害の規模により、十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、他の市町村及び自衛隊の災害派遣要請権者に対し応援・派遣要請の要求を行うものとする。

(11) 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性を鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定期を明らかにするよう努めるものとする。

(別記)

鉄道災害情報通信系統図



第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を次のとおり実施するものとする。

（1）道路管理者

ア 橋梁、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施するものとする。

（2）北海道警察（根室警察署）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

（1）情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

ウ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連

絡するものとする。

エ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次のように実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第4章第11節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第12節「医療及び助産計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよ

うよう協力する。

イ 市（消防）

(ア) 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第4章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

根室警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第5章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 応援・派遣要請

市は、災害の規模により、十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、他の市町村及び自衛隊の災害派遣要請権者に対し応援・派遣要請の要求を行うものとする。

(11) 災害復旧

道路管理者は、その公共性を鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

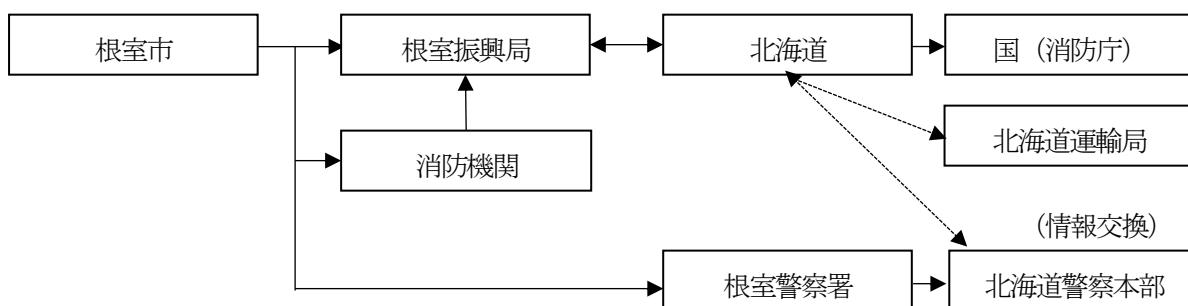
イ 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明確化するよう努めるものとする。

(別記)

情報通信系統図（市の管理する道路）



第5節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高压ガス、毒物・劇物）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、本編第5章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物の定義

（1）危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

＜例＞石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

（2）薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

＜例＞火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

（3）高压ガス

高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

＜例＞液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

（4）薬物・劇物

毒物及び劇物

＜例＞毒物（シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、「事業者」）及び関係機関は、必要な予防対策を実施する。

（1）危険物等災害予防

ア 事業者

（ア）消防法の定める設備基準、保安基準を損失するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

（ウ）危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 北海道、消防機関

（ア）消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を損失するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬類が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する者とする。

イ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態にあったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等の災害は発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

- イ 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ウ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- エ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次のように実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

- (イ) 被災者等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市及び各関係機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防機関

- (ア) 事業者との緊密な連携を図り、危険物の性状に合った適切な消防活動を実施する。

(イ) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(5) 避難措置

市及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出活動

第5章第11節「救助救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第4章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

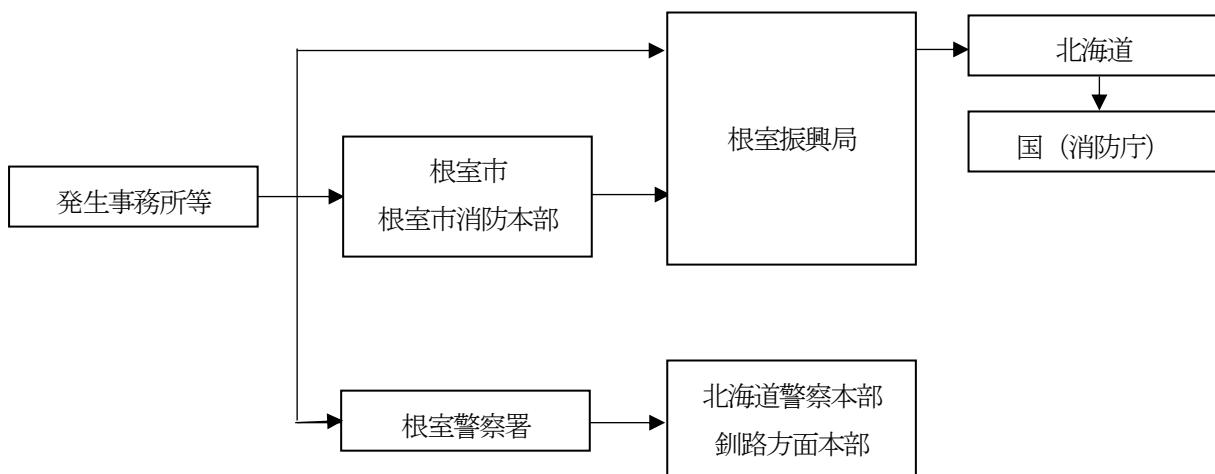
根室警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 応援・派遣要請

市は、災害の規模により、十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、他の市町村及び自衛隊の災害派遣要請権者に対し応援・派遣要請の要求を行うものとする。

(別記)

情報通信系統図



第6節 林野火災対策計画

林野火災の予防及びこれを消火するための対策については、本計画の定めるところによる。

1 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、次の組織を設け、構成機関相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を測るものとする。

(1) 名称

根室市林野火災予消防対策協議会

(2) 実施機関

根室市、根室市消防本部、根釧東部森林管理署、根室振興局、釧路地方気象台、航空自衛隊第26警戒隊、根室警察署、別海町森林組合、道東あさひ農業協同組合根室支所、根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、落石漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、森林愛護組合、根室市市有林監視員、道東あさひ農業協同組合根室支部酪農協議会

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることに鑑み、気象警報等を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 火災気象通報

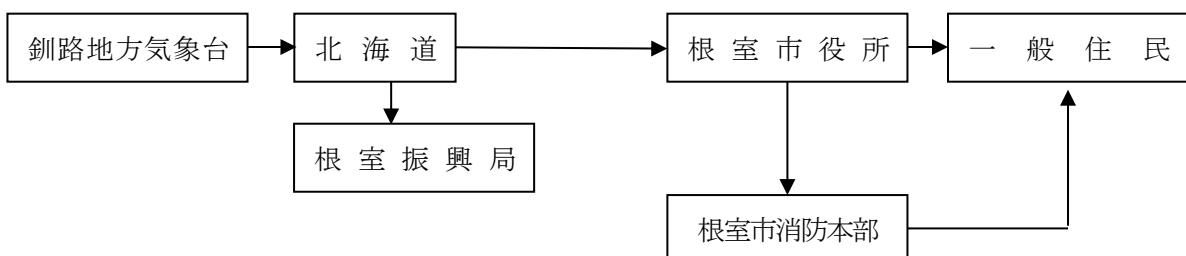
火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報が行われる。火災気象通報の通報基準及び通報伝達は次のとおりである。

ア 通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で12m/s以上が予想される場合。

なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

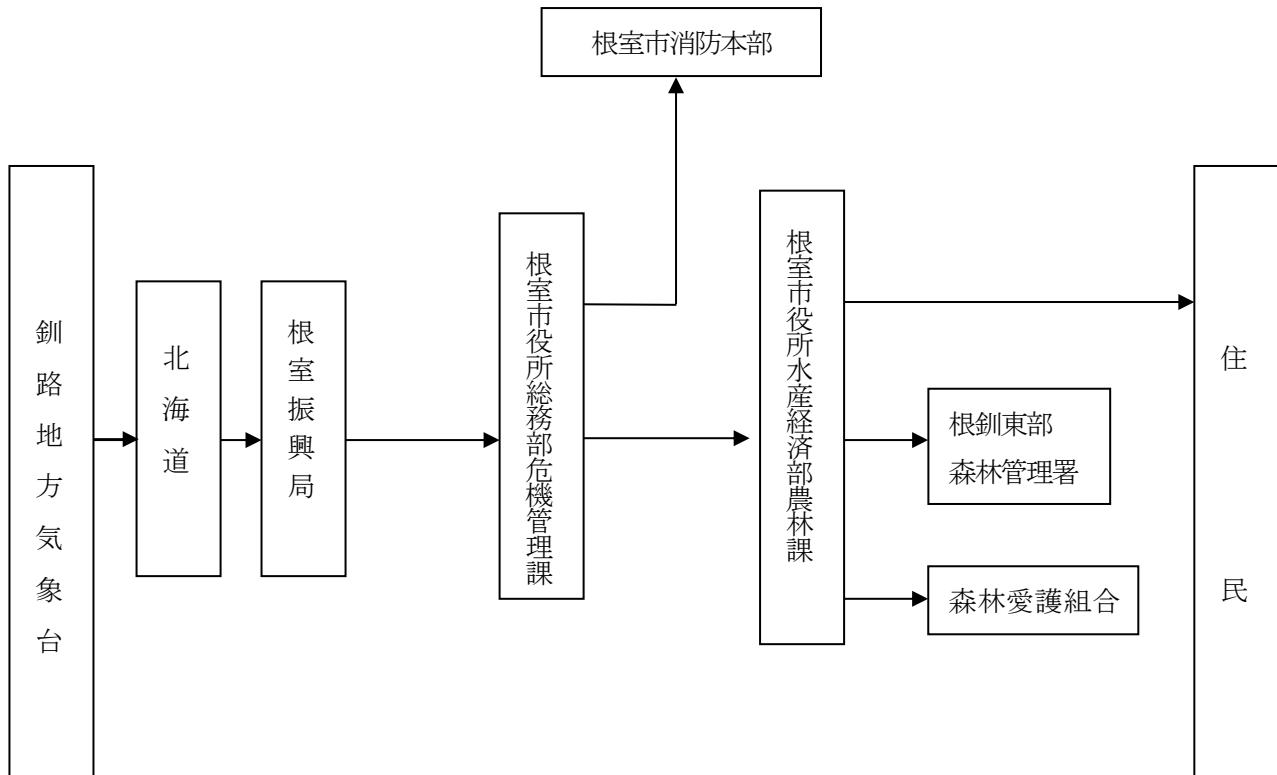
イ 通報伝達



(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、釧路地方気象台から火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行われるものとする。なお、通報伝達は次のとおりとする。

ア 通報伝達



(3) 火災警報発令

市長は、根室振興局長から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、根室市消防計画に基づき火災警報を発令することができる。

(4) 関係機関の措置

ア 根室振興局

通報を受けた根室振興局は、通報内容を根室市へ通報するものとする。

イ 根室市

通報を受けた根室市は、通報内容及びとるべき措置等を森林愛護組合等の関係機関へ通報するとともに、一般住民への周知徹底を図るものとする。

なお、市長は林野火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災発生の危険があると認めたときは火災警報を発令することができるものとする。

ウ 関係機関

通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、通報内容及び取るべき措置を部内の出先機関等へ連絡するものとする。

3 林野火災予防対策

(1) 発生原因別対策

林野火災の発生原因のほとんどが、人為的なものであるので、市及び各森林所有者は、次により原因別に対策を講ずるものとする。

ア 一般入林者対策

ハイキング・山菜採取・魚釣等の入林者対策として、次の事項を推進する。

- (ア) タバコ・たき火による失火については、十分な思想の啓発を図る。
- (イ) 入林しようとする者には、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくする。
- (ウ) 危険時の入林制限区域の周知を図る。
- (エ) 掲示板等を設置し、啓発する。
- (オ) 観光関係者による思想の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにし、出来る限り夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、火入対策として次の事項を推進する。

(ア) 火入れ方法の指導

- (イ) 火入れをする場合は、火入許可をとり、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (ウ) 警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (エ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。

ウ 林野内事業者対策

林野内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

- (ア) 林野内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (イ) 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (ウ) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。
- (エ) 林内で道路整備等を行う事業者は、事業区域より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有林から失火のないよう次の事項を実施するものとする。

ア 自己の所有林内への入林者に対する防災啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無許可入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林野火災予防思想の普及

ア テレビ、ラジオ放送及び新聞、市広報紙等による啓発

イ ポスター、チラシ等の配布及び看板、掲示板による啓発

ウ 鉄道、バス等運行及びパトロール活動の強化

エ 広報車の運行及びパトロール活動の強化

オ 小中学校生徒による協力（標語、ポスターの募集）

(4) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、林野火災予消防の実施にあたり現地に精通しており、市及び関係機関は、その協力を要請するとともに、かつその活動強化のため連携を図る。

4 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、市及び消防機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防対策の万全を期すため、次の事項に留意する。

林野火災発生の際は、森林愛護組合及び関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとし、地元消防機関で消火困難となったときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく、他市町村の応援要請及び第4章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき北海道知事に対し自衛隊派遣要請を要求する。

(1) 消防組織の整備

消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって行うが、早期消火に務めるため、森林愛護組合及び関係機関は積極的に消火活動に協力するものとする。

(2) 林野火災消火訓練

市及び市消防本部は、森林愛護組合及び関係機関の協力を得て、森林火災を想定した情報連絡、消火の指揮系統等の総合的消火訓練を実施する。

(3) 消火器材の整備

ア 市及び森林愛護組合等は、地域に適合した器材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするものとする。

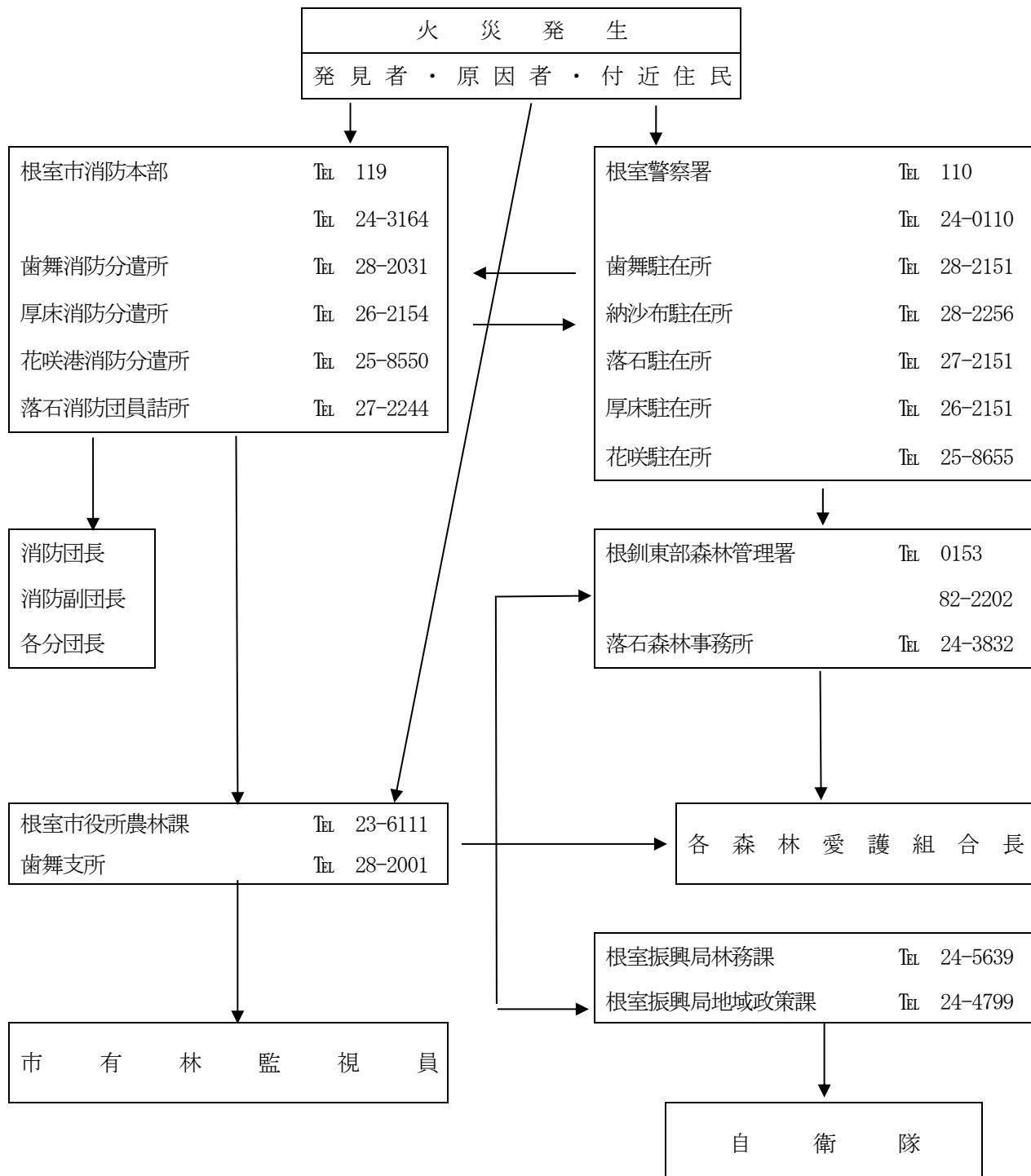
イ 林野火災の地上消火が困難な傾向にある場合、自衛隊等のヘリコプターにより空中消火作業を行うものとする。ヘリコプター着陸可能地点については、適地を第4章第10節「ヘリコプター等活用計画」のヘリコプター着陸可能地点より選定するものとする。

(4) 広域消火体制の確立

林野火災は、市町村界を超えて広域化するおそれがあるので、市においては、広域的な消火体制の確立を図るため、平常時より林野火災に即応できるよう、近隣の町との連携強化を図るものとする。

(5) 林野火災発生通報の系統確立

ア 通報系統（令和7年1月現在）



イ 消防出動体制



※ 集合時に班編成を行うものとする。

(6) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合には、早期に状況把握を必要とするので、根室市及び根室振興局においては被害状況の報告及び林野火災被害状況調査提出の迅速化を図るものとする。

第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力ネットワーク(株)根室ネットワークセンター

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。
- (イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- (ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

ウ 防災関係機関

- (ア) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (ウ) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (カ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

エ 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

根室市、北海道、根室警察署、北海道電力ネットワーク(株)根室ネットワークセンター

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 停電及び停電に伴う災害の状況

(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(ウ) 停電の復旧の見通し

(エ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 根室市

市長は、大規模停電災害時、その状況に応じ第2章「防災組織」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力ネットワーク(株)根室ネットワークセンター

(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

(イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織を設置して非常災害対策活動を実施する。

(ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制を整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第12節「医療及び助産計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第15節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 根室警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第6節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

(ア) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

(イ) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

(ウ) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

市長（建設水道対策部上下水道総務班）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への応急給水を行うものとする。また、必要に応じて、公益社団法人日本水道協会道東地区協議会、根室市水道工事業協会等に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第20節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

根室警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

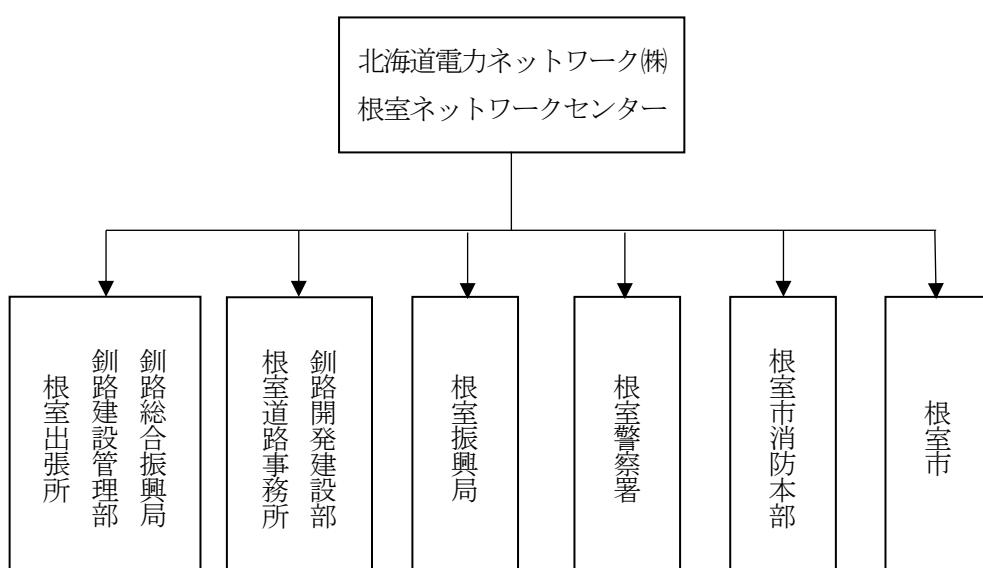
知事等法令で定める者は、第4章第8節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



第6章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

市長その他の執行機関、北海道、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地滑り防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設

キ 道路

ク 港湾

ケ 漁港

コ 下水道

サ 公園

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

4 激甚災害の指定等

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう務めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 市

- ア 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制の確立に努めるものとする。
- イ 市長は、当市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- ウ 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- エ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- オ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災した市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(3) 市消防本部

市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災の調査結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ア 市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
 - (カ) 援護の実施の状況
 - (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - (ク) 電話番号その他の連絡先
 - (ケ) 世帯の構成
 - (コ) 罹災証明書の交付の状況
 - (サ) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - (シ) サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - (セ) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
 - ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
 - エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
- ア 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
 - イ 台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - (オ) その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
 - ウ 市長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき

を除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、個人番号（本節2の（1）のイの（ス））を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災者の生活再建や経営安定等を図る融資・貸付等の金融支援は、次のとおりである。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住宅被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

